平成26年度経済産業省委託業務

平成２６年度化学物質安全対策
（消費者用調剤製品等使用の安全確保における規制とラベル表示に関する調査）
報告書

平成 **27** 年 **3** 月

一般財団法人 化学物質評価研究機構

目次

1. はじめに 1
2. 消費者用調剤製品等の化学物質による危険有害性等の表示に関する規制等.....3
2.1. 化学物質に関する国内法規制と SDS 記載項目との関連性.....3
2.2. 消費者用調剤製品等の化学物質に関する国内法規制等の製品カテゴリー別の整理 ...9
3. 欧米における消費者用調剤製品等の化学物質による危険有害性等の表示に関する規制等及び GHS 導入状況等 14
3.1. 米国カリフォルニア州の Proposition65 における GHS 導入状況.....14
3.2. CLP 規則と GHS 22
3.3. 米国 OSHA の HCS2012 における GHS 導入状況 33
4. GHS 制度で危険有害性表示が必要とされうる製品に該当する消費者調剤製品等について、貼付されている化学物質危険有害性に関する表示、取扱い表示等.....34
4.1. GHS 制度で危険有害性表示が必要とされうる消費者用調剤製品等に現在貼付されている化学物質危険有害性に関する表示等の調査.....34
4.2. 海外における消費者用調剤製品等の表示に関する調査.....51
5. 消費者用調剤製品等への GHS 導入等により予想される効果、社会への影響等 57
5.1. 消費者用調剤製品等に GHS に基づく化学物質の危険有害性等の情報提供を導入した例 57
5.2. GHS 以外の化学物質の危険有害性等の情報提供手法の調査及び GHS あるいは GHS 以外の方法についてのパターン検討.....64
5.3. 消費者用調剤製品等に GHS あるいは GHS 以外の方法を導入した場合に予想される効果、社会への影響等の検討.....68

別添資料3-1 PROPOSITION 65 ARTICLE6 改定案理由書抜粋和訳
別添資料4-1 国内製品購入リスト
別添資料4-2 GHS危険有害性項目毎の表示内容整理 (急性毒性)
別添資料4-3 GHS危険有害性項目毎の表示内容整理 (皮膚腐食刺激性)
別添資料4-4 GHS危険有害性項目毎の表示内容整理 (眼刺激性)
別添資料4-5 GHS危険有害性項目毎の表示内容整理 (皮膚感作性)
別添資料4-6 GHS危険有害性項目毎の表示内容整理 (発がん性)
別添資料4-7 GHS危険有害性項目毎の表示内容整理 (環境有害性)
別添資料4-8 海外製品購入リスト
別添資料5-1～5-8 インタビュー対象別の結果 (非公表)

1. はじめに

国連は、言語が異なる労働者等の誰もが、化学品の危険有害性を一目で理解できる国際的に調和した統一的な情報伝達方法として、化学物質及び混合物に固有な危険有害性を特定し、その危険有害性に関する情報を絵表示等の国際的に調和された内容で労働者、消費者、輸送関係者及び救急対応者に伝えることを目的とした「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (以下、GHS)」を 2003 年に制定した。

その背景の一つには、化学品取引がグローバルに展開する中で、各国で異なっていた化学品の危険有害性情報を世界的に調和させ、化学品の安全な使用、輸送、廃棄を確実にし、化学品の暴露を管理し、ヒトと環境の保護を行うことがある。GHS は、企業間取引 (B to B) においては各国での導入が進められており、国内では「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)」及び「労働安全衛生法 (安衛法)」に、海外では欧州の分類、表示と包装に関する規則 (CLP 規則) や米国の労働安全衛生局 (OSHA) の危険有害性周知基準 (HCS) 等に導入されている。

GHS では、消費者も情報提供の対象として含まれており、企業対消費者間取引 (B to C) における情報伝達も対象となっている。欧州では他国に先んじて、CLP 規則において、2015 年から消費者用調剤製品に GHS 表示を導入することを予定している。しかしながら、B to B において取引される化学品は様々な製品の原料として、様々な使用方法が想定されるため、どのような使用方法をすれば、どのようなことが起こるかということを情報提供しなければならないが、消費者用調剤製品等は使用方法が決まっているため、危険有害性情報を伝達することが、消費者の安全にどれだけ寄与するのか不明なことも多い。また、B to B と異なり、各国内でのみ使用される消費者用調剤製品等の表示を国際的に調和させることの必要性も議論が必要である。

こうした状況を踏まえ、本調査では、今後の日本における消費者用調剤製品等の化学物質による危険有害性等に関する表示のあり方を検討する際の基礎資料とするために、以下の内容についての調査を行った。

- 消費者用調剤製品等の化学物質による危険有害性等の表示に関する規制等

消費者用調剤製品等の化学物質に関する国内法規制について、SDS (安全データシート) の記載項目との関連性を整理した。さらに、消費者用調剤製品等の化学物質に関する国内法規制及び業界による自主基準等について、化学物質に関する基準値や表示基準等を消費者用調剤製品カテゴリー毎に整理した。

- 欧米における消費者用調剤製品等の化学物質による危険有害性等の表示に関する規制、GHS 導入状況等

欧米の消費者用調剤製品等の表示に関する規制として、米国についてはカリフォルニア州の Proposition65 における GHS 導入状況を調査した。欧州については、CLP 規則に関し

て、導入までの流れ、CLP 規則に関するガイダンス等の整理及び GHS と CLP の相違点等について整理した。さらに、消費者用調剤製品に関する規制ではないが、米国労働安全局(OSHA) の危険有害性周知基準 (HCS; Hazard Communication Standard) への GHS 導入についても整理した。

- GHS 制度で危険有害性の表示が必要とされうる製品に該当する消費者用調剤等について、貼付されている化学物質危険有害性に関する表示、取り扱い表示等

現在、消費者用調剤製品等にどのような化学物質危険有害性等に関する表示があるかを把握するために、国内及び海外の実際の製品を購入し、各製品に現在貼付されている化学物質危険有害性等に関する表示を整理した。

さらに、国内製品及び欧州以外の海外製品については、各製品に表示されている成分に基づき可能な範囲で GHS 分類を実施し、製品毎に GHS 分類における表示内容と現在の表示内容を比較・整理した。

- 消費者用調剤製品等への GHS 導入等により予想される効果、社会への影響等

消費者用調剤製品等へ GHS 等を導入した場合に予想される効果、社会への影響等について検討するために、消費者団体、事業者及び有識者に直接インタビューを行った。インタビュー結果に基づき、消費者用調剤製品等へ GHS 等を導入した場合のメリット/デメリット、課題等を整理した。

なお、本調査の実施に当たっては、経済産業省の担当官との直接の打合せを、月 1 回程度実施し、電子メールによる進捗報告等を 2 週間に 1 回程度実施した。

2. 消費者用調剤製品等の化学物質による危険有害性等の表示に関する規制等

本章では、化学物質に関する国内法規制について、SDS (安全データシート) の記載項目との関連性を整理した。さらに、消費者用調剤製品等の化学物質に関する国内法規制及び業界による自主基準等について、化学物質に関する基準値や表示基準等を消費者用調剤製品のカテゴリー毎に整理した。

2.1. 化学物質に関する国内法規制と SDS 記載項目との関連性

化学物質に関する国内法規制について、所轄官庁、化学物質の危険有害性等に関する情報提供義務の有無、危険有害性等の情報入手可能性との関連性、SDS に記載する内容に関連する規制について、情報を整理した。結果を表 2-1 に示す。

表 2-1　化学物質に関する国内法規制と SDS 記載項目との関連性

正式名称	所轄官庁	化学物質の危険有害性等に関する情報提供義務	危険有害性等情報の入手可能性との関連	SDS に記載する内容に関連する規制等
労働安全衛生法	厚生労働省	・特定の物質について、SDS の提供義務がある	○新規化学物質の場合、「11.有害性情報」の一部のデータを取得する義務あり。また、間接的に「9.物理的及び化学的性質」も取得されている可能性が高い。 ○新規化学物質以外の場合、以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」	・「8.ばく露防止及び保護措置」にある「許容濃度」には、作業環境評価基準に定められた物質がある場合、記載。 ・「14.輸送上の注意」に関連した規制がある。 ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
特定化学物質障害予防規則(省令) (旧：特定化学物質等障害予防規則)	厚生労働省	―	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」	・「2.危険有害性の要約」(規制の閾値を超える場合) ・「8.ばく露防止及び保護措置」に関連した規則がある。 ・「13.廃棄上の注意」一部の物質について関連した規則がある。
鉛中毒予防規則	厚生労働省	―	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」	・「2.危険有害性の要約」(規制の閾値を超える場合) ・「8.ばく露防止及び保護措置」に関連した規則がある。
有機溶剤中毒予防規則(有規則)	厚生労働省	―	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」	・「2.危険有害性の要約」(有機溶剤含有量が 5%を超える場合) ・「8.ばく露防止及び保護措置」に関連した規則がある。
毒物及び劇物取締法(毒劇法)	厚生労働省	・特定の物質について、SDS の提供義務がある ・医薬用外毒物、医薬用外劇物の表示義務あり	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「11.有害性情報」	・「6.漏洩時の措置」に関連する内容の規制がある ・「7.取り扱い及び保管上の注意」に関連する内容の規制がある ・「13.廃棄上の注意」に関連する内容の規制がある ・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある

正式名称	所轄官庁	化学物質の危険有害性等に関する情報提供義務	危険有害性等情報の入手可能性との関連	SDS に記載する内容に関連する規制等
				・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)	厚生労働省・農林水産庁	・「毒」、「劇」の表示義務がある ・その他、禁忌を含めた情報提供義務がある。	○申請時に取得義務があるデータとして、以下に示す一部の情報が取得されている ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」	・「1.化学品(製品)及び会社情報」の「推奨用途及び使用上の制限」に関連する情報として用法、禁忌等がある。
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(家庭用品規制法)	厚生労働省・消費者庁	―	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理化学的性質」 ・「11.有害性情報」	・「1.化学品(製品)及び会社情報」の「推奨用途及び使用上の制限」に関連する情報として特定の物質に関する使用基準がある ・「7.取り扱い及び保管上の注意」で使用に関する基準があるものがある。 ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
食品衛生法	厚生労働省・消費者庁	―	○食品添加物等において以下の情報が収集・整理されている可能性がある。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「11.有害性情報」 ○食品添加物の指定及び使用基準改訂の要請等において、以下のデータが取得されている可能性がある。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「11.有害性情報」	―
道路法	国土交通省	―	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」の急性毒性 ○事業者が危険物であるかを判断する必要があるため、必要なデータが取得されている可能性がある。 ・「10.安定性及び反応性」	・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある (正容器も含まれる) ・「16.その他の事項」で制約を受ける事項として「車両通行の制限/禁止」に該当することがある。
鉄道営業法	国土交通省	―	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「10.安定性及び反応性」 ○事業者による判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「10.安定性及び反応性」	・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載 ・「16.その他の事項」で「制約を受ける事項」に関連する規制がある

正式名称	所轄官庁	化学物質の危険有害性等に関する情報提供義務	危険有害性等情報の入手可能性との関連	SDS に記載する内容に関連する規制等
危険物船舶運送及び貯蔵規則	国土交通省	・危険有害性等に基づく表示義務がある	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」 ○事業者による判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」	・「7.取り扱い及び保管上の注意」に関連する内容の規制がある ・「8.ばく露防止及び保護措置」に関連する内容の規制がある ・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
船舶安全法	国土交通省	・危険有害性等に基づく表示義務がある	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」 ○事業者による判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」	・「7.取り扱い及び保管上の注意」に関連する内容の規制がある ・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載 ・「16.その他の事項」で「制約を受ける事項」に関連する規制がある
港則法	国土交通省	―	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」 ○事業者による判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」	・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載 ・「16.その他の事項」で「制約を受ける事項」に関連する規制がある
航空法	国土交通省	・危険有害性等に基づく表示義務がある	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」 ○事業者による判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」	・「7.取り扱い及び保管上の注意」に関連する内容として容器包装に関する規制がある ・「13.廃棄上の注意」に関連する内容として排出規制がある ・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載

正式名称	所轄官庁	化学物質の危険有害性等に関する情報提供義務	危険有害性等情報の入手可能性との関連	SDS に記載する内容に関連する規制等
建築基準法	国土交通省	･(直接的な危険有害性等の情報ではないが、)特定の化学物質については、含有レベル等を示す表示をする義務がある	○事業者がしなければならない判断に必要なデータとして「9.物理的及び化学的性質」に関連する「発熱性」がある ○必要に応じて取得義務があるデータとして「10.安定性及び反応性」に関連するガス有害性試験がある。	・「16.その他の情報」として、建築資材としての制限がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海防法)	国土交通省、環境省	・危険有害性等に基づく表示義務がある	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」 ○事業者による判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」の急性毒性 ・「12.環境影響情報」	・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	環境省	-	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理的及び化学的性質」に含まれる爆発性 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」	・「13.廃棄上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載(特別管理廃棄物の場合)
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB処理法)	環境省	-	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」	・「13.廃棄上の注意」に関連する内容の規制がある
悪臭防止法	環境省	―	―	・「13.廃棄上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン保護法)	環境省・経済産業省	―	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「12.環境影響情報」のオゾン層への有害性	・「13.廃棄上の注意」に関連する内容の規制がある
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)	環境省・経済産業省	―	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「12.環境影響情報」のオゾン層への有害性	・「13.廃棄上の注意」に関連する内容の規制がある
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法)	経済産業省	・第一種及び第二種指定化学物質について、SDS の提供義務がある	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が存在している可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」	・必要に応じた、「15.適用法令」への記載

正式名称	所轄官庁	化学物質の危険有害性等に関する情報提供義務	危険有害性等情報の入手可能性との関連	SDS に記載する内容に関連する規制等
高圧ガス保安法	経済産業省	・可燃性ガス、毒性ガス、特殊高圧ガスについてはそれぞれ、「可」、「毒」、「特」の表示義務がある	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ○事業者がしなければならない判断に必要なデータとして以下に示す一部の情報が取得されていることがある。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「11.有害性情報」の急性毒性	・高圧ガスに分類される場合、「2.危険有害性の要約」への記載 ・「7.取り扱い及び保管上の注意」に関連する内容の規制がある ・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	経済産業省・厚生労働省・環境省	優先評価化学物質、第一種及び第二種特定化学物質について指定された情報に関する情報提供義務(努力義務含む)がある	○新規化学物質の場合、「9.物理的及び化学的性質」、「11.有害性情報」「12.環境影響情報」の一部のデータを取得する義務あり（ただし、トン数帯等によって必要な情報は異なる)。また、間接的に上記に含まれない「9.物理的及び化学的性質」の情報も取得されている可能性が高い。 ○優先評価化学物質、第一種及び第二種特定化学物質については、以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「11.有害性情報」 ・「12.環境影響情報」	・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
火薬類取締法	経済産業省、内閣府、国土交通省	―	○規制対象としている物質の以下に示す一部の情報については、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ○特定要件に合致する場合、「10.安定性及び反応性」の安定度(性)試験が必要	・「2.危険有害性の要約」で GHS 分類で該当しない場合、記載が必要 ・「7.取り扱い及び保管上の注意」に関連する内容の規制がある ・「13.廃棄上の注意」に関連する内容の規制がある ・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・「15.適用法令」への記載 ・「16.その他の情報」として「特定の訓練の必要性」がある。
消費生活用製品安全法	経済産業省・消費者庁	―	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「11.有害性情報」	―
家庭用品品質表示法	経済産業省・消費者庁	(対象品目によって異なる) ・接着剤では毒物及び劇物指定令第 2 条（劇物）に指定されている劇物を使用している場合に限り、「劇物含有」と表示する義務がある。 ・(直接的な危険有害性等の情報ではないが、)例えば	○「劇物含有」表示をする物質（毒劇法により指定）については、以下の情報がある可能性がある ・「11.有害性情報」	―

正式名称	所轄官庁	化学物質の危険有害性等に関する情報提供義務	危険有害性等情報の入手可能性との関連	SDS に記載する内容に関連する規制等
		合成洗剤では液性や特別注意事項「まぜるな危険」等)の表示義務がある		
食品安全基本法	内閣府	―	○本法に基づき設定された「食品安全委員会」では添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、肥料・飼料等においても審議するため、対象となった物質については以下の情報が得られている可能性がある ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「11.有害性情報」	・必要に応じた、「1.化学品(製品)及び会社情報」の「推奨用途及び使用上の制限」への食品添加物の使用基準等の記載 ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載(ポジティブリスト制度の対象)
郵便法	総務省	―	○規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」	・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載 ・「16.その他の情報」の「制約を受ける事項」に関連する規制がある
消防法	総務省消防庁	危険物等級、物質名、危険物に応じた注意事項等の表示義務がある	○規制対象となるかを事業者が判断しなければならないために、以下に示す一部の情報を（事業者等が)取得している可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」（例：沸点、引火点、燃焼点等） ・「10.安定性及び反応性」（例：反応性、化学的安定性等) ○既に危険物として指定されている物質等については、以下に示す一部の情報について、行政が判断に用いたデータがある可能性がある。 ・「9.物理的及び化学的性質」（例：沸点、引火点、燃焼点等） ・「10.安定性及び反応性」（例：反応性、化学的安定性等)	・「2.危険有害性の要約◇引火性液体、可燃性固体、自然発火性物質、禁水性物質、酸化性物質、事故反応性物質等に該当する場合 ・「5.火災時の措置」に関連する内容の規制がある ・「6.漏出時の措置」に関連する内容の規制がある ・「7.取り扱い及び保管上の注意」に関連する内容の規制がある ・「8.ばく露防止及び保護措置」の設備対策に関連する内容の規制がある ・「13.廃棄上の注意」に関連する内容の規制がある ・「14.輸送上の注意」に関連する内容の規制がある ・必要に応じた、「15.適用法令」への記載
農薬取締法	農林水産省	・毒性または危険性がある場合には、容器包装にその旨を正確に記載する義務がある。	○事業者による登録あるいは規制対象となるかの判断のために、以下に示す一部の情報が取得されている可能性が高い。 ・「9.物理的及び化学的性質」 ・「10.安定性及び反応性」 ・「11.有害性情報」の急性毒性 ・「12.環境影響情報」	・「1.化学品(製品)及び会社情報」の「推奨用途及び使用上の制限」に関連する内容として、希釈倍率、使用時期等がある ・「2.危険有害性の要約」に関連する内容として、水質汚濁農薬等がある ・「4.応急措置」に関連する内容として、解毒方法がある。 ・「7.取り扱い及び保管上の注意」に関連する内容として登録されている使用上の注意がある。

2.2. 消費者用調剤製品等の化学物質に関する国内法規制等の製品カテゴリー別の整理

消費者用調剤製品等の化学物質に関する国内法規制及び業界による自主基準等について、化学物質に関する基準値や表示基準等を消費者用調剤製品のカテゴリー毎に整理した。

2.2.1. 国内法規制

以下に示す消費者用調剤製品等の化学物質に関する国内法規制について、基準値や禁止成分等の規制や表示に関する基準等を調査し、製品カテゴリー毎に整理した。整理した結果を表 2-2 に示した。

- 食品衛生法
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (旧薬事法)
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- 消費生活用製品安全法
- 家庭用品品質表示法
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)
- 毒物及び劇物取締法 (毒劇法)
- 農薬取締法
- 化学物質排出把握管理促進法 (化管法)
- 建築基準法
- 高圧ガス保安法
- 電気用品安全法
- 消防法
- 工業標準化法/日本工業規格 (JIS)

表 2-2　国内法規制と製品カテゴリー

		所管組織								国内法規制											
										食品衛生法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律[注1]	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）[注4]	消費生活用製品安全法[注5]	家庭用品品質表示法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	毒物及び劇物取締法[注6]	農薬取締法	化学物質排出把握管理促進法（化管法）	建築基準法	高圧ガス保安法	電気用品安全法	消防法	工業標準化法／日本工業規格（JIS）
										厚生労働省 消費者庁（表示のみ）	厚生労働省 農林水産省（動物用医薬品等のみ）	厚生労働省	経済産業省、消費者庁	消費者庁、経済産業省	経済産業省、厚生労働省、環境省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	経済産業省	経済産業省	消防庁	経済産業省
製品カテゴリー		厚生労働省	農林水産省	経済産業省	環境省	国土交通省	消費者庁	消防庁															
おもちゃ		✓		✓			✓			●、▲ （乳幼児用玩具）											▲、■（PSEﾏｰｸ） （電熱式・電動式おもちゃ）		
食器・食品包装材		✓		✓			✓			●、▲、■ （食器等器具、食品等包装容器）				■ （食事用、食卓用又は台所用の器具）								▲、■ （プラスチック製）
洗剤・洗浄剤		✓		✓	✓		✓	✓		●、▲ （野菜・果実・飲食器の洗浄用）		● （家庭用洗浄剤）		■ （研磨剤を含むものは除く）	○ （二特使用製品）	●、◆ （特定有毒物を含む住宅用、液体状のもの）						■、◆ （危険物該当の場合）	▲、■
漂白剤				✓			✓	✓						■ （衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤）								■、◆ （危険物該当の場合）	
磨き剤				✓			✓							■ クレンザー等（研磨剤を含むもの）									
農薬		✓	✓	✓			✓	✓		● （ﾎﾟｼﾞﾃｨﾌﾞﾘｽﾄ）						■、◆ （保管方法に関する義務）	●、▲、■、◆ （登録制度、使用基準等）	■（SDS制度） ○（PRTR制度）				■、◆ （危険物該当の場合）	
防除剤（殺虫剤、防虫剤、忌避剤、誘引剤等）	殺虫剤・害虫駆除剤	✓	✓	✓	✓		✓	✓		● 貯穀害虫等 （ﾎﾟｼﾞﾃｨﾌﾞﾘｽﾄ）	▲、■ 衛生害虫[注2]				○（新規物質） （不快害虫）		●、▲、■、◆ （農作物等の病害虫防除のための殺虫剤）			▲、■ （エアゾール製品）	▲、■（PSEﾏｰｸ） （電気蚊取）	■、◆ （危険物該当の場合）	
	防腐剤、防虫剤、かび防止剤	✓		✓	✓							● （特定の物質を含む木材防腐剤・木材防虫剤）			□（一特使用製品） ○（二特使用製品）	●、◆ （DDVPを含有の衣料用防虫剤に限る）							
消臭剤・芳香剤				✓				✓												▲、■ （エアゾール製品）		■、◆ （危険物該当の場合）	
医薬品		✓		✓				✓			▲、■									▲、■ （エアゾール製品）		■、◆ （危険物該当の場合）	
パーソナルケア・衛生用品等（医薬部外品）	薬用化粧品、口中清涼剤、デオドラント製品、ベビーパウダー、育毛、養毛剤、除毛剤、生理処理用品、染毛剤、パーマネントウェーブ剤、浴用剤（医薬部外品） 生理用タンポン、救急絆創膏、脱脂綿等（医療機器）	✓									▲、■ （医薬部外品） （医療機器）												
動物用医薬品等	専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品	✓	✓							● （ﾎﾟｼﾞﾃｨﾌﾞﾘｽﾄ）	● （抗生物質等指定医薬品）												
化粧品		✓		✓				✓			■ （ﾎﾟｼﾞﾃｨﾌﾞ・ﾈｶﾞﾃｨﾌﾞ・ﾘｽﾄﾘｸﾃｯﾄﾞﾘｽﾄ）										▲、■ （エアゾール製品）		■、◆ （危険物該当の場合）	
繊維製品		✓		✓	✓		✓	✓			▲、■ （機能性繊維素材・製品）[注3]	● （物質毎に対象製品の指定あり）		■	□（一特使用製品） ○（二特使用製品） （防炎生地、防炎カーテン、繊維製品用仕上加工剤）							▲、■ （劇場のカーテン等、特定対象物の防炎物品使用義務）	■
接着剤		✓		✓	✓	✓	✓	✓				● （家庭用接着剤）		■	□（一特使用製品） ○（二特使用製品）	●、■			●（建材） （特定物質の内装仕上げへの使用制限、建築物への使用禁止）			■、◆ （危険物該当の場合）	▲
塗料		✓		✓	✓	✓	✓	✓				● （家庭用塗料）		■	□（一特使用製品） ○（二特使用製品） （塗料、印刷用インキ）				●（建材） （特定物質の内装仕上げへの使用制限、建築物への使用禁止）	▲、■ （エアゾール製品）		■、◆ （危険物該当の場合）	▲
潤滑油、切削油、作動油		✓		✓	✓										□（一特使用製品） ○（二特使用製品） （常温で液体のもの）								
エアゾール製品		✓		✓								● （家庭用エアゾール製品） （特定の有毒物質の含有禁止）								▲、■			
その他	ヘルメット、照明カバー、眼鏡フレーム、ワックス、サーフボード、ボタン、消火器、消火剤	✓		✓	✓										□（一特使用製品）								
	浴室用器具、便所用器具、かご、盆、水筒、湯たんぽ			✓			✓							■									
	ワックス、ほ乳用具、サングラス、なべ等			✓			✓							■									
	抗菌製品																						▲、■

●：化学物質に関する規制等（含有、基準値、禁止成分など）
■：表示に関する基準等
▲：何らかの試験、検査等の要求・基準等
◆：容器・被包の基準、保管方法等
○：届出必要
□：輸入禁止

（注1）旧薬事法、平成26年11月25日に施行
（注2）薬事法ではこれらの衛生害虫の駆除を目的とした殺虫剤は医薬品または医薬部外品に該当する
（注3）人体への効能効果を記載したものは、薬事法の医薬品又は医療機器に該当する場合がある
（注4）食品衛生法及び薬事法が適用される家庭用品は除く
（注5）製品の安全基準があるが、化学物質としての指定はない
（注6）薬事法の対象物質は除く

2.2.2. 業界による自主基準等

以下に示す消費者用調剤製品等の化学物質に関する業界の自主基準等について、基準値や禁止成分等の規制や表示に関する基準等を調査し、製品カテゴリー毎に整理した。整理した結果を表 2-3 に示した。

- 玩具安全基準 (ST 基準)
- 化粧品の表示に関する公正競争規約
- 化粧石けんの表示に関する公正競争規約
- 家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約
- 歯みがき類の表示に関する公正競争規約
- 防虫剤の表示に関する公正競争規約
- 家庭用生活害虫防除剤の自主基準
- 家庭用洗浄剤の自主基準
- 洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準
- 家庭用消費者製品における GHS 実施ガイダンス
- 家庭用消費者製品における GHS ラベル表示作成ガイダンス
- 日本化粧品工業連合会自主基準・ガイドライン
- ポリオレフィン等衛生協議会自主基準
- 日本プラスチック日用品工業組合自主基準
- ポリ塩化ビニリデン製食品容器包装等に関する自主基準
- 塩ビ食品衛生協議会自主基準
- ポリカーボネート樹脂技術研究会自主基準
- 日本バイオプラスチック協会自主基準
- 化粧品の安全性評価に関する指針
- SEK マーク
- SIAA マーク
- エコマーク
- 家庭用塗料 GHS 自主表示要領
- 日本衛生材料工業連合会自主基準
- 一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤の自主基準
- ホルムアルデヒド自主管理要領
- 非トルエン・キシレン塗料自主表示ガイドライン
- 低 VOC 塗料自主表示ガイドライン
- 塗料の鉛リスクリダクションに関わる日本塗料工業会宣言
- 化学物質に関する注意喚起の標識
- 抗菌塗料製品管理のためのガイドライン
- 印刷インキに関する自主規制 (NL 規制)

- 家庭用エアゾール防水スプレー等の安全性向上のための自主基準
- 食品包装材料用接着剤等に関する自主規制 (NL 規制)
- 消臭加工マーク
- 芳香消臭脱臭剤の GHS 実施ガイダンス

表 2-3　業界による自主基準等と製品カテゴリー

| | | 所管組織 | | | | | | | 業界による自主基準等 | | | | | | |

3. 欧米における消費者用調剤製品等の化学物質による危険有害性等の表示に関する規制等及び GHS 導入状況等

本章では、欧米の消費者用調剤製品等の表示に関する規制として、米国についてはカリフォルニア州の Proposition65 における GHS 導入状況を調査した。欧州については、CLP 規則に関して、導入までの流れ、CLP 規則に関するガイダンス等の整理及び GHS と CLP の相違点等について整理した。

さらに、消費者用調剤製品に関する規制ではないが、米国労働安全局 (OSHA) の危険有害性周知基準 (HCS; Hazard Communication Standard) への GHS 導入についても整理した。

3.1. 米国カリフォルニア州の Proposition65 における GHS 導入状況

3.1.1. PROPOSITION 65 の概容

カリフォルニア州の Proposition 65 (正式名称：Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986) は、カリフォルニア州の有害物質管理法で、1986 年に州民発案による直接立法手続によって制定された法律である。本法の施行規則が、カリフォルニア州規則集 Title 27 § 25102～27001 に規定されている。本法の所管組織は、カリフォルニア環境保護庁の環境保健有害性評価部 (OEHHA) である。

Proposition 65 は、がんまたは生殖毒性を引き起こすことが州に知られている化学品のリストを作成し、そのリストに記載された化学品について、事業者が知っていながら飲料水源に排出すること、および事業者が明確かつ妥当な警告なしに人に対してばく露することを禁じている。

1) がんまたは生殖毒性を引き起こすことがカリフォルニア州に知られている化学品のリスト

Proposition 65 は、がんまたは生殖毒性を引き起こすことが州に知られている化学品のリストを作成し、これを定期的 (年 1 回以上) に更新することを州知事に要求している。2014 年 6 月時点で、900 物質以上の化学品がリストされている。

リスト：http://www.oehha.ca.gov/prop65/prop65_list/Newlist.html

2) 飲料水源への排出・放出の禁止

Proposition 65 は、上記のリストに記載された化学品が飲料水源へ流入または流入するであろう場合に、水中へ、または地上へ、もしくは地中へ排出または放出してはならないとされている。

3) 明確かつ妥当な警告の義務

Proposition 65 は、上記のリストに掲載された化学品を、知った上でかつ意図的にば

く露する前に、ばく露される者に対して明確で妥当な警告を行わなければならないとしている。

警告には、消費者製品ばく露に関する警告、職業ばく露に関する警告及び環境ばく露に関する警告があり、警告の方法としては、製品ラベル、表示、標識、掲示等が挙げられている。

消費者製品ばく露に関する警告メッセージについては、以下の文言を含まなければならない。

A) がんを引き起こすことが州に知られている化学品を含む消費者製品

“警告：この製品は、がんを引き起こすことがカリフォルニア州に知られている化学品を含有している”

B) 生殖毒性を引き起こすことが州に知られている化学品を含む消費者製品

“警告：この製品は、出生異常またはその他の生殖障害を引き起こすことがカリフォルニア州に知られている化学品を含有している”

C) 即時の消費を意図される、健康・安全規則(27521(a)) で定義されるような食品施設において販売、提供、または他の方法で提供されるアルコール飲料以外の食品

“警告：ここで販売または提供される食品または飲料中には、がん、または出生異常またはその他の生殖障害を引き起こすことがカリフォルニア州に知られている化学品が存在している可能性がある”

D) 生鮮果実類、ナッツ類及び野菜類

“警告：この生産物は、がん、または出生異常またはその他の生殖障害を引き起こすことがカリフォルニア州に知られている化学品を含有している可能性がある”

E) ビール、麦芽酒、ワイン及び蒸留酒を含み、かつ、これらに限定されないアルコール飲料

“警告：蒸留酒、ビール、冷えたアルコール飲料、ワイン及びその他のアルコール飲料を飲むことは、発がんリスクを増加させ、妊娠中には出生異常を引き起こす可能性がある”

3.1.2. 警告に関する動向 (GHS 導入状況)

(1) 改定案 1 (旧改定案)

2013 年 5 月に、カリフォルニア州規則集 Title 27 の“ARTICLE6 明確かつ妥当な警告”を、より有益で有意義なものに改善するための提案が出された。提案内容は様々あるが、その中で、GHS に関連した部分としては、食品以外の消費者製品についてのみ、GHS マー

ク (ヒト健康影響：発がん、生殖毒性) の使用が提案された[1]。案に対するコメントの募集、事前調整のための公開ワークショップの開催 (2014 年 4 月) 等が行われ、コメントは 2014 年 6 月に締切られた。50 以上の業界団体等から多くのコメントが寄せられた[2]。

食品以外の消費者製品への警告に関する提案内容の概容は以下の通りである。

- 警告の方法は、これまでの伝統的な方法とインターネット等の電子的な方法のいずれも認められる。
- 以下のすべての要素を含まなければならない。
  - ✓ 国際的な健康有害性シンボル (GHS)
  - ✓ “WARNING”(大文字かつ太字) という単語
  - ✓ “Cancer Hazard” または “Reproductive Hazard”という文言
  - ✓ “Will expose you to [chemical name]”というフレーズ
  - ✓ The URL: www.P65Warnings.ca.gov.

(2) 改定案 2 (新改定案)

前述の改定案 1 (旧改定案) の後、さらに検討が進められ、2015 年 1 月に更なる改定案が出された[3]。旧改定案からの大きな変更点としては、GHS の健康有害性シンボルの使用が、米国内外の企業が広く使用し、現在多くの企業が既存のプロポジション 65 の警告に使用しているシンボル (下記和訳の図 1) の使用に変わった点である。

旧改定案では、多くの連邦政府、州政府および外国政府が発がん性または生殖毒性がある化学物質の特定に GHS を採用していたため GHS の健康有害性シンボルの使用が提案されていたが、一部の利害関係者からは、GHS のシンボルが職業的に関連のない大半の個人にとっては識別不能で、混乱や不必要な不安を生ずるとの懸念が上がっていた。この懸念を受け、OEHHA は、潜在的な代替策を検討し、現在一般の人々にとってより馴染みのある一般的に使用されているシンボルを選択した。

以下に、2015 年 1 月に出された改定案の理由書 (INITIAL STATEMENT OF REASONS, TITLE 27, CALIFORNIA CODE OF REGULATIONS, PROPOSED REPEAL OF ARTICLE 6 AND ADOPTION OF NEW ARTICLE 6, REGULATIONS FOR CLEAR AND REASONABLE WARNINGS, January 16, 2015)[4]のうち、製品ばく露の警告の伝達方法及び内容に関する部分 (§ 25603 及び § 25604) の和訳を示した。

また、本理由書の概容、背景、総則、定義及び製品ばく露の警告を行う責任の和訳につ

[1] http://www.oehha.ca.gov/prop65/warnings/pdf/DraftWarningRegs030714.pdf
[2] http://www.oehha.ca.gov/prop65/warnings/workshopcommentsJune2014.html
[3] http://www.oehha.ca.gov/prop65/CRNR_notices/WarningWeb/pdf/ProposedArticle6_cleartext.pdf
[4] http://www.oehha.ca.gov/prop65/CRNR_notices/WarningWeb/pdf/Article6_ISOR.pdf

いては、別添資料 3-1 に示した。

==========

§25603　製品ばく露の警告－伝達方法

第 25603 条は、製品によるリスト収載化学物質への曝露（職業性曝露または環境曝露ではない）に関して警告を行う方法を定めている。食品、アルコール飲料、処方薬、歯科治療、乗用車、ディーゼルエンジン、原木製品および家具による曝露の警告については、第 25608 条で別個に取扱い、本書でも後ほど取り上げる。

健康安全法第 25249.6 項の要件が適用される企業は、警告を行うにあたり、(a)号乃至(d)号に定める伝達方法のうち 1 つ以上を選択することができる。この伝達方法には、製品に固有の棚用タグもしくは棚用表示による警告、製品上での警告、オンライン購入の過程でインターネットを介して行う警告またはその他の電子的手段により行われる警告が含まれる、ただし、警告の受け手が、警告を求める必要がない場合に限られる。

(a)号(2)の「包括的」規定は、既存の通信方法（電子ショッピングカート、QR コード、スマートフォンアプリケーション、バーコードスキャナー、セルフ・チェックアウト用レジ、インターネットウェブサイト上のポップアップその他消費者に必要な警告を直ちに行うことができる電子装置等の現在利用可能なツールを含む）活用するためのものである。

この規定に関し、警告を行うにあたり企業はウェブサイトその他の装置にのみ依拠すればよいとの読み方をし、個人に警告を求めさせることになるのは OEHHA の意図ではない。例えば、漠然とウェブサイトに言及しても、本法の本規定を遵守したことにはならない。同様に、ある施設内のどの製品が警告を要するのかを判断するために、ウェブサイトを確認するよう要請するのは、本法の不遵守となる。[16]

(d)号に基づき、製品曝露の警告は、製品に添付される他のラベル、ラベル表示または表示と同じ言語で行わなければならない。これは、製品にすでに記載されたもの以上の言語要件を企業に課すことなく、英語を話さない者が確実に警告を理解できるようにするための方法として最も実行しやすいと判断された。この規定は、人々が警告を読み理解することを可能にする上、企業がすでに他の言語で情報を提供している場合に限り適用されることから、企業に多大な困難を生ずることもない。カリフォルニア州における言語の多様性を勘案すると、[17] OEHHA は、規則案のこの要件により、警告に容易にアクセスしこれを理解できる人口が増加し、もって警告を「明瞭かつ妥当」なものとすることで、法律の目的が促進されると考えている。
OEHHA は、本条に定める警告メッセージの伝達方法が、本法第 25249.6 項に準拠した有効

な警告を行うものになると判断した。他にも警告メッセージの伝達方法が開発される可能性はあるものの、規則案に定める方法が、理解が容易で、リスト収載化学物質への曝露を生じうる製品またはサービスと関連するものとして、必要な警告を個人に与えるものとなりそうだ。本条に定める方法は、個人が警告を求めずにすむものでもある。

---

[16] *Ingredient Communication Council, Inc. v. Lungren*, 2 Cal. App. 4th 1480 (1992)を参照。

[17] 「直近の米国国勢調査局の 2007 年から 2011 年までのアメリカ地域社会調査（ACS）によれば、カリフォルニア市民の 43%近くが家庭で英語以外の言語を話し、州の人口の約 20%が英語を「うまく」または「まったく」話せず、カリフォルニア州の全世帯のうち 10%が言語的に孤立している。」カリフォルニア州環境保健有害性評価局、カリフォルニア地域環境保健スクリーニングツール、1.1 版（2013 年 9 月）、http://www.oehha.ca.gov/ej/ces11.html から入手可。

---

§25604　製品ばく露の警告－内容

第 25604 条は、製品（規則第 25608 条で取り扱う製品を除く）によるリスト収載化学物質への曝露に関して警告を行う際の要件を定めている。本法第 25249.6 項の要件が適用される企業は、警告が本条に基づき明瞭かつ妥当とみなされるために、第 25604 条または第 25608 条の関連する規定に定める必須要素をすべて記載しなければならない。

(a)号(1)は、25608 条に記載されている場合を除き、プロポジション 65 による製品のすべての警告に使用するべき警告シンボルを定めている。規制案の最初の調整用ドラフトでは、化学物質の健康有害性を警告するために世界調和システム（GHS）において開発された絵表示の使用を義務付けていた、[18] というのも、多くの連邦政府、州政府および外国政府が有害化学物質（発がん性または生殖毒性がある化学物質を含む）の特定に GHS を採用していたためだ。[19] しかし、一部の利害関係者からは、GHS のシンボルが職業的に関連のない大半の個人にとっては識別不能で、混乱や不必要な不安を生ずるとの懸念が上がっていた。この懸念を受け、OEHHA は、潜在的な代替策を検討し、現在一般の人々にとってより馴染みのある一般的に使用されているシンボルを選択した。

このシンボルは、米国規格協会（ANSI）が使用している警告シンボルに類似したもので、米国内外の企業が広く使用し、現在多くの企業が既存のプロポジション 65 の警告にこれを使用している。[20] 当該シンボルは、中に黒い感嘆符が描かれた太い黒枠が付いた黄色の正三角形で構成されている。図 1 は、その一例である。図 1 のシンボルは、例示目的のみで示されているもので、実寸表示とみなしてはならない。規則案に従って、シンボルの大きさは、以下および(a)号(2)で説明する「警告」という注意喚起語の高さより小さくてはいけ

ない。国内外の消費者に馴染みのある図形シンボルを使うことで、特に英語を話さない者や読み書きの能力が低い者にとって、警告の有効性を高めることにつながると予想される。

図 1. 警告シンボル

(a)号(2)は、すべての警告に「警告」という注意喚起語を記載するという既存の規則の要件を引き継いでいる。この語をボールド体の大文字で記載することで、与えられる情報が単なる情報ではなく、重要な情報だということを直ちに消費者に認識させることができる。本法が明瞭かつ妥当な警告を行うよう具体的に要求していることを考慮すれば、[21] この注意喚起語を記載することは、本法に完全に整合し、その目的を促進するものである。

(a)号(2)(A-D)では、各警告で伝えなければならないメッセージを定めている。メッセージの内容について本規則案で既存のセーフハーバー規則に対して加えられた最も重要な変更は、「含む」という用語ではなく、「曝露されうる」という表現の使用である。既存の規則は 25 年以上前に採用されたのだが、「含む」という用語の使用では、個人がある製品を使用するもしくは影響を受けた地域に足を踏み入れた場合に実際に化学物質に曝露されうるという事実が伝わらないことが明らかになった。リスト収載化学物質への*故意および意図的な曝露*については警告を要する旨が法律で明確に定められている。製品がリスト収載化学物質を「含む」だけで、実際に曝露させる可能性がない場合には、警告は不要である。警告に「含む」という用語を用いることは、企業だけではなく警告を受け取る個人にも混乱を招く。例えば、既存の規則では、化学物質が製品に含まれているものの曝露を生じうると予測しえない場合（例、化学物質が、紙に含まれる二酸化チタン等のマトリクスで結合されている、または、鉛を含むバッテリーのような製品に封入されているが、当該製品の平均的なユーザーにはアクセス不可能である場合）に、警告を要するのかどうか、多くの企業にとっては明瞭ではない。その一方で、製品の内容に関する警告を目にする個人は、実際にリスト収載化学物質に曝露されうるのかどうか分からず、そのような警告を真剣に受け止めないことが多い。したがって、OEHHA は、「曝露されうる」という表現のほうが、既存の規制の「含まれる」という文言より、明瞭で本法の要件に合致すると判断した。

一部の利害関係者は、製品の警告に「曝露」という用語を用いると不要な不安を生むとの懸念から、また、曝露が実際には生じない可能性があるとして、同用語の使用に反対している。プロポジション 65 は、知る権利に関する法律である。同法の目的は、リスト収載化学物質への曝露に関する通知を人々に行うことである。同法の前文の一部では、以下のと

おり定めている。

「第 1 条　カリフォルニア州民は、有害化学物質がその健康及び福祉に深刻な脅威をもたらすことを認めている…
… よって、州民は以下の*権利*を宣言する。
… (b) がん、出生異常その他生殖障害を生ずる化学物質への*曝露*について知らされる権利
….”（強調は筆者による）[22]

言うまでもなく、同法に賛成票を投じた市民は、発がん性物質および生殖毒性物質への現実の曝露について知らされることを希望した。市民は、自らが購入し使用する製品の内容について、曝露に関する何等の情報も伴わない不明瞭な警告を受け取ることを期待していたわけではない。そのような漠然とした警告は、混乱を生じる上、非常にあいまいで無意味であるがゆえに、警告が不要な時でさえ企業に警告を行わせることになる。警告に具体的な関連情報を盛り込むよう義務付ければ、同法の知る権利という目的が促進され、存在しないまたは有意でない曝露について企業が不要な警告を行う可能性が低減する。規則案の従前のドラフトでは、X という化学物質に「曝露される」との用語を使用していた。一部の利害関係者から、製品によっては、一般の人々の使用方法次第で、リスト収載化学物質に曝露させたり、曝露させなかったりするものがあるとの懸念が表明された。また、一部の製品には様々なレベルのリスト収載化学物質が含まれているため、当該製品の個々のサンプルによって実際に消費者が曝露される場合とそうでない場合があるとの懸念もあった。これらの理由から、OEHHA は、「曝露される」ではなく「曝露されうる」との用語を選択した。

提案には、大半の消費者が OEHHA のウェブサイト上の情報に容易にアクセスできるよう、ユニフォームリソースロケータ（URL）の使用が盛り込まれている。[23]

(b)号は、製品上での警告にのみ使用可能な特定の警告を定めている。この規定は、一部の製品製造業者により表明された、長い警告メッセージでは小型製品のラベル表示や包装にとても収まらないとの懸念に対処するため、製品上での警告には非常に限定的な内容を盛り込むことを提案している。OEHHA は、この懸念と曝露の先立ち警告を行うという法律上の要件とをうまく両立させるラベルを提案している。OEHHA は、このアプローチが個人に有用な情報を与えつつ、非現実的な製品上での警告を回避するものであると考えている。その上、同アプローチによる警告は、現在多くの企業が使用しているセーフハーバー警告よりも、明瞭で直接的なものとなる。

---

[18] 米国労働安全衛生管理局、国連 (UN) の化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) に

準拠するための危険有害性周知基準 (JCS) の修正、https://www.osha.gov/dsg/hazcom/hazcom-faq.html から入手可。

[19] 米国労働安全衛生管理局、「危険有害性周知基準絵表示 (ピクトグラム)」(2014)、https://www.osha.gov/Publications/HazComm_QuickCard_Pictogram.html より入手可。当該ページに記載のとおり、シンボルは、健康への危険有害性 (発がん性、変異原性、生殖毒性、呼吸器感作性物質、標的臓器毒性および吸引毒性を含む) を警告するために、その使用が義務付けられている。

[20] 追加の背景情報および FAQ については、ANSI のウェブサイト (http://www.ansi.org/about_ansi/faqs/faqs.aspx?menuid=1#overview) で入手できる。

[21] 健康安全法第 25249.6 項

[22] 投票パンフレット、法案、州選挙 (1986 年 11 月 4 日) p. 53. http://www.oehha.ca.gov/prop65/law/pdf_zip/Prop65Ballot1986.pdf

[23] OEHHA は、カリフォルニア州規則集第 27 編第 25205 条に、自らが開発、維持する情報提供用ウェブサイトの構成を定めた規則を別途 (ただし同時に) 提案している。なお、当該提案は、リスト収載化学物質への曝露に関する補完情報を一般に人々に提供することで、本規則を補完するものである。

==========

3.2. CLP 規則と GHS

3.2.1. CLP 規則導入の流れ

CLP 規則は 2001 年 2 月に欧州委員会から提案された「将来の化学物質政策の戦略」である欧州白書 (White Paper)[5] に基づき、REACH 規則とともに作成された。

CLP 規則は欧州白書の第 7 項の「分類及び表示」に関係している。この部分の対応アクションとして以下の 3 点が提案され、CLP 規則に組み込まれた。以下に欧州白書の該当部分の要約を示した (欧州 GHS 対応事例－CLP 規則の本質と活用－[6]より引用)。

アクション 7A：調和された分類を最も問題とされる特性に限定する

当局の資源は、発がん性、変異原性および生殖毒性(CMR)といった最も問題とされ、その分類が重要なリスクマネージメントにつながる有害性に重点化されるべきである。

アクション 7B: 欧州委員会は産業界に危険物質のリストを求める

欧州委員会は、市場にあるすべての危険物質について、分類およびラベル表示に関する総合的な情報を含むリストの提供を産業界に求める。このリストは、インターネット上でだれもが無料で閲覧・利用できるようにすべきである。

アクション 7C: GHS（世界的分類調和）を通じ、現在のラベルシステムを単純化し理解しやすさを向上する

CLP 規則導入の流れを表 3-1 に示した。

[5] http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=650 (日本化学工業協会訳)

[6] http://www.chemical-net.info/column_kizuki_yama_bn1.html

表 3-1　CLP 規則導入の流れ

	GHS	CLP	
1992 年	アジェンダ 21 “化学物質の危険有害性に関する分類と表示の調和”		
2001 年 2 月		欧州白書 (White Paper) が欧州委員会から提案	
2003 年	GHS 国連文書初版		
2007 年	GHS 国連文書改訂 2 版		
2008 年	世界的な GHS の完全実施目標		
2009 年	GHS 国連文書改訂 3 版	CLP 規則発効	
2010 年 11～12 月		Eurobarometer 調査 (化学品のラベル及び安全な使用に関する消費者の理解についての調査)	2010/12/1 CLP 規則に基づく分類期限（物質）
2011 年 7 月	GHS 国連文書改訂 4 版	定性調査	
2012 年 1 月		ECHA が第 34 条 1 項に従い報告書を EU に提出	
2013 年	GHS 国連文書改訂 5 版		
2015 年	GHS 国連文書改訂 6 版 (予定)	2015 年以降、欧州市民理解度の再調査が必要	2015/6/1 CLP 規則に基づく分類期限（混合物）

3.2.2.　CLP 規則に関するガイダンス等

ECHA 又は欧州の業界団体から発行されている CLP 規則に関するガイダンス等を表 3-2 及び表 3-3 に整理した。

表 3-2　ECHA より発行されている CLP 規則に関するガイダンス等

Guidance on CLP			
1	Guidance on the preparation of dossiers for harmonised classification and labelling	Version 2.0 August 2014	http://echa.europa.eu/documents/10162/13626/clh_en.pdf
2	Guidance for identification and naming of substances under REACH and CLP	Version: 1.3 February 2014	http://echa.europa.eu/documents/10162/13643/substance_id_en.pdf
3	*Guidance in a Nutshell* Identification and naming of substances under REACH and CLP		http://echa.europa.eu/documents/10162/13643/nutshell_guidance_substance_en.pdf
4	*Guidance fact sheet* Identification and naming of substances under REACH and CLP		http://echa.europa.eu/documents/10162/13644/substance_en.pdf
5	Guidance on the Application of the CLP Criteria	Version 4.0 November 2013	http://echa.europa.eu/documents/10162/13562/clp_en.pdf
6	Guidance on Labelling and Packaging in accordance with Regulation (EC) No 1272/2008		http://echa.europa.eu/documents/10162/13562/clp_labelling_en.pdf
7	Introductory Guidance on the CLP Regulation		http://echa.europa.eu/documents/10162/13562/clp_introductory_en.pdf
Practical Guides			
8	Practical Guide 7:How to notify substances to the Classification and Labelling Inventory	Version 1.1 June 2012	http://echa.europa.eu/documents/10162/13643/pg_7_clp_notif_en.pdf
Leaflets			
9	Classifying and labelling chemicals	2014	http://echa.europa.eu/documents/10162/13556/echa_clp_leaflet_en.pdf

10	Time to Reclassify Your Chemicals! Important information for EU based downstream users of chemicals		http://echa.europa.eu/documents/10162/13643/clp_du_en.pdf
11	Time to Reclassify Your Chemicals! Important information for EU based importers of chemicals		http://echa.europa.eu/documents/10162/13643/clp_importers_en.pdf
12	CLP and Research and Development		http://echa.europa.eu/documents/10162/13556/clp_r&d_leaflet_en.pdf
Posters			
13	Hazard classification; Your customers need to know		http://echa.europa.eu/documents/10162/21727700/clp_poster_hazard_classification_en.pdf
14	Relabel your mixtures		http://echa.europa.eu/documents/10162/21727700/clp_poster_relabel_en.pdf
15	Be responsible (re-)classify your mixtures		http://echa.europa.eu/documents/10162/21727700/clp_poster_be_responsible_en.pdf
Others			
16	Study on Communication on the safe use of chemicals to the General Public	20-Jan-12	http://echa.europa.eu/documents/10162/13559/clp_study_en.pdf
17	The Eurobarometer Survey of “consumer understanding of labels and the safe use of chemicals”	May-11	http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_360_en.pdf

表 3-3　欧州の業界団体より発行されている CLP 規則に関するガイダンス等

Cosmetics Europe（欧州化粧品業界団体）	
Guidelines on Cosmetic Product Labelling, 2011	https://www.cosmeticseurope.eu/publications-cosmetics-europe-association/guidelines.html?view=item&id=84
Cefic（欧州化学工業連盟）	
Guideline on C&L notification	http://www.cefic.org/Documents/IndustrySupport/CL_notification_for_publishing.pdf
QUALITY REQUIREMENTS WHEN TESTING FOR PHYSICAL HAZARDS	http://www.cefic.org/Documents/IndustrySupport/REACH-Implementation/Quality%20Requirements%20when%20testing%20for%20Physical%20Hazards.pdf
Global GHS Implementation Task Force; Overview of GHS implementations	http://www.petrochemistry.eu/index.php?option=com_ccnewsletter&task=download&id=504
ACEA（欧州自動車工業会）	
AUTOMOTIVE INDUSTRY GUIDELINE ON REACH Version 3.1（日本語訳版もあり）	http://www.acea.be/publications/article/reach-automotive-industry-guideline
AISE(欧州石鹸洗剤工業会)	
Leaflet for consumers on the CLP changes	http://www.aise.eu/documents/document/20140129134809-clp_consumer_leaflet_uk_light.pdf
Leaflet for professional users on the CLP changes	http://www.aise.eu/documents/document/20131103152455-clp_landl.pdf
A.I.S.E. Communication guidelines	http://www.aise.eu/library/other-communication-toolkits/clp-read-the-label-toolkit.aspx

3.2.3. CLP 規則と GHS の比較

(1) 分類区分

CLP 規則の分類区分と GHS の分類区分を比較した結果を図 3-1 に示した。一般的に GHS の方が分類区分が細かくなっている。GHS では、それぞれの国や地域に合わせた選択可能方式 (ビルディングブロック) を採用しているため、CLP 規則と GHS の分類区分は完全には一致していない。

CLP 規則と GHS では、引火性液体、急性毒性、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/刺激性、吸引性呼吸器有害性及び水生環境有害性で分類区分に違いがみられている。

	国連GHS（改訂5版）							EU CLP規則（6th ATPまで対応）						
危険有害性項目	区分							区分						
火薬類	不安定爆発物	Div.1.1	Div.1.2	Div.1.3	Div.1.4	Div.1.5	Div.1.6	不安定爆発物	Div.1.1	Div.1.2	Div.1.3	Div.1.4	Div.1.5	Div.1.6
可燃性/引火性ガス(化学的に不安定なガスを含む)	1	2	A	B				1	2	A	B			
可燃性/引火性エアゾール	1	2	3					1	2	3				
支燃性/酸化性ガス	1							1						
高圧ガス	圧縮ガス	液化ガス	深冷液化ガス	溶解ガス				圧縮ガス	液化ガス	深冷液化ガス	溶解ガス			
引火性液体	1	2	3	4				1	2	3				
可燃性固体	1	2						1	2					
自己反応性化学品	Type A	Type B	Type C&D	Type E&F	Type G			Type A	Type B	Type C&D	Type E&F	Type G		
自然発火性液体	1							1						
自然発火性固体	1							1						
自己発熱性化学品	1	2						1	2					
水反応可燃性化学品	1	2	3					1	2	3				
酸化性液体	1	2	3					1	2	3				
酸化性固体	1	2	3					1	2	3				
有機過酸化物	Type A	Type B	Type C&D	Type E&F	Type G			Type A	Type B	Type C&D	Type E&F	Type G		
金属腐食性物質	1							1						
急性毒性	1	2	3	4	5			1	2	3	4			
皮膚腐食性/刺激性	1A	1B	1C	2	3			1A	1B	1C	2			
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	1	2A	2B					1	2					
呼吸器感作性	1A	1B						1A	1B					
皮膚感作性	1A	1B						1A	1B					
生殖細胞変異原性	1A	1B	2					1A	1B	2				
発がん性	1A	1B	2					1A	1B	2				
生殖毒性	1A	1B	2	追加区分（授乳影響）				1A	1B	2	追加区分（授乳影響）			
特定標的臓器毒性（単回）	1	2	3					1	2	3				
特定標的臓器毒性（反復）	1	2						1	2					
吸引性呼吸器有害性	1	2						1						
水生環境有害性	急性1	急性2	急性3					急性1						
	慢性1	慢性2	慢性3	慢性4				慢性1	慢性2	慢性3	慢性4			
オゾン層への有害性	1							1						

図 3-1　GHS 及び CLP 規則における分類区分の比較

(2) 補足情報

CLP 規則では、ある種の物理的性質や有害性に分類される物質及び混合物、ある種の混合物については、ラベルに補足情報を記載する必要がある。詳細は CLP 規則附属書Ⅱ[7]のパート 1 及びパート 2 に記載がある。以下に附属書に規定されている補足情報 (Hazard Statement) と該当する条件の例を示した。GHS にはこのような具体的な補足情報の規定はない。

1) 物理的性質に関する例

EUH001－「乾燥すると爆発性あり」

爆発性を抑制するために水もしくはアルコールで湿潤して、または他の物質で希釈して上市すること。附属書 I の 2.1 で言及された爆発性物質及び混合物に対して用いる。

EUH014－「水と激しく反応する」

塩化アセチル、アルカリ金属、四塩化チタンのような、水と激しく反応する物質及び混合物に対して用いる。

EUH019－「爆発性過酸化物が生成するおそれ」

ジエチルエーテル、1,4-ジオキサンのような、貯蔵中に爆発性過酸化物が生成するおそれのある物質及び混合物に対して用いる。

EUH044－「密閉下で過熱された場合爆発のリスクあり」

附属書 I の 2.1 に従った分類では、それ自身は爆発性とは分類されないが、実際には十分な密閉下で過熱された場合に爆発性を示すおそれのある物質及び混合物に対して用いる。特に、スチールドラム中で加熱された場合爆発的に分解するが、これより強度の低い容器中で加熱された場合にはこのような作用を示さない物質。

2) 健康有害性に関する例

EUH029－「水と接触すると有毒ガスを放出する」

リン化アルミニウム、五硫化リンのような、水又は湿った空気と接触すると潜在的に危険な量で急性毒性区分 1､2 又は 3 に分類されるガスを発生する物質及び混合物に対して用いる。

EUH032－「酸と接触すると非常に有毒なガスを放出する」

シアン化水素塩、アジ化ナトリウムのような、酸と反応して急性毒性区分 1 又は 2 に分類されるガスを危険な量発生する物質及び混合物に対して用いる。

---

[7] http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02008R1272-20131201&from=EN

3) ある種の混合物に関する例

EUH201－「鉛を含有する。子供がかんだり、しゃぶったりしやすい表面には使用しないこと」

ISO 基準 6503 で定められる、混合物の総重量の 0.15% (金属の重量として) を超える鉛を含む塗料やワニス

EUH208－「(感作性物質の名称) を含有する。アレルギー反応を起こすおそれ」

感作性として分類され、かつ 0.1%以上の濃度、または附属書VIのパート 3 にある注記で指定された濃度以上で存在する物質を含む混合物

(3) ラベル･絵表示のサイズ

CLP 規則では、ラベル及び絵表示の最小サイズが規定されている (表 3-4)。GHS ではこのような具体的なサイズの指定はない。

表 3-4　ラベル及び絵表示の最小サイズ

包装の大きさ	ラベルの寸法（mm）	絵表示の寸法（mm）
≦3 リットル	可能であれば 少なくとも　52×74	10×10 以上 可能であれば、少なくとも　16×16
＞3 リットル、 ≦50 リットル	少なくとも　74×105	少なくとも　23×23
＞50 リットル、 ≦500 リットル	少なくとも　105×148	少なくとも　32×32
＞500 リットル	少なくとも　148×210	少なくとも　46×46

(4) 少量容器のラベル

GHS では、少量容器のラベルについては、“物質あるいは混合物の容量が非常に少なくて、供給者がヒトの健康や環境への害がなさそうであることを示し、所管官庁が決定した場合には、ラベル要素は直接容器から省略することができる”あるいは“所管官庁は、物質や混合物の容量がある量よりも少ない場合には決められた危険有害性のクラスや区分を直接容器から省略することを認めてもよい”との記載がある。

CLP では、これに従って 125mL を超えない容器については、絵表示、危険有害性情報、注意書きを省略することを認めている。具体的には CLP 規則附属書 I に規定があり、CLP ガイダンス中の除外要件を整理した表を表 3-5 に示した。

表 3-5　125mL を超えない容器のラベル除外要件[8]

物質又は混合物の危険有害性分類	省略可能内容 (CLP 附属書Ⅰセクション 1.5.2 より)
支燃性ガス又は酸化性ガス　区分 1 高圧ガス 引火性液体　区分 2 又は 3 可燃性固体　区分 1 又は 2 自己反応性化学品　タイプ C, D, E 又は F 自己発熱性化学品　区分 2 水反応可燃性化学品　区分 1, 2 又は 3 酸化性液体　区分 2 又は 3 酸化性固体　区分 2 又は 3 有機過酸化物　タイプ C, D, E 又は F 急性毒性　区分 4 (一般公衆に供給されない場合) 皮膚刺激性　区分 2 眼刺激性　区分 2 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)　区分 2 又は 3 (一般公衆に供給されない場合) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)　区分 2 (一般公衆に供給されない場合) 水生環境有害性 (急性)　区分 1 水生環境有害性 (長期)　区分 1 又は 2	左記の危険有害性分類については、危険有害性情報及び注意書きを省略可。 コメント 絵表示及び注意喚起語は表示が必要。
可燃性又は引火性ガス　区分 2 生殖毒性：授乳に対する又は授乳を介した影響 水生環境有害性 (長期)　区分 3 又は 4	左記の危険有害性分類については、注意書きを省略可。 コメント 絵表示は要求されないが、危険有害性情報及び注意喚起語は表示が必要。
金属腐食性物質	左記の危険有害性分類については、絵表示、危険有害性情報及び注意書きを省略可。 コメント 注意喚起語は表示が必要。

(5) 包装に関する特別規則

GHS では、“触覚による警告”について“触角による警告が使用される場合、技術使用は「触覚による危険の警告」に関する ISO 規格 11683 (1997 年版) に従うべきである”との記載がある。

CLP では、“子供には開けられない梱包”及び“触覚による警告”に関する規定があり、特定の危険有害性に分類される物質又は混合物で、消費者に供給される製品である場合は、包装材に子供に開けられない梱包及び/又は触覚での警告をしなければならない。表 3-6 に対象となる危険有害性を、表 3-7 に対象物質を示した。

[8] Guidance on Labelling and Packaging in accordance with Regulation (EC) No 1272/2008 の Table7 を和訳引用

なお、触覚による警告については、「極めて可燃性の高いエアゾール」又は「可燃性の高いエアゾール」としてのみ分類、表示されるエアゾールには適用されない。また、GHS と同様に ISO 規格 11683 への適合の記載がある。

表 3-6　子供に開けられない梱包及び/又は触覚での警告が必要な危険有害性クラス[9]

危険有害性クラス (カテゴリー)	子供に開けられない梱包	触覚での警告
急性毒性 (区分 1～3)	✔	✔
急性毒性 (区分 4)		✔
特定標的臓器毒性 (単回) (区分 1)	✔	✔
特定標的臓器毒性 (単回) (区分 2)		✔
特定標的臓器毒性 (反復) (区分 1)	✔	✔
特定標的臓器毒性 (反復) (区分 2)		✔
皮膚腐食性 (区分 1A, 1B 及び 1C)	✔	✔
呼吸器感作性 (区分 1)		✔
吸引性呼吸器有害性 (区分 1) *エアゾールの形態で又は密閉されたスプレー用付属品を取り付けた容器で上市される物質及び混合物を除く*	✔	✔
生殖細胞変異原性 (区分 2)		✔
発がん性 (区分 2)		✔
生殖毒性 (区分 2)		✔
可燃性または引火性ガス (区分 1 及び 2)		✔
引火性液体 (区分 1 及び 2)		✔
可燃性固体 (区分 1 及び 2)		✔

表 3-7　子供に開けられない梱包及び/又は触覚での警告が必要な対象物質[10]

物質	濃度限界	子供に開けられない梱包	触覚での警告
メタノール*	≧3%	✔	
ジクロロメタン	≧1%	✔	

*一定濃度以上のメタノール混合物は引火性液体区分2に分類されるので触覚での警告も必要になることに留意する。

[9] Guidance on Labelling and Packaging in accordance with Regulation (EC) No 1272/2008 の Table2 を和訳引用
[10] Guidance on Labelling and Packaging in accordance with Regulation (EC) No 1272/2008 の Table3 を和訳引用

3.3. 米国 OSHA の HCS2012 における GHS 導入状況

米国労働安全局 (OSHA) の危険有害性周知基準 (HCS; Hazard Communication Standard) は、労働者の保護を目的とした米国の作業分野における化学品の危険有害性情報伝達 (SDS, ラベル等) に関する主要な規則である。これまで HCS には GHS は未導入であったが、2012 年 3 月に GHS を導入した最終規則 (HCS 2012) が公表され、米国でも GHS 対応の SDS 及びラベルが必要となった。HCS 2012 は 2012 年 5 月に施行され、段階的に導入されている (表 3-8)。なお、2015 年 6 月 1 日の対応期限に向けて、GHS を導入した混合物の SDS 作成及びラベル作成のためのガイダンス[11]が発行されている。

表 3-8　HCS 2012 導入スケジュール

対応期限等	対応事項等
2013 年 12 月 1 日	化学品を取り扱う雇用者は従業員に対して、新たなラベル及び SDS に関する教育を行う。
2015 年 6 月 1 日	化学品の製造業者、輸入業者、流通業者及び雇用者は、下記(i)、(ii)を除く全てについて、HCS2012 への対応を行う。
2015 年 12 月 1 日	(i) 化学品の流通業者は、2015 年 12 月 1 日以降、HCS2012 に従ったラベル対応がなされていない容器を出荷してはならない。
2016 年 6 月 1 日	(ii) 化学品を取り扱う雇用者は、必要に応じて、作業場における HCS2012 に従ったラベルの更新、危険有害性周知プログラムの更新、及び HCS2012 による新たな危険有害性の特定に伴う追加的な従業員教育を実施する。

[11] https://www.osha.gov/dep/enforcement/hazcom_enforcement-memo.html

4. GHS 制度で危険有害性表示が必要とされうる製品に該当する消費者調剤製品等について、貼付されている化学物質危険有害性に関する表示、取扱い表示等

本章では、現時点で消費者用調剤製品等にどのような化学物質危険有害性に関する表示、取扱い表示があるかを把握するとともに、GHS が導入された場合の表示について検討するために、「GHS 制度で危険有害性表示が必要とされうる消費者用調剤製品等に現在貼付されている化学物質危険有害性に関する表示等の調査」及び「海外における消費者用調剤製品等の表示に関する調査」を行った。

4.1. GHS 制度で危険有害性表示が必要とされうる消費者用調剤製品等に現在貼付されている化学物質危険有害性に関する表示等の調査

GHS の危険有害性表示等が必要とされうる消費者用調剤製品等の品目として、表 4-1 に示す 9 品目について調査を行った。なお、既に GHS 導入について自主的取り組みを進めている団体が扱う消費者用調剤製品等も含めている。

対象品目の選定においては、H24 年度 METI 委託事業、平成 24 年度環境対応技術開発等(化学物質管理制度のあり方に関する調査) 報告書[12] (以下、H24 年度報告書と省略する) の消費者向けアンケート調査の結果を考慮した。

H24 年度報告書のアンケート調査における質問事項で、“日常生活用品に含まれる化学物質について、使用にあたって不安を感じたことがある製品”が挙げられており、本質問事項への回答結果の上位品目と下位品目を含むように対象品目を選定した。

表 4-1　現在貼付されている表示に関する調査対象

品目	選定理由
① 殺虫剤	H24 アンケート不安第 1 位
② 塗料	H24 アンケート不安第 2 位
③ 洗浄剤・漂白剤	H24 アンケート不安第 3 位
④ 接着剤	H24 アンケート不安第 4 位
⑤ シャンプー・トリートメント	H24 アンケート不安下位
⑥ 合成洗剤・石鹸（手洗い用）	H24 アンケート不安下位
⑦ 芳香消臭脱臭剤	H24 アンケート不安下位
⑧ 歯磨き粉	経済産業省指定 (経口摂取)
⑨ 空間除菌製品 (置き型、噴霧型)	経済産業省指定

[12] http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003247.pdf

4.1.1 製品の購入

表 4-1 に示す品目毎に、2～6 種類程度の国内製品を購入した。購入した製品のリストを表 4-2 に、製品の詳細を別添資料 4-1 に示した。

品目毎の購入製品数は、殺虫剤 (防虫剤含む) 3 製品、塗料 6 製品、洗浄剤・漂白剤 2 製品、接着剤 6 製品、シャンプー・トリートメント 2 製品、合成洗剤・石鹸 3 製品、芳香消臭脱臭剤 2 製品、歯磨き粉 2 製品、空間除菌製品 3 製品で、合計 29 製品を購入した。

表 4-2　国内製品購入リスト (概容)

通し番号	製品 ID	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無
No.1	JP-001	殺虫剤	ダニ・ノミ駆除	スプレー&注入噴射	有り
No.2	JP-002	殺虫剤	ゴキブリ駆除	スプレー	有り
No.3	JP-003	防虫剤	衣類用防虫剤	吊り下げタイプ	有り
No.4	JP-004	塗料	木部用水性塗料	液状	有り*
No.5	JP-005	塗料	水性塗料	液状	有り*
No.6	JP-006	塗料	水性塗料	液状	有り*
No.7	JP-007	塗料	油性ニス	液状	有り*
No.8	JP-008	塗料	水性ニス	液状	有り*
No.9	JP-009	塗料	油性ニス	液状	有り*
No.10	JP-010	洗浄剤・漂白剤	台所用漂白剤	液体	有り
No.11	JP-011	洗浄剤・漂白剤	浴室内のカビ取り剤	スプレー	有り
No.12	JP-012	接着剤	木布紙の接着	エマルジョン	有り
No.13	JP-013	接着剤	壁・天井ボード用接着剤	エマルジョン	有り
No.14	JP-014	接着剤	瞬間接着剤	液体	有り
No.15	JP-015	接着剤	瞬間接着剤	液体	有り
No.16	JP-016	接着剤	瞬間接着剤	ゼリー状	有り
No.17	JP-017	接着剤	接着剤	液状	有り
No.18	JP-018	シャンプー・トリートメント	シャンプー	液体	有り
No.19	JP-019	シャンプー・トリートメント	シャンプー	液体	有り
No.20	JP-020	合成洗剤・石鹸 (手洗い用)	食器用洗剤	液体	有り
No.21	JP-021	合成洗剤・石鹸 (手洗い用)	手洗い用洗浄剤	液体 (泡)	有り
No.22	JP-022	合成洗剤・石鹸 (手洗い用)	洗濯用合成洗剤	液状	有り
No.23	JP-023	芳香消臭脱臭剤	トイレ用消臭芳香剤	スプレー	有り
No.24	JP-024	芳香消臭脱臭剤	室内・トイレ用芳香剤	置き型	有り
No.25	JP-025	歯磨き粉	薬用ハミガキ	ペースト状	有り
No.26	JP-026	歯磨き粉	薬用ハミガキ	ペースト状	有り
No.27	JP-027	空間除菌製品 (置き型、噴霧型)	空間除菌・消臭 (置き型)	ゲルタイプ	有り
No.28	JP-028	空間除菌製品 (置き型、噴霧型)	ウィルス細菌除菌、消臭、カビ抑制 (スプレータイプ)	スプレー	有り
No.29	JP-029	空間除菌製品 (置き型、噴霧型)	ウィルス細菌除菌、消臭、カビ抑制 (首かけタイプ)	首かけタイプ (カード型)	有り
*：具体的な物質名の記載はなし					

4.1.2 各製品に表示されている成分に基づく GHS 分類の実施

表4-2に示した製品のうち、成分の具体的な物質名の記載の無いもの、業界の自主的取り組みによるGHS表示のある製品を除いた代表的な製品について、製品に表示されている成分に基づくGHS分類 (健康に対する有害性及び環境に対する有害性) を実施した。ただし、No.10 (JP-010) の洗浄剤・漂白剤については、自主的取り組みによるGHS表示があるが、特定のエンドポイントに限られたGHS表示であるため、健康に対する有害性及び環境に対する有害性の全エンドポイントを対象とした場合のGHS分類結果との比較のために、表示された成分に基づくGHS分類を実施した。

まず、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) で公開している化学物質総合情報提供システムChemical Risk Information Platform (CHRIP)[13] を用いて製品に表示されている各成分のGHS分類を調査した。実際の製品に表示されている成分については、例えば、「アミンオキシド等」と必ずしも正確な物質名が記載されていないこともある。その場合には、可能な範囲で類推し、不可能な場合には正確な物質名がわかる成分についてのみGHS分類を調査した。GHS分類が調査できた製品中の成分に基づき、混合物 (すなわち、製品) としてのGHS分類を行った。このことにより、当該製品がGHS分類のどの危険有害性項目に該当する製品であるかを特定した。

なお、一部製品については、ホームページ等で (M)SDSが公開されており、成分情報が記載されている場合がある。そのような場合には、(M)SDSに記載されている情報も利用した。

(1) 成分表示と各成分の GHS 分類結果の有無

代表的な 11 製品について、製品に表示されている成分及び含有率 (一部製品については (M)SDS に記載されている成分、CAS No.及び含有率)、調査に用いた CAS No.、CHRIP で公開されている成分毎の GHS 分類結果の有無を整理した結果を表 4-3 に示した。

[13] http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/SystemTop_jp.faces

表 4-3　代表的な 11 製品の成分表示、GHS 分類結果の有無等

通し番号	製品 ID	製品区分	製品に表示されている成分		製品に表示されている含有率	MSDS に記載されている成分	MSDS に記載されている CAS No.	MSDS に記載されている含有率	調査に用いた CAS No.（推定可能な物質のみ）	CHRIP で公開されている GHS 分類結果	備考
No.1	JP-001	殺虫剤	有効成分	フェノトリン	0.25 w/v%				26002-80-2	×	
				メトキサジアゾン	0.25 w/v%				60589-06-2	×	
				アミドフルメト	0.2 w/v%					ー	
			その他の成分	1 号灯油					8008-20-6	○	ケロシンとして調査
				DME						不明	
No.2	JP-002	殺虫剤	有効成分	イミプロトリン	0.5g				72963-72-5	ー	
				メトキサジアゾン	0.41g				60589-06-2	×	
			その他の成分	無水ケイ酸					7631-86-9	×	
				オレンジ油						不明	
				無水エタノール					64-17-5	○	
				ミリスチン酸イソプロピル					110-27-0	×	
				1 号灯油					8008-20-6	○	ケロシンとして調査
				LPG						不明	
				DME						不明	
No.3	JP-003	殺虫剤		エンペントリン					54406-48-3	×	
				フェノキシエタノール					122-99-6	○	

通し番号	製品 ID	製品区分	製品に表示されている成分		製品に表示されている含有率	MSDSに記載されている成分	MSDS に記載されている CAS No.	MSDS に記載されている含有率	調査に用いた CAS No.（推定可能な物質のみ）	CHRIP で公開されている GHS 分類結果	備考
				スルファミド系防カビ剤					1085-98-9（ジクロフルアニドの CAS）	○	ジクロフルアニド（Dichlofluanid）で調査
No.10	JP-010	洗浄剤・漂白剤		次亜塩素酸ナトリウム（塩素系）					7681-52-9	○	自主的 GHS 表示あり
				界面活性剤（アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム）					9004-82-4	○	
				水酸化ナトリウム（アルカリ剤）					1310-73-2	○	
No.12	JP-012	接着剤		酢酸ビニル樹脂	41%	酢酸ビニルモノマー	108-05-4	1%未満		○	MSDS では GHS 分類は、区分外（又は分類できない）となっており絵表示なし
				水	59%						
No.15	JP-015	接着剤		シアノアクリレート	95%以上	2-シアノアクリル酸エチル	7085-85-0	95%以上		○	MSDS では GHS 分類結果の記載があり、引火性液体、皮膚腐食性・刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、特定標的臓器（単回）で区分
						安定剤他	企業秘				

通し番号	製品 ID	製品区分	製品に表示されている成分		製品に表示されている含有率	MSDSに記載されている成分	MSDS に記載されている CAS No.	MSDS に記載されている含有率	調査に用いた CAS No.（推定可能な物質のみ）	CHRIP で公開されている GHS 分類結果	備考
											が付いている。
No.16	JP-016	接着剤		シアノアクリレート	85%	2-シアノアクリル酸エチル	7085-85-0	80-90%		○	MSDS では GHS 分類結果の記載があり、引火性液体、皮膚腐食性・刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器（単回）で区分が付いている。
				その他の成分	15%	アクリル樹脂	非公開/未登録	10-20%			
						シリカ	非公開/未登録	1-10%			
						ヒドロキノン	123-31-9	0.1-1%		○	
No.17	JP-017	接着剤	合成樹脂	塩化ビニル樹脂	38%	ポリ塩化ビニル・酢酸ビニル・無水マレイン酸ポリマー	9005-09-8	25-35%		×	MSDS では GHS 分類結果の記載があり、引火性液体、眼刺激性、特定標的臓器（単回）で区分が付いている
				ウレタン樹脂		ポリウレタン樹脂	なし	5-10%			
			有機溶剤	メチルエチルケトン	62%	メチルエチルケトン	78-93-3	60-70%		○	
				イソプロパノール							
						ポリ[2－(クロロメチル)オキシラン－alt－4，4’－(プロパン－2，2－ジイル)ジフェノール]（ビスフェノールA型エポキシ樹脂）	25068-38-6	<0.5%		○	

通し番号	製品 ID	製品区分	製品に表示されている成分		製品に表示されている含有率	MSDSに記載されている成分	MSDS に記載されている CAS No.	MSDS に記載されている含有率	調査に用いた CAS No.（推定可能な物質のみ）	CHRIP で公開されている GHS 分類結果	備考
						酢酸ビニル	108-05-4	0.1-1.0%		○	
No.19	JP-019	シャンプー・トリートメント		ラウレス硫酸Na					9004-82-4	○	陰イオン界面活性剤。おそらく主成分
				コカミドプロピルベタイン					61789-40-0	×	別名：ラウラミドプロピルベタイン、両性界面活性剤
				ジステアリン酸グリコール					627-83-8	×	
				ラウリン酸PEG－2					141-20-8	×	
				グアーヒドロキシプロピルトリモニウムクロリド					65497-29-2	×	
				アルギニン					74-79-3(L-Form) 7200-25-1	×	
				ヒドロキシエチルウレア					1320-51-0	×	
				塩化Na					7647-14-5	×	
				乳酸					50-21-5	○	
				ツバキ種子油					68916-73-4	×	
				ポリクオタニウム-11					53633-54-8	×	
				ツバキ葉エキス						不明	
				硫酸Na					7681-38-1	○	

通し番号	製品 ID	製品区分	製品に表示されている成分		製品に表示されている含有率	MSDSに記載されている成分	MSDS に記載されている CAS No.	MSDS に記載されている含有率	調査に用いた CAS No.（推定可能な物質のみ）	CHRIP で公開されている GHS 分類結果	備考
				DPG					110-98-5 25265-71-8	×	
				ジメチコン					9006-65-9	―	
				クエン酸					77-92-9	×	
				EDTA－2Na					139-33-3	×	
				ラウロイルメチルタウリンNa					4337-75-1	×	
				ココイルメチルタウリンタウリンNa					61791-42-2	×	
				乳酸アンモニウム					515-98-0	×	
				BG					107-88-0	×	
				トコフェロール					59-02-9(d-alpha), 1406-18-4, 1406-66-2, 2074-53-5(dl-alpha), 10191-41-0(dl-alpha)	×	
				フェノキシエタノール					122-99-6	○	
				安息香酸Na					532-32-1	×	
				香料						不明	
				黄 4					1934-21-0	○	タートラジン（Tartrazine）
				黄 5					2783-94-0	×	サンセットイエローFCF(Sunset Yellow FCF)

通し番号	製品 ID	製品区分	製品に表示されている成分		製品に表示されている含有率	MSDSに記載されている成分	MSDS に記載されている CAS No.	MSDS に記載されている含有率	調査に用いた CAS No.（推定可能な物質のみ）	CHRIP で公開されている GHS 分類結果	備考
No.25	JP-025	歯磨き粉		ソルビット液					50-70-4	×	ソルビトール
				PG					57-55-6	×	プロピレングリコール
				無水ケイ酸 A						不明	
				無水ケイ酸					7631-86-9	×	
				ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン液					61789-40-0	×	
				POE 硬化ヒマシ油					61788-85-0	×	
				POE ステアリルエーテル					9005-00-9	×	–
				ラウリル硫酸 Na					151-21-3	○	ドデシル硫酸ナトリウム
				PEG4000					25322-68-3	×	
				ポリリン酸 Na					68915-31-1	×	
				フッ化ナトリウム（フッ素）					7681-49-4	○	
				デキストラナーゼ（酵素）					9025-70-1	×	
				ラウロイルサルコシン Na					137-16-6	×	
				酢酸トコフェロール					7695-91-2	×	
				香料（クールミントタイプ）						不明	
				キシリトール					87-99-0	×	
				サッカリン Na					128-44-9 6155-57-3	×	
				カラギーナン					9000-07-1	×	

通し番号	製品 ID	製品区分	製品に表示されている成分		製品に表示されている含有率	MSDSに記載されている成分	MSDS に記載されている CAS No.	MSDS に記載されている含有率	調査に用いた CAS No.（推定可能な物質のみ）	CHRIP で公開されている GHS 分類結果	備考
				アルギン酸 Na					9005-38-3	×	
				酸化 Ti					13463-67-7	○	酸化チタン（IV）
				DL-アラニン					302-72-7	×	
				グリセリン脂肪酸エステル					31566-31-1	×	
				キサンタンガム					11138-66-2	×	
				メントール					89-78-1	×	
				ヒドロキシエチルセルロースジメチルジアリルアンモニウムクロリド						不明	
No.27	JP-027	空間除菌製品（置き型、噴霧型）		二酸化塩素					10049-04-4	○	

○：CHRIP に当該物質の情報があり、GHS 分類結果がある
×：CHRIP に当該物質の情報はあるが、GHS 分類結果はない
－：CHRIP に該当物質がない
不明：調査対象物質不明

(2) 混合物 (製品) としての GHS 分類

表 4-3 の 11 製品について、(1)の調査で GHS 分類結果がある成分に基づき、混合物 (製品) としての GHS 分類を行った。GHS 分類結果がない成分については、すべて不明として扱った。GHS 分類結果がある成分の含有率については、製品等に表示されている場合は表示された含有率を用いたが、表示されていない成分については、すべて分類に寄与する一定濃度以上含まれているものと仮定し、GHS 分類を行った。

なお、物理化学的危険性については混合物 (製品) としての値が不明であることから、対象外とした。

11 製品の GHS 分類の結果を表 4-4 に、該当する GHS の危険有害性項目を表 4-5 に示した。

No.12 の接着剤以外は、いずれの製品においても複数の GHS 有害性項目の区分に該当した。皮膚腐食性及び刺激性、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性、特定標的臓器毒性 (単回) に該当する製品が多く、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性は 11 製品中 9 製品、特定標的臓器毒性 (単回) は 11 製品中 8 製品、皮膚腐食性及び刺激性は 11 製品中 7 製品であった。また、環境に対する有害性についても、水生環境有害性 (急性) は 11 製品中 5 製品と約半数が該当した。

なお、4.1.2 の表 4-3 に示したとおり、いずれの製品においても、製品中の全成分のうち CHRIP で公開されている GHS 分類結果の得られた限られた一部の成分の GHS 分類結果のみを用いて、一定以上の含有率があるものとして製品の GHS 分類を実施した。そのため、ここで示した各製品の GHS 分類結果及び各製品が該当する GHS 危険有害性項目はあくまでも消費者用調剤製品等へ GHS を導入した場合のラベル表示の検討のための分類等であって、実際の製品の正確な GHS 分類結果ではないことを強調しておく。

表 4-4　国内 11 製品の GHS 分類の結果

通し番号	製品 ID	製品区分	GHS 分類結果	絵表示
No.1	JP-001	殺虫剤	皮膚腐食性及び刺激性:区分 2 発がん性:区分 2 特定標的臓器(単回):区分 3(気道刺激性、麻酔作用) 吸引性呼吸器有害性:区分 1	
No.2	JP-002	殺虫剤	皮膚腐食性及び刺激性:区分 2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2 生殖細胞変異原性:区分 1 発がん性:区分 2 生殖毒性:区分 1 特定標的臓器(単回):区分 3(気道刺激性、麻酔作用) 特定標的臓器(反復):区分 1	

通し番号	製品 ID	製品区分	GHS 分類結果	絵表示
No.3	JP-003	防虫剤	急性毒性(吸入:粉じん/ミスト):区分 4 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2 皮膚感作性:区分 1 生殖毒性:区分 2	
No.10	JP-010	洗浄剤・漂白剤	急性毒性(経口):区分 4 皮膚腐食性及び刺激性:区分 1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 1 特定標的臓器(単回):区分 1、区分 3(気道刺激性) 水生環境有害性(急性):区分 1 水生環境有害性(長期間):区分 1	
No.12	JP-012	接着剤	ー(カットオフ値以下)	ー
No.15	JP-015	接着剤	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2 皮膚感作性:区分 1 特定標的臓器(単回):区分 3(気道刺激性)	
No.16	JP-016	接着剤	急性毒性(経口):区分 3 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2 皮膚感作性:区分 1 生殖細胞変異原性:区分 2 発がん性:区分 2 特定標的臓器(単回):区分 3(気道刺激性) 水生環境有害性(急性):区分 2	
No.17	JP-017	接着剤	急性毒性(吸入:蒸気):区分 4 皮膚腐食性及び刺激性:区分 2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2 特定標的臓器(単回):区分 1、区分 3(気道刺激性) 特定標的臓器(反復):区分 1 水生環境有害性(急性):区分 3 水生環境有害性(長期間):区分 3	
No.19	JP-019	シャンプー・トリートメント	皮膚腐食性及び刺激性:区分 2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2	
No.25	JP-025	歯磨き粉	急性毒性(経口):区分 3 急性毒性(経皮):区分 4 皮膚腐食性及び刺激性:区分 2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2 生殖細胞変異原性:区分 2 発がん性:区分 2 特定標的臓器(単回):区分 2 特定標的臓器(反復):区分 2 水生環境有害性(急性):区分 3	

通し番号	製品 ID	製品区分	GHS 分類結果	絵表示
No.27	JP-027	空間除菌製品（置き型、噴霧型）	急性毒性（吸入：ガス）：区分 1 皮膚腐食性及び刺激性：区分 2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分 2 生殖細胞変異原性：区分 2 特定標的臓器（単回）：区分 1 特定標的臓器（反復）：区分 1 水生環境有害性（急性）：区分 1 水生環境有害性（長期間）：区分 1	

表 4-5　各製品が該当する GHS 危険有害性項目

			健康に対する有害性											環境に対する有害性		
通し番号	製品 ID	製品区分	急性毒性	皮膚腐食性/刺激性	眼に対する重篤な損傷性/刺激性	呼吸器感作性	皮膚感作性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器毒性（単回）	特定標的臓器毒性（反復）	吸引性呼吸器有害性	水生環境有害性（急性）	水生環境有害性（慢性）	オゾン層への有害性
No.1	JP-001	殺虫剤		●					●		●		●			
No.2	JP-002	殺虫剤		●	●			●	●	●	●	●				
No.3	JP-003	防虫剤	●		●		●			●						
No.10	JP-010	洗浄剤・漂白剤	●	●	●						●			●	●	
No.12	JP-012	接着剤														
No.15	JP-015	接着剤			●		●				●					
No.16	JP-016	接着剤	●		●		●	●	●		●			●		
No.17	JP-017	接着剤	●	●	●						●	●		●	●	
No.19	JP-019	シャンプー・トリートメント		●	●											
No.25	JP-025	歯磨き粉	●	●	●			●	●		●	●		●		
No.27	JP-027	空間除菌製品（置き型、噴霧型）	●	●	●			●			●	●		●	●	

4.1.3 GHS の危険有害性項目毎の表示内容の整理

4.1.2 の(2)の結果から、GHS 危険有害性項目のうち、急性毒性、皮膚腐食性及び刺激性、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性、皮膚感作性、発がん性及び水生環境有害性 (急性)の 6 種類の各危険有害性項目について、実際の製品に貼付されている表示において、化学物質危険有害性としてどのような注意喚起、取扱い説明等の情報提供がなされているのか具体的に調査を行った。調査の際には、比較検討を容易にするために、GHS による表示内容と比較しながら、調査対象とする GHS 危険有害性項目ごとに表形式で整理した。

なお、GHS による注意書きについては、危険有害性項目ことに明確に区別されているが、実際の製品の注意書きでは、記載された注意書きがどの危険有害性項目に基づくものであるかは、明確には判別できないため、可能な範囲で各危険有害性項目別に整理した。

整理した結果を別添資料 4-2～4-7 に示した。なお、実際の製品に表示されている内容のうち、GHS に基づく注意書きの情報と同様の内容と考えられる情報は下線で示した。

(1) 急性毒性

“子供の手の届かないところに置く”“使用前に注意書きを読む”といった内容は、実際の製品でも GHS による注意書きでも共通して表示された内容であった。

一方、急性毒性に関連すると考えられる注意書きについては、“この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと”“施錠して保管”等は実際の製品には記載がなく、GHS 特有の注意書きである。

また、実際の製品で急性毒性に関連すると考えられる絵表示が貼付されている製品はなかった。

(2) 皮膚腐食性及び刺激性

皮膚腐食性及び刺激性に関連すると考えられる注意書きについては、“子供の手の届かないところに置く”“皮膚に付いた場合は石けんと水で洗う”といった内容は、実際の製品でも GHS による注意書きでも共通して表示された内容であったが、実際の製品では、これらの表示がないものも一部あった。一方、“保護手袋を着用すること”というのは実際の製品では記載がなく、GHS 特有の注意書きである。実際の製品では、使用時間や廃棄法方の具体的な記載、換気についての記載、直射日光を避けて保管等の製品特性に合わせた具体的な記載が多くみられた。

(3) 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性に関連すると考えられる注意書きについては、“子供の手の届かないところに置く”、“眼に入った場合は水で充分に洗い流す”といった内容は、実際の製品でも GHS による注意書きでも共通して表示された内容であったが、実際の製品では、これらの表示がないものも一部あった。一方、“保護眼鏡/保護面を着用するこ

と”“コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと”というのは実際の製品では記載がなく、GHS 特有の注意書きである。実際の製品では、使用時間や廃棄法方の具体的な記載、換気についての記載、直射日光を避けて保管等の製品特性に合わせた具体的な記載が多くみられた。

また、実際の製品のうち 1 製品で、眼に対する影響を考慮したと思われる絵表示 (眼にバツ印) が貼付されていた。

(4) 皮膚感作性

“子供の手の届かないところに置く”“使用前に注意書きを読む”といった内容は、実際の製品でも GHS による注意書きでも共通して表示された内容であったが、実際の製品では、これらの表示がないものも一部あった。

一方、皮膚感作性に関連すると考えられる注意書きについては、“保護手袋を着用すること”“汚染された衣類を脱ぎ再使用する場合には洗濯すること”というのは実際の製品では記載がなく、GHS 特有の注意書きである。また、実際の製品では、廃棄法方の具体的な記載、換気についての記載、直射日光を避けて保管等の製品特性に合わせた具体的な記載が多くみられた。さらに、皮膚に付いた場合の対処方法については、GHS では多量の水で洗うこととなっているが、実際の製品では“皮膚を接着したときは、お湯の中でもみほぐしながらはがす”といったより具体的な記載がされていた。

また、実際の製品のうち 1 製品で、皮膚の接着に注意する旨の絵表示が貼付されていた。

(5) 発がん性

発がん性に関連すると考えられる注意書きについては、“子供の手の届かないところに置く”“使用前に注意書きを読む”“異常がある場合は医師の診察を受ける”“廃棄方法”といった内容は、実際の製品でも GHS による注意書きでも共通して表示された内容であったが、実際の製品では、これらの表示がないものも一部あった。一方、“保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること”“施錠して保管すること”というのは実際の製品では記載がなく、GHS 特有の注意書きである。また、実際の製品では、使用時間の具体的な記載、換気についての記載、直射日光を避けて保管等の製品特性に合わせた具体的な記載が多くみられた。

また、実際の製品で発がん性に関連すると考えられる絵表示が貼付されている製品はなかった。

(6) 水生環境有害性 (急性)

“子供の手の届かないところに置く”“使用前に注意書きを読む”といった内容は、実際の製品でも GHS による注意書きでも共通して表示された内容であったが、実際の製品では、これらの表示がないものも一部あった。一方、水生環境有害性に関連する注意書きについ

ては、GHS では“環境への放出を避けること”“漏出物を回収すること”という文言があるが、実際の製品で環境への影響を考慮したと思われる記載はいずれの製品でもみられなかった。

また、実際の製品で水生環境有害性に関連すると考えられる絵表示が貼付されている製品はなかった。

4.2. 海外における消費者用調剤製品等の表示に関する調査

欧米における消費者用調剤製品等の実際の表示を確認するため、フランス、イタリア、米国、ドイツ、カナダ及びフィンランドで様々な消費者用調剤製品等を購入し、製品ラベルの表示内容を整理し、製品に表示されている成分に基づく GHS 分類を行った。

なお、海外製品については、経済産業省の担当官と協議の上、調査対象とする品目は特に限定せずに実際に海外の店頭でラベル表示を確認し、多様な製品が揃うように製品を購入することとした。

4.2.1 海外製品の購入

フランス、イタリア、米国、ドイツ、カナダ及びフィンランドで購入した製品と製品ラベルの表示内容を整理したリストを別添資料 4-8 に示した。

国別の購入製品数は、フランス 13 製品、イタリア 9 製品、米国 6 製品、ドイツ 10 製品、カナダ 13 製品、フィンランド 6 製品で、合計 57 製品を購入した。

4.2.2 海外製品に表示されている成分に基づく GHS 分類の実施

4.2.1 で購入した海外製品のうち、欧州 (フランス、イタリア、ドイツ及びフィンランド) の製品については、CLP 規則による GHS 絵表示又は従来の EU 分類表示システム (DSD[14]/DPD[15]) による絵表示が貼付されているため、本調査での GHS 分類は実施せず、有害性に関する絵表示が比較的少なかった米国の製品について GHS 分類を実施することとした。米国の 6 製品のうち 4 製品について、製品に表示されている成分の基づく GHS 分類 (健康に対する有害性及び環境に対する有害性) を実施した。GHS 分類は、4.1.2 に示した国内製品の場合と同様の手順で行った。

(1) 成分表示と各成分の GHS 分類結果の有無

米国の 4 製品について、製品に表示されている成分及び含有率 (一部製品については (M)SDS に記載されている成分、CAS No.及び含有率)、調査に用いた CAS No.、CHRIP で

[14] DSD：Dangerous Substances Directive [危険な物質の分類、表示、包装に関する指令 (指令 67/548/EEC)]
[15] DPD：Dangerous Preparations Directive [危険な調剤の分類、表示、包装に関する指令 (指令 1999/45/EC)]

公開されている成分毎の GHS 分類結果の有無を整理した結果を表 4-6 に示した。

表 4-6　米国 4 製品の成分表示、GHS 分類結果の有無等

通し番号	製品 ID	製品区分	製品に表示されている成分	製品に表示されている含有率	MSDS に記載されている成分	MSDS に記載されている CAS No.	MSDS に記載されている含有率	CHRIP で公開されている GHS 分類結果	備考
No.52	US-001	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	Cypermethrin	1.716%	Cypermethrin	52315-07-8	1.00 - 5.00%	○	
			Other ingredients	98.284%	Butane	106-97-8	30.00 - 60.00%	○	
					Propane	74-98-6	10.00 - 30.00%	○	
					Isobutane	75-28-5	10.00 - 30.00%	○	
					Ethyl alcohol	64-17-5	5.00 - 10.00%	○	
					Distillates (petroleum), hydrotreated light	64742-47-8	1.00 - 5.00%	○	
No.54	US-003	洗浄剤・漂白剤	Sodium hydroxide		Sodium hydroxide	1310-73-2	30.00 - 60.00%	○	製品ホームページには左記以外の成分の記載もあったが、いずれも CHRIP で公開されている GHS 分類結果はなかった。
					Sodium nitrate	7631-99-4	30.00 - 60.00%	○	
					Aluminum	7429-90-5	1.00 - 5.00%	○	
No.55	US-004	接着剤	Cyanoacrylate Glue		Ethyl 2-Cyanoacrylate	7085-85-0		○	
No.56	US-005	雑貨	Toluene		toluene	108-88-3	30-60%	○	
			Petroleum distillate		Styrene Butadiene Copolymer	9003-55-8	30-60%	×	
					Solvent Naphtha	64742-89-8	10-30%	×	

○:CHRIP に当該物質の情報があり、GHS 分類結果がある
×:CHRIP に当該物質の情報はあるが、GHS 分類結果はない

(2) 混合物 (製品) としての GHS 分類

表 4-6 の 4 製品について、(1)の調査で GHS 分類結果がある成分に基づき、混合物 (製品) としての GHS 分類を行った。GHS 分類結果がない成分については、すべて不明として扱った。GHS 分類結果がある成分の含有率については、製品等に表示されている場合は表示された含有率を用いたが、表示されていない成分については、すべて分類に寄与する一定濃度以上含まれているものと仮定し、GHS 分類を行った。

なお、物理化学的危険性については混合物 (製品) としての値が不明であることから、対象外とした。

4 製品の GHS 分類の結果を表 4-7 に、該当する GHS の危険有害性項目を表 4-8 に示した。

いずれの製品においても複数の GHS 有害性項目の区分に該当した。眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性、特定標的臓器毒性 (単回)、水生環境有害性 (急性) 及び特定標的臓器毒性 (反復) に該当する製品が多く、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性及び特定標的臓器毒性 (単回) は 4 製品中 4 製品、水生環境有害性 (急性) 及び特定標的臓器毒性 (反復) は 4 製品中 3 製品であった。

なお、いずれの製品においても、製品中の全成分のうち CHRIP で公開されている GHS 分類結果の得られた限られた一部の成分の GHS 分類結果のみを用いて、一定以上の含有率があるものとして製品の GHS 分類を実施した。そのため、ここで示した各製品の GHS 分類結果及び各製品が該当する GHS 危険有害性項目はあくまでも消費者用調剤製品等へ GHS を導入した場合のラベル表示の検討のための分類等であって、実際の製品の正確な GHS 分類結果ではないことを強調しておく。

表 4-7　米国 4 製品の GHS 分類結果

通し番号	製品 ID	製品区分	GHS 分類結果	絵表示
No.52	US-001	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	急性毒性(経口):区分 3 急性毒性(吸入:ガス):区分 4 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2 生殖細胞変異原性:区分 1 生殖毒性:区分 1 特定標的臓器(単回):区分 2、区分 3(麻酔作用) 特定標的臓器(反復):区分 1 水生環境有害性(急性):区分 1 水生環境有害性(長期間):区分 1	

No.54	US-003	洗浄剤・漂白剤	皮膚腐食性及び刺激性：区分 1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分 1 生殖細胞変異原性：区分 2 特定標的臓器（単回）：区分 1 特定標的臓器（反復）：区分 1 水生環境有害性（急性）：区分 3	
No.55	US-004	接着剤	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分 2 皮膚感作性：区分 1 特定標的臓器（単回）：区分 3（気道刺激性）	
No.56	US-005	雑貨	急性毒性（吸入：蒸気）：区分 4 皮膚腐食性及び刺激性：区分 2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分 2 生殖毒性：区分 1 特定標的臓器（単回）：区分 1、区分 3（気道刺激性、麻酔作用） 特定標的臓器（反復）：区分 1 水生環境有害性(急性)：区分 2	

表 4-8　米国 4 製品が該当する GHS 危険有害性項目

			健康に対する有害性											環境に対する有害性		
通し番号	製品 ID	製品区分	急性毒性	皮膚腐食性/刺激性	眼に対する重篤な損傷性/刺激性	呼吸器感作性	皮膚感作性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器毒性（単回）	特定標的臓器毒性（反復）	吸引性呼吸器有害性	水生環境有害性（急性）	水生環境有害性（慢性）	オゾン層への有害性
No.52	US-001	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	●		●			●		●	●	●		●	●	
No.54	US-003	洗浄剤・漂白剤		●	●			●			●	●		●		
No.55	US-004	接着剤			●		●				●					
No.56	US-005	雑貨	●	●	●					●	●	●		●		

5. 消費者用調剤製品等への GHS 導入等により予想される効果、社会への影響等

本章では、消費者用調剤製品等へ GHS 等を導入した場合に予想される効果、社会への影響等について検討するために、以下の 3 項目を実施した。

- ✧ 消費者用調剤製品等に GHS に基づく化学物質の危険有害性等の情報提供を導入した例の作成
- ✧ GHS 以外の化学物質の危険有害性等の情報提供手法の調査及び GHS あるいは GHS 以外の方法についてのパターン検討
- ✧ 消費者用調剤製品等に GHS あるいは GHS 以外の方法を導入した場合に予想される効果、社会への影響等の検討

5.1. 消費者用調剤製品等に GHS に基づく化学物質の危険有害性等の情報提供を導入した例

GHS の導入前と導入後に、消費者用調剤製品等に貼付される表示等の情報提供が全体としてどのように変化するのかを知ることは、GHS を導入した場合の影響等を検討する際に有用である。

そこで本項では、4.1.2 で GHS 分類を実施した 11 の国内製品のうち、H24 年度報告書のアンケート調査で使用にあたって不安を感じたことのある製品として上位に挙げられた「洗浄剤・漂白剤」と下位に挙げられた「シャンプー」について、GHS を導入した場合の製品の表示 (使用上の注意、応急措置等) に関する例を作成した。実際の製品の表示内容 (GHS 導入前) と作成した表示例 (GHS 導入後) を比較することで、消費者用調剤製品等に GHS を導入した場合の影響・効果等について検討を行った。

5.1.1. 洗浄剤･漂白剤の例

洗浄剤・漂白剤 (No.10, JP-010) について、実際の製品の表示 (使用上の注意、応急措置等) と 4.1.2 で実施した GHS 分類の結果に基づき作成したラベルの表示例を比較した。

実際の製品の表示を図 5-1 (非公表) に、4.1.2 で実施した GHS 分類の結果に基づき作成したラベルの表示例を図 5-2 に示した。

実際の製品の表示と GHS のラベル表示を比較すると、まず絵表示については、GHS では「危険」という注意喚起語と共に危険有害性に関する絵表示が大きく表示される一方、実際の製品では使用方法に関する絵表示が 4 つ並び、それらと併記して危険有害性の絵表示が表示されている。絵表示の大きさも比較的小さいものとなっている。また、絵表示の上に大きくバツ印が記載されているのも実際の製品の特徴的な点である。GHS では特定の危険有害性に該当しないからといって絵表示の上にバツ印を記載することはない。

注意書きについては、実際の製品では製品の特性に応じた具体的な注意書きが多くみら

れる。例えば、“原液で使わない”“熱湯で使わない”“酸性タイプの製品や塩素系の排水口ヌメリ取り剤・生ごみ・食酢・アルコールと混ざらないようにする”といった注意書きである。GHS の注意書きでは、製品に特化しない一般的な記述が多い一方で、“施錠して保管すること”といった具体的な記載もある。また、実際の製品の注意書きはすべて人に対する注意書きであるが、GHS の注意書きでは水生生物への影響も考慮して“環境への放出を避けること”といった環境に対する注意書きがあるのも特徴的である。

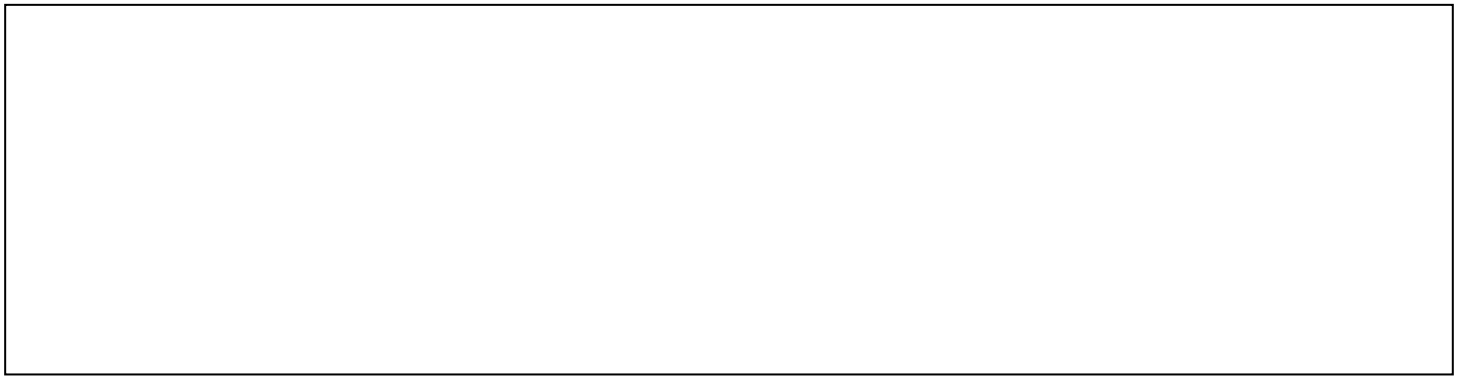

図 5-1　洗浄剤・漂白剤 (No.10, JP-010) の実際の製品の表示例
(青色の下線は GHS にはなく、実際の製品でのみ記載されている注意書き、赤色の下線は元々製品に表示されていたもの)

危険

・飲み込むと有害
・重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
・重篤な眼の損傷
・呼吸器への刺激のおそれ
・臓器の障害
・水生生物に非常に強い毒性
・長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

＊医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。
＊子供の手の届かないところに置くこと。
＊使用前にラベルをよく読むこと。

〔安全対策〕
＊粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
＊粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
＊取扱後はよく手を洗うこと。
＊この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
＊屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
＊環境への放出を避けること。
＊保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

〔応急処置〕
＊飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。
＊飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
＊皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
＊吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
＊眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
＊ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
＊気分が悪い時は医師に連絡すること。
＊特別な処置が必要である（このラベルの・・・を見よ）。
＊汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
＊漏出物を回収すること。

〔保管〕
＊換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
＊施錠して保管すること。

〔廃棄〕
＊内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

図 5-2　4.1.2 で実施した GHS 分類の結果に基づき作成したラベルの表示例 (洗浄剤・漂白剤 (No.10, JP-010))
(オレンジ色の字は GHS の場合でのみ表示される注意書き)

5.1.2. シャンプーの例

シャンプー (No.19, JP-019) について、実際の製品の表示 (使用上の注意、応急措置等) と 4.1.2 で実施した GHS 分類の結果に基づき作成したラベルの表示例を比較した。
実際の製品の表示を図 5-3 (非公表) に、4.1.2 で実施した GHS 分類の結果に基づき作成したラベルの表示例を図 5-4 に示した。

実際の製品の表示と GHS のラベル表示を比較すると、まず絵表示については、実際の製品では絵表示は記載されていないが、GHS では「警告」という注意喚起語と共に危険有害性に関する絵表示が大きく表示される。

注意書きについては、実際の製品では使用上の注意と応急処置の内容が簡易に一緒に記載されているが、GHS では安全対策、応急処置と区別され実際の製品よりは多くの情報が記載されている。

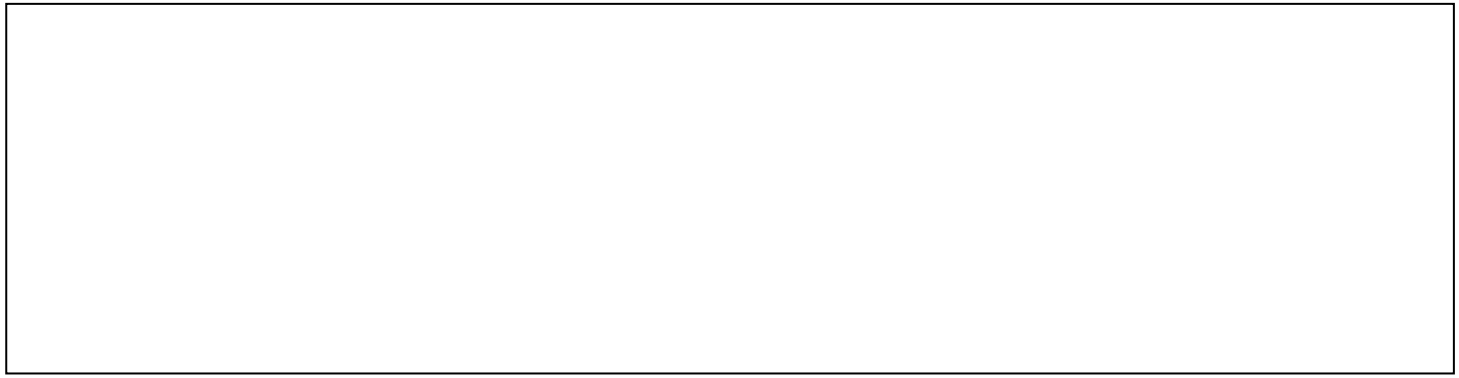

図 5-3　シャンプー (No.19, JP-019) の実際の製品の表示例
(青色の下線は GHS にはなく、実際の製品でのみ記載されている注意書き)

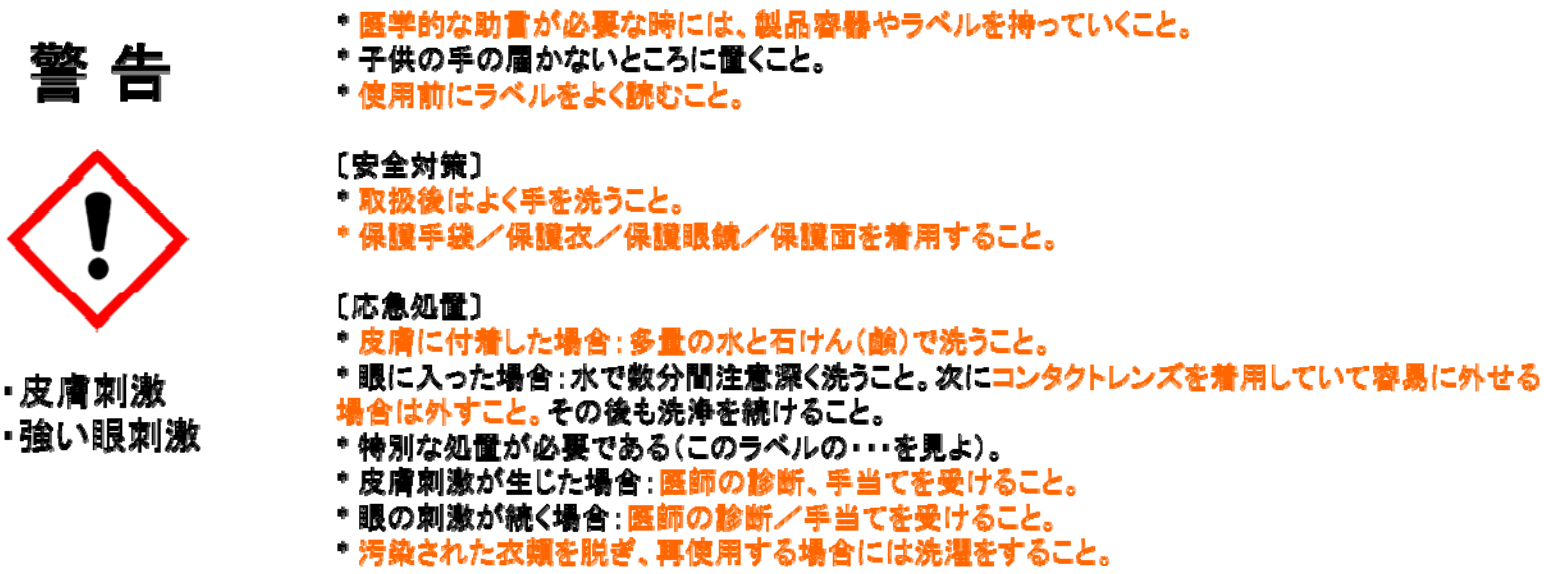

図 5-4　4.1.2 で実施した GHS 分類の結果に基づき作成したラベルの表示例 (シャンプー (No.19, JP-019))
(オレンジ色の字は GHS の場合でのみ表示される注意書き)

5.2. GHS 以外の化学物質の危険有害性等の情報提供手法の調査及び GHS あるいは GHS 以外の方法についてのパターン検討

本項では、GHS以外の化学物質の危険有害性等の情報提供手法として米国について調査した。さらに、GHSあるいはGHS以外の方法 (以下、GHS等) についてパターンを検討した。

5.2.1. 米国の例

米国では、危険有害物質の輸送や保管を行う容器へのラベル表示方法として、米国の全国防火協会 (NFPA: National Fire Protection Association) が定めるのファイア・ダイアモンドとよばれる表示方法と、米国の塗料塗装業協会 (NPCA: National Paint and Coatings Association) が定める危険有害性物質識別システム (HMIS: Hazardous Materials identification System) の2つの表示が一般的に採用されている。

NFPAで使用されるファイア・ダイアモンドは、健康障害、燃焼性、不安定性の3項目について、数字の0 (危険有害性なし) ～4 (深刻な危険有害性あり) の5段階で各色のダイアモンド上に表示し、特別の危険性 (酸化剤や水との反応性等に関する情報) については規定されているシンボルをダイアモンド上に表示するものである。

HMIS では、健康障害、燃焼性、物理化学的危険性の 3 項目については NFPA と同様、数字の 0 (危険有害性なし) ～4 (深刻な危険有害性あり) の 5 段階で表示する。さらに、保護具の情報として、取り扱い上必要な保護具についてのコードを示すものである。

ファイア・ダイアモンドも HMIS も、コンパクトな表示の中で、危険有害性を定量的に知ることができ、HMIS では、ばく露を防ぐための保護具に関する情報も合わせて知ることができる。

NFPA 及び HMIS の表示概要を図 5-5 に示した。

ファイア・ダイアモンド (NFPA)　　HMIS (NPCA)

NFPA：全国防火協会、HMIS：危険有害性物質識別システム、NPCA：塗料塗装業協会

図5-5　ファイア・ダイアモンドとHMISの危険有害性のラベル表示[16]

[16] 一般財団法人化学物質評価研究機構編 「化学品の安全管理と情報伝達 SDS と GHS がわかる本 GHA 国連文書・JIS」対応」平成 26 年 4 月 30 日発行（丸善出版株式会社）

5.2.2. 危険有害性情報等の GHS 等による表示方法のパターン

消費者用調剤製品等に含まれる化学物質に関する危険有害性 (ハザード) 情報等を表示・伝達する方法として GHS をそのまま導入する、GHS の一部を導入する、5.2.1 で示したファイア・ダイアモンドを導入する等、いくつかの表示方法のパターンを示した。

(1) GHS の導入又は GHS の一部を導入

5.1 で示した表示例は、消費者用調剤製品等に GHS の全項目を導入した場合のラベル例を示したが、GHS を導入するパターンとしては他にもいくつかの方法が考えられる。

✧ GHS のコア 3 項目 (注意喚起語、絵表示及び危険有害性情報) を導入し、注意書き等については現行の表示を利用する (図 5-6)。

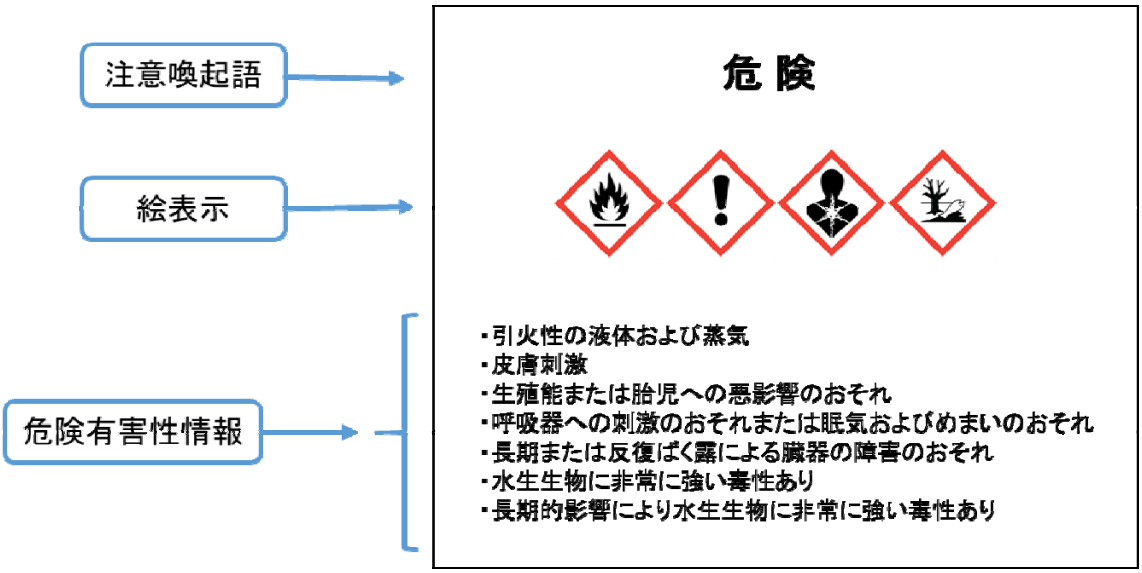

図 5-6　GHS コア 3 項目の表示例

✧ GHS 国連文書の附属書 5「危害の可能性に基づく消費者製品の表示」で挙げられている慢性的な健康有害性に関する特定のエンドポイント (発がん性、生殖毒性、反復ばく露による特定標的臓器毒性) については、リスク評価に基づいた GHS 表示をする。

✧ GHS 分類の結果は製品ラベルには表示せず、「GHS 分類済み」の記載と分類結果へのリンク情報 (QR コード、HP アドレス等) のみをラベルに表示する (図 5-7)。

図 5-7　GHS 分類済みの標記と分類結果へのリンク情報の表示例

✧　GHS 対応済みの SDS へのリンク情報 (QR コード、HP アドレス等)をラベルに表示する (図 5-8)。

図 5-8　GHS 対応 SDS へのリンク情報の表示例

(2) GHS 以外の方法

✧　リスクを避けるための使用方法

現行の使用方法に、使用回数、使用量等の制限等の情報のような、ばく露量に関連する使用方法を具体的に記載する (図 5-9)。

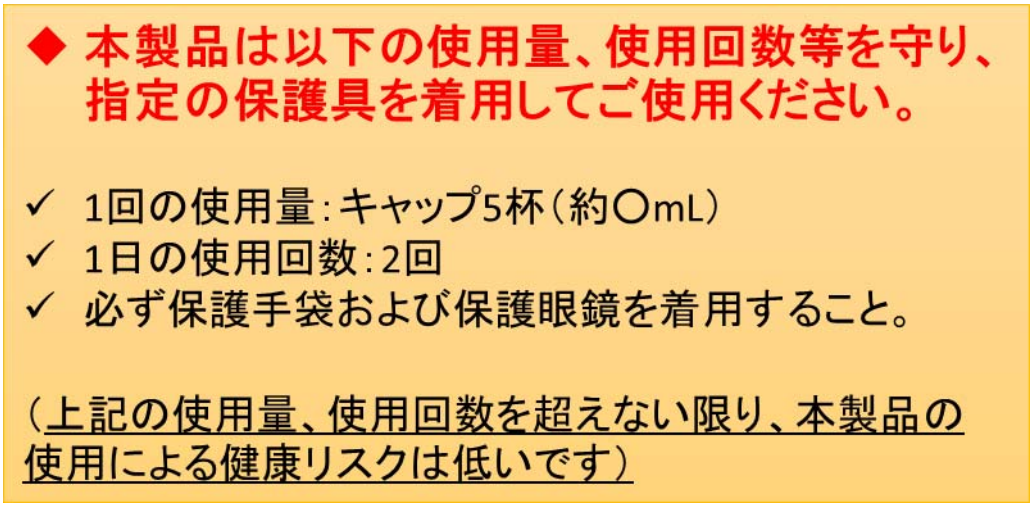

図 5-9　リスクを避けるための使用方法の表示例

✧　NFPA のファイア・ダイアモンド又は NPCA の HMIS の導入 (図 5-10)

図 5-10　　NFPA のファイア・ダイアモンド又は NPCA の HMIS の表示例

5.3. 消費者用調剤製品等に GHS あるいは GHS 以外の方法を導入した場合に予想される効果、社会への影響等の検討

本項では、消費者用調剤製品等へ GHS あるいは GHS 以外の方法 (以下、GHS 等) を導入した場合に予想される効果、社会への影響等について検討するために、消費者団体、事業者及び有識者に直接インタビューを行った。インタビュー結果に基づき、消費者用調剤製品等へ GHS 等を導入した場合のメリット/デメリット、課題等を整理した。

5.3.1. インタビューの実施

(1) インタビュー対象

様々な立場からの意見を広く募るため、経済産業省の担当官と協議の上、消費者団体、業界団体・事業者、流通・小売事業者及び有識者を対象にインタビューを行った。インタビュー対象の内訳は表 5-1 の通りである。

表 5-1　インタビュー対象内訳

インタビュー対象	内訳
消費者団体	2 団体 (消費者団体 A, 消費者団体 B)
業界団体・事業者	3 団体 (業界団体 A, 業界団体 B, 事業者 A)
流通・小売事業者	1 団体 (流通・小売事業者 A)
有識者	2 名 (有識者 A, 有識者 B)
合計	8 対象

(2) インタビュー項目

インタビュー項目を表 5-2 に示した。

表 5-2　インタビュー項目

インタビュー項目	消費者団体 A	消費者団体 B	業界団体 A	業　界団体B	事業者 A	流通・小売事業者 A	有識者 A	有識者 B
A. 提供すべき危険有害性 (ハザード) 情報及び提供方法について								
1.　消費者が安全に製品を利用するために必要な危険有害性（ハザード）情報はどのような情報ですか？また、その中でも特に重要と考えるのはどの情報でしょうか？ or 消費者に提供すべき危険有害性（ハザード）情報の優先順位はどうなりますか？ or 消費者に危険有害性（ハザード）情報を伝える必要があると考えますか？あるとしたら、特にどのような情報でしょうか？	●	●	●	●	●	●		
2.　現状の情報提供で達成できているでしょうか？ （そもそも、GHS のような基準を統一した表示が必要でしょうか？）	●	●						
3.　既に、一部の消費者製品に表示されている GHS 表示を知っていますか？（見たことがありますか？） →ある場合：表示の意味は理解できますか？ このような表示は必要だと思いますか？	●	●						
4.　このような GHS 表示のある製品と表示のない製品があった場合、どちらを購入しますか？またその理由は？	●	●						
5.　危険有害性（ハザード）やリスクがあることを伝えるのか（ネガティブな側面を強調）、少ないことを強調して伝えるのか（ポジティブな側面を強調）、どちらが適しているでしょうか？ or 危険有害性（ハザード）やリスクがあることを伝えることについて、どのようにお考えでしょうか？ or 危険有害性（ハザード）情報を伝える必要がないと考える場合、その理由は何でしょうか？伝えるとすれば、どのような条件（環境）や伝え方が必要でしょうか？	●	●	●	●	●	●	●	●

インタビュー項目	消費者団体A	消費者団体B	業界団体A	業界団体B	事業者A	流通・小売事業者A	有識者A	有識者B
or GHS を消費者製品へ導入する（危険有害性（ハザード）情報を伝える）ためには、どのような条件（環境）や伝え方が必要でしょうか？								
6. 製造者から製品に関する危険有害性（ハザード）情報は伝わってきますか？伝達方法は何ですか？						●		
7. GHS を段階的に消費者製品へ導入するとしたら、どのような方法が考えられるでしょうか？								●
8. GHS を消費者製品へ導入した場合のメリット/デメリット、課題等は何でしょうか？	●	●	●	●	●	●	●	●
9. どのような情報提供の方法・組み合わせが適していると考えますか？	●	●		●	●	●		
B. 提供すべき情報・伝達方法等に関する一般論								
10. 危険有害性（ハザード）情報に限定せず、消費者が安全に製品を利用するために必要な情報は何ですか？ or 消費者が安全に製品を利用するためにどのような情報を伝えていますか？また、どのような情報が必要だと考えますか？	●	●	●	●		●		
11. 「消費者に提供する情報」と「労働者に提供する情報」で切り分けて考えるべき項目はあると思いますか？ or B to B (法律) の GHS による情報提供でのメリットはありますか？			●	●	●			●
12. GHS 国連文書の附属書 5 では、「危害の可能性に基づく消費者製品の表示」（リスクベースでの表示）が、特定のエンドポイントに対して認められていますが、その理由は何でしょうか？ or 環境有害性について、例えば、環境中で速やかに分解する成分であっても、ハザードベースの GHS 分類では環境有害性のラベルがついてしまう。分解する物質も分解しない物質も同じラベルになってしまうのは問題ではないか？							●	●
13. 分かりやすい情報伝達とはどのような方法だと考えますか？（文章、絵表		●		●				

インタビュー項目	消費者団体A	消費者団体B	業界団体A	業界団体B	事業者A	流通・小売事業者A	有識者A	有識者B
示等）								
14. 情報提供には、分かりやすいメッセージ（「まぜるな危険」等）と詳しい情報それぞれに異なる役割があると考えられますが、どう組み合わせていくのが良いでしょうか？	●			●			●	●
15. 現状の使用方法は目的機能だけでなく、リスク評価にも基づくものでしょうか？			●	●		●		
16. 「使用方法」は通常その通りに使用すれば安全であると考えられます。その「使用方法」に従わないことがあるとすれば、他にどのような表示が必要だと考えますか？（例えば、子供や認知症患者等のために新たに加える情報がありますか？）工夫されていることはありますか？	●	●		●	●			
17. どういった層の消費者を対象としてラベル等を作成していますか？				●				
18. 新たな JIS 等を制定して表示を統一することについてどのように考えますか？（メリット/デメリット、課題等） or 各業界で異なる絵表示をしていることによって、何か困っていることはありますか？例えば、新たな JIS 等を制定して表示を統一することについてどのように考えますか？（メリット/デメリット、課題等）				●	●	●		
C. 業界における消費者製品への GHS 表示自主的取り組みについて								
19. 消費者製品へ GHS を導入した経緯、理由等を教えてください。			●	●				
20. GHS を導入した結果、消費者からのどのような反響がありましたか？			●	●				
21. GHS を導入する製品として、一部の製品を選んだ理由は何ですか？			●					
22. GHS を導入しているのはすべての製品についてですか？特定の製品に限っていますか？				●				
23. 業界・事業者団体の会員ではない企業の製品や輸入製品への対応はどのようになっていますか？			●	●	●			
24. GHS 分類結果の信頼性・透明性等はどのように担保していますか？			●	●				
25. 対象とするエンドポイントを限定した（特定のエンドポイントを外した）理由を教えてください。			●					
26. 消費者製品への GHS 表示において対象としているエンドポイントは何で				●				

インタビュー項目	消費者団体A	消費者団体B	業界団体A	業界団体B	事業者A	流通・小売事業者A	有識者A	有識者B
すか？（特定のエンドポイントに限っていますか？すべてのエンドポイントを対象にしていますか？）								
27. ホルムアルデヒドのような既知の危険有害性物質が入っていないことを伝えるような手法について、どのようにお考えでしょうか。				●				
28. 危険有害性に関する現状の情報提供に関して、難しいことがあるとするとどのような点でしょうか。また、それを克服するために工夫されている点があれば教えてください。				●				
29. 業界における GHS 表示制度の今後の方向性を教えてください。（製品カテゴリーの拡大、対象エンドポイントの拡大、ガイダンスの見直し等）			●	●				
D. 取扱商品 (日用品) に関する安全性情報について								
30. 製品を仕入れる際に、安全基準等はありますか？（製品の安全性確認のために何か実施していますか？）						●		
31. 商品について提供している情報はありますか？						●		
32. 製品中の化学物質に関する安全性についての問合せはありますか？それはどのような内容ですか？						●		
E. 消費者製品中の化学物質に関するハザード/リスクコミュニケーション、教育等について								
33. 消費者も受身ではなく、消費者自らが、購入/使用する製品の有害性やリスクを理解して（理解する努力をして）、自己の責任で製品を購入/使用するべきだと思いますか？	●	●						
34. リスク管理に関する情報を提供する場合、どのような内容が必要だと考えますか？	●			●				
35. リスク管理のために必要なリスク評価を実施する上での課題・問題点は何ですか？（具体的な負荷は何ですか？）				●				
36. 製品中の化学物質について消費者が学び、意見交換できるような場として、どのような場が適しているでしょうか？	●							
37. 製品中の化学物質に関する危険有害性（ハザード）やリスクに関して、小学校等からの教育の必要性について、どのように考えますか？	●	●		●				
38. 製品中の化学物質に関する危険有害性（ハザード）やリスクに関する消費者への教育・啓蒙として、どのような方法が適しているでしょうか？	●		●	●	●	●	●	

インタビュー項目	消費者団体A	消費者団体B	業界団体A	業界団体B	事業者A	流通・小売事業者A	有識者A	有識者B
or 製品中の化学物質に関する危険有害性（ハザード）やリスクに関する一般消費者への啓蒙活動として、どのような取組みをされていますか？								
39. グローバルな視点で念頭に入れておくべき事案はありますか？ or 業界等の取り組みで、何か海外と調和した形で実施していることはありますか？ or 欧州以外で消費者製品に GHS 表示を導入している国（または、導入予定の国）はあるのでしょうか？ or 事業者団体としては、GHS に関してどのような立場をとっているのでしょうか。グローバルな視点で念頭に入れておくべき事案はありますか？	●			●	●	●	●	●
F. GHS のあるべき姿について								
40. GHS は将来的にどのような姿になっているべきと考えますか？現在の姿とのギャップはどこの部分が大きいでしょうか？								●
41. GHS 分類結果の信頼性（情報の質）をどのように担保したら良いでしょうか？							●	●

5.3.2. インタビュー結果

(1) インタビュー対象別の結果

インタビュー対象別の結果を別添資料 5-1～5-8 に示した (非公表)。

(2) インタビュー項目・内容別の結果

本項では、41 のインタビュー項目について、内容別に幾つかのグループに分けて結果を整理し、インタビュー対象による違いを比較・整理した。

1) 消費者が安全に製品を使用するために必要だと考える情報

消費者が安全に製品を使用するために必要だと考える危険有害性 (ハザード) 情報や使用方法等に関する情報等についての回答を表 5-3 に整理した。

表 5-3 消費者が安全に製品を使用するために必要だと考える情報に関する回答

インタビュー対象	回答
消費者団体	● 人の健康や命に関わるものは絶対必要。長期的な環境影響情報も必要。引火性等の物理化学的危険性も必要。つまり、GHS 項目で不要なものは無い。 →ただし、消費者に伝えるときには、わかり易い言葉にする必要がある。 ● スペースが限られた中では生命の危険が差し迫ってあるものが優先。 ● 子供等が誤飲したら危ないもの。 ● 急性毒性だけでなく、有害性のあるものはすべて表示が必要 (ハザードベースで)。 ● 「健康影響」は必ず必要。それと同じくらい「環境への影響」についても表示は必要。 →洗剤のように環境中では分解されて毒性がなくなっているとしても、自分たちの使っているものに環境に影響を与えるものが入っているかどうかは知りたいので、ハザードベースでの表示をして欲しい。 ● 全成分表示をして欲しい。 ● ハザード情報はあった方がよいが、使用方法の方が重要。ハザード情報があることで、使用方法の根拠が分かる。 ● 業界団体による GHS の自主的表示により、製品に関して消費者に誤解を与えたような問合せがあったとのことだが、問合せがあったということは、GHS 表示が目に付いたということ。さらに自分の使っているものを知ることができたという意味で良いこと。つまり、GHS 表示は必要。 問合せをする時は、疑問に思ったり何かクレームを言ったりする時が殆ど。わざわざ、「良くなりましたね」とは電話しない。GHS 表示をして問合せが少ないからといって表示した意味が無いわけではない。 ● 情報公開の観点から、全ての情報を提供するべき。 ● ネガティブな側面 (ハザードやリスクがある) とポジティブな側面 (ハザードやリスクが少ない) の両方を伝える方が信頼できる。 →ポジティブな情報だけだと、誤解を生みやすい。

	● 現在の製品に記載されている「目に注意」「保管に注意」だけでは、具体的にどうしたらよいか分からない。 →そういう意味では、GHS の注意書きのように「施錠して保管」など具体的に書くことも必要。 ● アレルギー等がある人は、表示をとてもよく見るので、「見ないのだから書かなくていい」というのは違う。知りたい人が情報を得られるようにすることは必要。
業界団体・事業者	● 消費者アンケート調査では、「安全な使用方法と説明」、「用途」、「使用時の注意事項」を表示することが求められている結果であった。ハザード情報よりもこれらの情報の優先順位が高い。 →そもそも、消費者製品はきちんと管理されていて、安全も担保されている。 →洗剤については、各社、全製品の全成分表示をホームページで実施している。 ● ハザードだけ表示するのは意味が無い。リスク表示なら良い (消費者には分かりにくい、理解されにくいだろうから)。 ● 消費者教育の問題ではない。ハザード情報よりも、使用方法、応急処置等の方が有用な情報である。 ● ハザード情報を提供するとすれば、ヒト健康に関するもの、急性的な影響に関するものが消費者へ提供すべきものと考える。 ● 使用方法の充実 (誤使用・誤飲等の防止) ● 廃棄方法 ● 禁止事項 ● (可能なら) リスク情報 ● ハザードを伝えることは必要だと思う。 →ハザードを伝えることで誤った使い方をしないことを期待している。 →しかし、ハザードを過剰に伝えすぎると、消費者が警戒し、怖がってしまう。 ● 通常の使い方で大きな影響のないものは伝えなくても良いのではないか。 ● 反復ばく露による有害性は、労働者には必要だと思うが、一般消費者で時々使用するような人に必要かどうか疑問。 ● 特定の物質に関する情報のニーズというのは、例えば、化粧品であればアレルギーの人がいるので、そのような人には、特定物質の情報のニーズはあるが、一般的な消費者製品ではそのようなニーズがあるか分からない。 ● (消費者団体では、GHS の“施錠して保管”は具体的で良いという意見があった。この意見について、) →実際には、一般的な消費者製品を施錠して保管するなど、家庭ではできない。容易にできないことをラベルに記載するのは企業が無責任。
流通・小売事業者	● ハザード情報を伝えるとすれば、誤飲・誤食に注意が必要と考えており、「急性毒性」および「皮膚・眼刺激性」が重要な情報と考える。 ● 危険有害性 (ハザード) 情報は、消費者には理解しにくいのではないか。 ● 消費者にとって、危険有害性 (ハザード) 情報を得ることにメリットがあればよい。 ● 「GHS に関する消費者への啓発活動」と「事業者が GHS をきちんと表示する」という両輪がきちんと出来ている前提であれば、GHS 導入は良いこと。 ● GHS 表示の目的が“リスク削減”等ということでハッキリしていて、それが達成できる環境整備ができれば、GHS 導入は良いことだと思う。
有識者	● GHS 項目すべて。

	● GHS の 6 項目、特にコアの 3 項目 (注意喚起語、絵表示、危険有害性情報) をラベルに記載するべき。 ● 注意書きは GHS のものでなく、現在のような注意書きでも良い。 →GHS の注意書きの和訳は必ずしも消費者製品に適したものではないので、そのようなところは検討を進めていくべき。 ● 注意書きは必要最低限に絞ったものを記載する。 →消費者向けには、CLP の重み付けの Highly recommended のみに絞るのが良い。 ● 注意書きで“皮膚についたら洗う”と記載されていても、ハザードの種類によって対応は変わってくるので、ハザードを記載する必要がある。 →医療機関などでは、ハザード情報がないと対応できない (注意書きだけでは分からない)。 ● “使用方法の方が重要”“GHS は消費者には分かりにくい、理解されない”というのは、工業会側の言い訳。 →教育していないのだから、当然であり、欧州の CLP では消費者は困っていない。日本でも導入して数年経っていけば理解されてくる。 ● 米国でも言われているが、ハザード情報は法律でないと企業は出さない。 →情報が無ければ救える人も救えない。 ● 情報があることが大前提であり、ハザードの情報は予防情報になりうる。 →化学物質で多くの人が亡くなっている。情報があれば亡くならずに済んだ人がいるかもしれない。

(注) 表中の下線は、回答における主なポイント

消費者団体では、GHS 項目すべての危険有害性 (ハザード) 情報が提供されることを望んでおり、情報公開という意味で企業の責務だと考えている。また、健康有害性に関するものはもちろんであるが、環境有害性に関するものについても、同じように表示して欲しいという回答であった。

一方、業界団体・事業者では、消費者が安全に製品を使用するために必要だと考える情報については、使用方法や応急処置等の注意事項が最優先項目であり、危険有害性 (ハザード) 情報は優先順位が低かった。さらに、危険有害性 (ハザード) 情報を記載するとした場合には、健康有害性 (特に急性的な影響) に関するものを消費者へ提供すべきとの回答であった。さらに、危険有害性 (ハザード) 情報を消費者に伝えることについては、“消費者には分かりにくい、理解されにくいだろうから、使用上の注意について情報を伝えないでハザードだけ表示するのは意味が無い”という意見や“ハザードを伝えることは必要だと思うが、それはあくまでも誤った使い方をしないためであり、ハザードを過剰に伝えすぎると、消費者が警戒し、怖がってしまう”という意見があり、「ハザード情報よりも、使用方法、応急処置等の方が有用な情報である」という考えが根強かった。

流通・小売事業者においては、危険有害性 (ハザード) 情報を伝えるとすれば、急性毒性及び皮膚・眼刺激性の優先順位が高いという回答であった。さらに、“危険有害性 (ハザード) 情報のみでは、消費者には理解しにくいのではないか”という懸念はあるものの、“「GHS に関する消費者への啓発活動」と「事業者が GHS をきちんと表示する」という両輪がきちんと出来ていれば、GHS 導入は良いことである”という意見であった。

有識者のおいては、“危険有害性 (ハザード) 情報は予防情報としても重要であり、ハザード情報を消費者に提供するべき”、“GHS の 3 項目 (注意喚起語、絵表示、危険有害性情報) をラベルに記載するべき”という意見であった。

なお、GHS 表示はハザードに基づき表示を行うこととされているが、人へのばく露量とばく露時間が一般に限定されている消費者製品については、慢性的な健康影響が生じにくいと考えられることから、リスクがある程度以下であることが明らかになった場合には、慢性的な健康有害性の情報を GHS 表示に含めなくてもよいとされている。これについて、平成 20 年 4 月に NITE 化学物質管理センターより「GHS 表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」が公表されている[17]。

2) 消費者から見た現状の表示・情報提供方法について

業界団体による GHS の自主的表示も含めた、現状の表示・情報提供方法について、消費者団体の回答を表 5-4 に整理した。

表 5-4 消費者から見た現状の表示・情報提供方法についての回答

インタビュー項目	回答
2. GHS のような基準を統一した表示が必要でしょうか？	最近導入された洗濯表示と同様に、国際的に統一された表示は導入すべき。今理解できるできないではなく、理解していくことが必要。 ● 注意喚起の意味で GHS 表示は良い（GHS 表示があることで詳細な記載部分を読む）。 ● 商品を選択する時には必要。そのためにも、基準の統一された表示が必要。 ● 商品選択の観点では、同一業種で統一された基準があれば良いと思う。 ● 基準の統一された表示は信頼性があり良い。 ● 現在の表示/ラベルでは、メーカーによる差が無い。比較できるような情報が無い。
3. 業界団体の GHS の自主的表示見たことがありますか？ →ある場合：表示の意味は理解できますか？ このような表示は必要だと思いますか？	● 見たことがある。企業によって貼付の仕方が異なることが気になった。絵表示があるものと、ないものがある。 ● GHS の絵表示だけでは意味はわからない。「皮膚刺激」等の説明は必要。 ● このような表示は必要である。商品選択の道しるべのためには GHS 表示は欲しい。
4. このような GHS 表示のある製品と表示のない製品があった場合、どちらを購入しますか？またその理由は？	● GHS 表示のある製品を購入する。 →理由は、「GHS 表示をするという事業者の姿勢を応援したい。」「きちんとしているから」

(注) 表中の下線は、回答における主なポイント

[17] http://www.nite.go.jp/chem/risk/ghs_consumer_product.html

GHS のような表示が必要かどうか？という質問に対しては、消費者団体 A 及び消費者団体 B のいずれにおいても、“必要である”という回答であった。理由は、「商品選択の材料になる」、「注意喚起に良い」、「自分の使っているものを知ることができる」等であった。

一方で、GHS の絵表示だけでは意味が分からないので、「皮膚刺激」等の説明は必要との回答であった。

また、今回のインタビューでは消費者団体 A 及び消費者団体 B のいずれにおいても、GHS 表示のある製品と表示のない製品があった場合、GHS 表示のある製品を購入するとの回答であった。ただし、「一般的にはネガティブな情報が表示された商品よりもネガティブな情報が表示されていない商品を選択する傾向があるが、“GHS 表示をする”という企業のきちんとした姿勢を応援したいので、GHS 表示のある製品を購入するようにしたい。」という意味合いでの回答であった。

3) 危険有害性 (ハザード) 情報の提供方法について

危険有害性 (ハザード) 情報を消費者に伝えることについてどう考えるか？伝えるとしたらどのような方法が良いか？といった質問に関する回答を表 5-5 に整理した。

表 5-5 危険有害性 (ハザード) 情報の提供方法に関する回答

インタビュー対象	回答
消費者団体	● 「注意喚起で GHS 絵表示（ハザード）」＋「使い方についての具体的な説明と絵表示」の組み合わせで表示するのが良い。 ただし、これらの絵表示は、違うものと認識するために、並べずに別に表示 (ハザード→使い方の順に表示) するべき。 ● ハザードを表す別のマークを考えるよりは、GHS を勉強する方が良い。 ● (POP 等により) 店頭で GHS マークを説明するべき (周知徹底に力を入れるべき)。 ● 店頭で商品を選ぶので、ラベルや店頭の棚などに、商品を比較選択できるような表示が必要。 ● スペース等により製品にすべての情報を記載できない場合は、添付文書にして情報を提供するべき。 →読まないから付けないというのは良くない。 →ホームページはアクセスできない人もいるので、必ず製品に添付させるべき。 ● ホームページでの情報公開も良いが、それだけでは企業の説明責任を果たしていない。また、ホームページも消費者に分かりやすくして欲しい (大人用、子供用と別に作成するなど)。 ● QR コードは非常に便利なので、もっと普及すると良い。QR コードを活用する方法を考えるのも良。 ● 詳細な情報については、店頭で要求すれば紙でもらえるようになっていると良い。店頭に説明できる店員がいると良い。 ● 詳細な情報を知りたい人は QR コードやインターネット等で情報が入手できるようになっていればよい。 SDS を公開するなら、消費者用に分かりやすく作り変える必要がある。

業界団体･事業者	● QR コードは良い (他の法規制を含めた補足説明も可能になる)。 ● CLP 等のように、注意喚起の記載は 5 つ等に限定する方が良い。 ● 文字の大きさは少なくとも 6～8 ポイントでないと分からない。 SDS は消費者向けには適さない。
流通･小売事業者	● GHS/CLP ラベルおよび QR コードの組み合わせが良い。 →GHS にはこれまで馴染みの少ない危険などのイラストが使われている。商品に記載する以前に、消費者へのラベルマークが意味する内容などの教育・啓発活動が必須。
有識者	● SDS は情報量が多く専門的。消費者向けにはラベルの方が適している。 →簡潔なラベルが必要。ラベルのデザインから見直すべき。 →GHS の注意書きは必要最低限に絞り、加えて、業界で必要な表示 (商品特有の表示) をする。 →消費者に合ったラベルを作成すべき。あくまでも一般的な情報としての GHS と製品特有の表示を合わせたもの。 ● QR コード等はダメ。 →ただし、視覚障碍者・高齢者用に危険有害性を音声で知らせる仕組みは良い発想で、現在検討されているところ。

(注) 表中の下線は、回答における主なポイント

消費者団体では、情報の提供方法として、ラベルへの表示を望んでおり、ハザードと使用方法を区別して記載し、“このようなハザードがあるから、このような使用方法になる”というような順序立てた表示が分かりやすいという意見もあった。それ以外の方法としては、商品へ添付、QR コード、ホームページ等での情報公開、店頭での店員による説明等の意見があった。

業界団体･事業者では、情報の提供方法としては、“注意書きの記載数を限定する”、“SDS は消費者向けには適さない”といった意見があった。

流通・小売事業者では、“GHS ラベルおよび QR コードの組み合わせが良い。”という意見であった。

有識者では、情報の提供方法としては、“消費者向けには SDS ではなくラベルの方が適している”、“QR コード等は良くない”という意見であった。ただし、ラベル上の情報を読み取って、視覚障碍者・高齢者用に危険有害性を音声で知らせる仕組みは良い発想で、現在検討されているところである。

特に、業界団体・事業者からは“GHS は消費者には分かり難い”“馴染みが無い”ので消費者製品には向かないといった主旨の意見が多かったが、消費者団体からは GHS の絵表示が分かり難いから表示しなくて良いといった意見は無く、むしろ、国際的に認められたマークであるならば、“ハザードを表す別のマークを考えるよりは、GHS を勉強する方がよい”ので、他のマークを導入するのではなく、GHS を導入して欲しいという意見であり、業界団体や専門家が懸念するほど、消費者は GHS マークに抵抗感は無いとも考えられる。

4) GHS を消費者製品へ導入した場合のメリット/デメリット、課題等

GHS を消費者製品へ導入した場合のメリット/デメリット、課題等に関する回答を表 5-6 に整理した。

表 5-6　GHS を消費者製品へ導入した場合のメリット/デメリット、課題等に関する回答

	GHS 導入のメリット	GHS 導入のデメリット	GHS 導入への課題等
消費者団体	● (教育が普及すれば) ハザードが分かる。 ● 選択の幅が広がる可能性はある。 ● 世界的な絵表示 (言語に関係ない) という意味では価値がある。 ● 自分の使っているものについて知ることができる。 ● 商品選択の道しるべになる。	● 現時点では世の中に浸透していないため、消費者にGHSの情報が正しく伝わらない。 ● 既存の表示をなくし、GHS 表示だけにするのは、ハザードは分かっても安全な使用方法が分からなくなってしまう。 ● GHS の絵表示より、目に×印のような既に流通している絵表示のほうが分かりやすいものが多い。 ● 日本の消費者はハザードだけで考えがちで、ばく露量を考えないので、ハザード情報だけを出すと危険（過剰反応する）。	● GHS を正しく理解するために、GHS 絵表示の意味のほか、化学物質のハザード等に関する消費者教育が必要である。 ● GHS の認知度を高めることが必要。教育よりも先に、GHS 絵表示のついた製品が多く流通することにより、認知度が高まることも考えられる。
業界団体・事業者	● (現状では) 無い。	● GHS を導入したことにより、危険な成分を加えた等の誤認につながっている。 ● 現状では、「データが無くて分類ができない場合」、「データがあって区分が付かない場合」、「分類していなくて付かない場合」の区別ができない。これにより、公正な比較ができず、優良誤認につながる。 ● スペースが限られているため、字が小さくなって分かりにくくなる。 ● 消費者の不安感が増す。ハザードを過剰に伝えすぎると、消費者が警戒し、怖がってしまう。 ● GHS 分類及び表示のコスト負担が大きい。 ● ハザードを直接伝えるよりも、事故防止のために、やってはいけないことを中心とした情報とする方が必要。	● データがないものと、区分がついていないものを区別できるようにする必要がある。 ● データがないことは、区分がついているものよりも危険なことがあることを伝える必要がある。 ● 分類作業を実施している企業が、化学物質管理をより適切に実施していることを伝える必要がある。 ● 消費者相談センターのようなところをはじめ、消費者対応の専門家への認知度を高める必要がある。 ● 消費者への伝え方の検討が必要。 ● 国、マスコミ等による周知徹底が必要。 GHS 表示をきちんと実施している企業が報われる制度とすることが必要。 他の法規との整合 (例;GHS と消防法で重複する内容の表記がある)。

	GHS 導入のメリット	GHS 導入のデメリット	GHS 導入への課題等
流通・小売事業者	● 製品上に情報公開をすることでの信頼関係の醸成。	● 個別のハザード情報に対する問い合わせの増加 (製品の安全性、不安、使い方等、これまで以上に増える可能性がある)。 ● ハザード情報の表示は、表示を望む人と望まない人がいる。	● GHS にはこれまで馴染みの少ないイラストが使われている。商品に記載する以前に、消費者へのラベルマークが意味する内容などの教育・啓発活動が必須。 ● GHS に関する問い合わせへの対応。
有識者	● 現在は殆ど公表されていない、消費者製品のハザード情報を知ることができる。 ● ハザード情報は予防情報になる。 ● ハザードが分かれば、適切な応急処置等が行える。 ● これまでにも、化学物質で多くの人が亡くなっている。ハザード情報があれば、化学物質で亡くなる人を減らすことができる可能性がある。 ● 全ての化学物質を網羅するため、規制の網のかからない危険ドラッグやネック式抗菌剤等の問題に対応可能。	● GHS 分類結果の信頼性を担保する仕組みがないと誤った分類結果が提供されてしまうおそれがある。 ● 簡潔な表示になっておらず、情報が消費者に適切に伝わらない可能性がある。	● GHS 分類の結果の信頼性を担保する仕組み及び人材の育成が必要。 ● 消費者に危険有害性を適切に伝えるための“表示の要約 (要素抽出)”が必要。 ● ネガティブなハザード情報は、任意の制度では企業は公表しない。 →現在の法律体系の中で、GHS をどのように導入するかの検討が必要。 ● 消費者への危険有害性の情報伝達という点において、日本が遅れていることに対する消費者団体等の認識が不足している。 ● 日本の消費者は、日本の消費者製品には危険なものがあるはずがないと思っており、消費者製品の危険有害性について関心が低い。 ● 教育が必要。GHS 分類質の確保、一般レベルの認知度を上げるといった点から GHS 検定のようなものを作る必要がある。

(注) 表中の下線は、回答における主なポイント

GHS を消費者製品等へ導入した場合のメリットについて、消費者団体及び有識者は、現在殆ど公表されていない消費者製品の“危険有害性 (ハザード) 情報を知ることができる”という点にメリットを感じており、流通・小売事業者では“製品上に情報公開することでの信頼関係の醸成”をメリットとして挙げている。一方、業界団体・事業者においては、メリットは現状では“無い”と感じている。

デメリットについては、“現時点では世の中に浸透していないため、GHS の情報が消費者に正しく伝わらない”というのが消費者団体、業界団体・事業者及び流通・小売業者の共通の意見である。そのために、業界団体・事業者及び流通・小売業者においては、GHS 導入により消費者の不安感が増し、警戒し、問合せが増加したり誤認につながったりすることを懸念している。また、業界団体・事業者においては、“GHS 表示が無い場合の区別ができないため優良誤認につながる”“GHS 分類及び表示のコスト負担が大きい”という点もデメリットとして挙げている。

課題等については、“消費者への教育・啓発活動”はすべてのインタビュー対象で共通に挙がった課題である。業界団体・事業者においては、“データがないものと、区分がついていないものを区別できるようにする必要がある”“GHS 表示をきちんと実施している企業が報われる制度であることが必要”なども課題として挙げられた。有識者からは“信頼性を担保する仕組み及び人材育成が必要”、“ネガティブなハザード情報は任意の制度では企業は公表しない”、“消費者への危険有害性の情報伝達という点において日本が遅れていることに対する消費者団体等の認識不足”、“日本の消費者は危険有害性について感心が低い”、“GHS 検定のようなものを作る必要がある”といった点も課題として挙げられた。

5) 消費者の教育・啓発活動等について

製品中の化学物質に関する危険有害性 (ハザード) やリスクに関する消費者への教育・啓発活動等に関する質問への回答を表 5-7 に整理した。

表 5-7 消費者の教育・啓発活動等に関する回答

インタビュー対象	回答
消費者団体	● 消費者も受身ではなく、消費者自らが、購入/使用する製品の有害性やリスクを理解して、自己の責任で製品を購入/使用するべき。 ● 小学校等からの教育は必要。 ● 日本はリスク教育が欧米に比べて遅れている。安全はタダで与えられるのがあたり前と思っている。これは教育をしないと変わらない。
業界団体・事業者	● 化学物質のハザードと有益性について消費者への啓発が必要。 ● 教育は必要だと思う。対象は、小学生よりも、社会に出る一歩前の高等学校や大学の学生の方が良い。中学校の家庭科でも良い。 ● 小学生の場合は、子供に注意といった表示はあるので、親の問題。

流通・小売事業者	● 実際に商品 (洗剤等) の学習会を実施している。
有識者	● GHS 検定制度のようなものを作り、人材育成をしていくことが望ましい。長期的に継続していくためには、国が直接実施するよりも、民間主導の方が実施しやすいかもしれない。 ● 工業会で消費者向けに GHS ラベルを付けるというのは難しいのではないか。一般大衆、企業への教育が足りない。専門家の教育・育成が必要。 ● 日本は消費者へ「GHS がつくことがどういうことなのか」という PR が全くできていない。 ● GHS の附属書 6 に理解度試験の方法が記載されている。この試験を実施して、その結果に基づいて教育すべき。 ● タイ、インドネシアでは、モデル学校教育を実施しており、小学生向けのマンガを用いたテキストを作成し、学校教育に用いている。

(注) 表中の下線は、回答における主なポイント

4)で課題として挙げられた消費者の教育・啓発活動については、消費者団体では、小学校や幼稚園等の低年齢からの教育が必要と考えている。また、“日本はリスク教育が欧米に比べて遅れており、安全はタダで与えられるのがあたり前と思っている。これは教育をしないと変わらない”という意見もあった。業界団体・事業者においては、教育は必要だが、小学校ではなく、中学校、高等学校、大学等が適当であるとの意見であった。流通・小売事業者においては、実際に商品の学習会を実施しているとのことであった。有識者からは“GHS 検定制度のようなものを作り、人材育成をしていくことが望ましい”という意見が挙げられた。

6) 業界における消費者製品への GHS 表示自主的取り組みについて

業界で自主的に取り組んでいる消費者製品への GHS 表示に関する主な質問への回答を表 5-8 に整理した。

表 5-8 業界における消費者製品への GHS 表示自主的取り組みに関する回答

インタビュー項目	回答
GHS を導入した結果、消費者からのどのような反響がありましたか？	[主な問合せ内容] ● GHS 絵表示そのものに関する問い合わせ ● GHS 表示をする前と中身が変わって危険なものが入ったのか？ ● マーク (GHS 絵表示) の意味が分からない。 ● (危険を示すような) マーク (GHS 絵表示) が付いていても使っていいのか？ ● 「発がん」に関する問合せは頻繁にあった。 ● なぜ、特定の商品にしかこのようなマークはついていないのか？ ● 以前は付いていなかったのにこのようなマークが付くのは中身が変わったからか？ ● マークが付いていない製品は安全なのか？ ● 食品棚に使用しても大丈夫か？おもちゃは大丈夫か？

	● 生殖能、胎児への悪影響というのはかなりあるのか？ ● どのような臓器に影響があるのか？
GHS 分類結果の信頼性・透明性等はどのように担保していますか？	● ガイダンスを公表している。各社で責任を持って表示をしている。第三者による認証等は行っていない。
危険有害性に関する現状の情報提供に関して、難しいことがあるとするとどのような点でしょうか。また、それを克服するために工夫されている点があれば教えてください。	● コストの問題。GHS 分類を実施するのにもコストがかかるが、個別製品のラベルの切り替え (印刷) にもコストがかかる。 ● 在庫の問題。新しい表示と古い表示が混在してしまうという問題がある。 ● 現状でも、表示スペースが限られているため、記載できていない情報がある (リスクの表示 (適切な取り扱いをしないとどのような影響が出るのか等)、取扱注意表示)。
今後の方向性	● GHS を導入したことにより、多くの誤認があったので、統一された注意表示の導入等 GHS 以外の表示導入を含めて今後の方向性を検討している。 ● 補足説明を QR コードにする、注意喚起語を 5 つ程度にする等は良いと思っている。 ● GHS 表示をやめることは考えていない。消費者製品への 100%導入を目指しているので、一般消費者の理解度を上げてほしい。

(注) 表中の下線は、回答における主なポイント

GHS を消費者製品に導入した結果、GHS 表示そのものに関する問合せの他に、“中身の成分が変わったのか？”“危険な成分が入ったのか？”という問合せがあり、業界団体・事業者では、GHS 表示をしたことにより誤認につながっていると感じている。また、GHS 分類結果についてはガイダンスを公表し、各社で責任を持って表示をおこなっており、情報提供に関する難しい点としては、コストの問題や表示スペースの問題が挙げられた。

7) GHS のあるべき姿について

GHS の将来的なあるべき姿、GHS 分類結果の信頼性担保に関する有識者の回答を表 5-9 に整理した。

表 5-9 GHS のあるべき姿に関する回答

インタビュー項目	回答
GHS は将来的にどのような姿になっているべきと考えますか？現在の姿とのギャップはどこの部分が大きいでしょうか？	● GHS は消費者も対象としているので、今後は消費者にも GHS の普及をした方がよい。 ● 理想は、欧州の CLP 規則。なぜなら、分野、物質に関係なく、全部に網をかける法律だから。 ● 化審法、化管法、安衛法など、現在の法律を活かして GHS をどのように導入すべきかが大事。 →CLP のように、企業自らが危険有害性を確認して表示

	に関する部分についてだけ別の法律にすると良い。 ● これまで、消費者は、日本の消費者製品には危険なものがあるはずがないと思っている。しかし、ネック式抗菌剤等の問題が起こっている。消費者も製品のハザードについて知らないといけない。 ● 労災の裁判でも、法律に基づく判断だけでなく、世界の時流も鑑みて判決が出されているケースがある。 ● 危険有害なものを全部カバーする法律があって、その上でリスクアセスメントを実施するのが基本。日本は特定の法律の対象物質を集めてリスクアセスメントをしている。順序が逆である。発想を変える必要がある。
GHS 分類結果の信頼性 (情報の質) をどのように担保したら良いでしょうか？	● 混合物は個々に異なるため、取扱う企業自らの責任で分類すべき。第三者機関による認証のようなことは、行わないほうがいい。 ● 企業が自分たちで情報を集めて、自分たちで分類し、企業が責任を持つべき。 ● 分類結果の違いについては、CLP のような大原則があれば、(多少のばらつきはあっても) 一定の品質が保たれ、市場原理で段々と浄化・淘汰され落ち着いていく。 ● GHS 分類の質の確保という点からは、GHS 検定のようなものを作るべき。テキストを整備し、一時的なものではなく、継続的に実施することが大事。 ● GHS 分類結果の質を担保するためには、“専門家のレベルを上げる”ことが重要。きちんとした証拠の重みの判断ができることが必要。

(注) 表中の下線は、回答における主なポイント

有識者の考える GHS のあるべき姿としては、“GHS は消費者も対象としているので、今後は消費者にも GHS の普及をした方がよい”、“欧州の CLP が理想”であり、日本においては“化審法、化管法、安衛法などの現行法を活かして GHS をどのように導入するかを検討する必要がある”という意見が挙げられた。GHS 分類結果の信頼性については、CLP と同様に“企業が責任を持つべき”“GHS 分類の質の確保という点からは、GHS 検定のようなものを作り、継続的に実施するべき”との意見が挙げられた。

(3) インタビュー調査のまとめ

本インタビュー調査により、消費者用調剤製品等の化学物質による危険有害性等の表示に関して、各インタビュー対象の意見の相違が明確になった。

消費者団体では、消費者が安全に製品を使用するためには、危険有害性 (ハザード) 情報が必要であり、健康有害性に関するものだけでなく環境有害性に関する表示も必要と考えている。また、GHS 絵表示が分かりやすいか、意味を理解できるかどうかという点はあまり重要でなく、国際的に共通の分類・絵表示であるという点を重要視し、GHS 表示の導入に前向きであった。情報提供方法については、QR コードやホームページでの情報公開

も良いが、基本は商品ラベルへの表示であり表示しきれない場合は商品への添付を望んでいる。GHS を消費者製品へ導入した場合には、現時点では GHS が消費者に浸透していないため、情報が適切に伝わらない点がデメリットとして挙げられるが、現在殆ど公表されていない消費者製品の“危険有害性 (ハザード) 情報を知ることができる”ことを最大のメリットと考えており、GHS を正しく理解するための消費者への教育も重要と考えている。

一方、業界団体・事業者においては、消費者が安全に製品を使用するためには、“危険有害性 (ハザード) 情報よりも使用方法や応急処置等の注意事項の方が重要である”という考えであり、ただハザード情報だけを提供しても、消費者は理解できず誤認につながると懸念している。また、GHS は消費者には分かり難く、馴染みが無いため消費者製品には向かないという意見が多かった。現時点では業界団体・事業者は GHS を消費者製品へ導入した場合のメリットは“無い”と感じている。

流通・小売事業者においては、業界団体に比べれば GHS 導入に否定的ではないが、消費者への教育・啓発活動がしっかりできている前提であれば、消費者製品への GHS 導入は良いことだと考えている。ただし、GHS を消費者製品へ導入した場合には、これまで以上に問合せが増えることを懸念している。

最後に、有識者であるが、まずグローバルな視点で見た場合、消費者への危険有害性 (ハザード) 情報の伝達という点が日本では遅れていることを認識することの重要性が強調されていた。ハザード情報は誤用、事故等の予防情報としても重要であり、世界的な潮流から考えても、GHS を消費者製品へ導入することが望まれ、消費者への教育・啓発活動も合わせて実施していくことが重要と考えている。

なお、危険有害性 (ハザード) 情報の提供方法に関して、消費者団体から“店頭に説明できる店員がいると良い”という意見があり、インタビュー対象として、流通・小売事業者 B へもインタビューの依頼を行ったが、流通・小売事業者 B からは「ドラッグストア等の現場で店員がお客様から商品についての質問を受けて困ったという話は特に無く、回答できるような話が無い」とのことであった。これは、消費者製品を数多く取扱っているドラッグストアやコンビニエンスストアなどでは、店員がパートやアルバイトであること、多種多様な商品を取扱っていることなどから、店員にすべての商品知識を求めるのは酷であるという意識が、経営者にも消費者にもあるためではないかと考えられる。

5.3.3. 消費者用調剤製品等へ GHS 等を導入した場合のメリット/デメリット、課題等

5.3.2 で整理したインタビュー結果に基づき、危険有害性等の情報を消費者へ提供する方法として、消費者用調剤製品等に GHS あるいは GHS 以外の方法を導入した場合に考えられる、メリット/デメリット、課題等を表 5-10 にまとめた。

表 5-10　GHS あるいは GHS 以外の方法を導入した場合に考えられる、メリット、デメリット、課題等

危険有害性等の表示・伝達方法	メリット	デメリット	課題等
①　現行表示のまま (GHS 等の危険有害性情報を導入しなかった場合)	(業) 印刷変更コスト等の費用が発生しない。 (消) (業) 製品の特性に応じた使用上の注意、応急措置等の説明書き、注意喚起がなされている。	(消) 危険有害性情報が記載されていないことが殆どであり、危険有害性情報を知ることができない。 (消) (業) 世界的に GHS が導入されている中、先進国として日本だけが世界的な潮流 (消費者製品への GHS 導入) に乗り遅れる。 (業) (国) 企業の自主管理意識の促進が進まない。 (消) 消費者教育が進まない。 (業) 国内でしか通用しない。 (消) 消費者製品による事故が起こる可能性がある (ネック式抗菌剤、危険ドラッグ等)。	(業) 製品、業界毎に記載方法・内容・情報量に差がある (統一されていない)。 (業) 表示内容に強弱をつけ、優先度の高い情報を見やすくする必要がある。
②　GHS 全項目のラベル (現行表示を完全に置き換える)	(消) 危険有害性 (ハザード) 情報を知ることができる。 (消) ハザード情報は予防情報になる。 (消) 商品選択の道しるべになる。商品選択の幅が広がる。 (消) 自分の使っているものについて知ることができる。 (消) ハザードが分かれば適切な応急処置等がで、化学物質で亡くなる人を減らすことができる可能性がある。 (業) 製品上に情報を公開することでの信頼関係の醸成。 (消) (業) “世界共通” の基準による絵表示 (言語に関係ない)、危険有害性情報等という意味でも価値がある。 (業) (国) 企業の自主管理意識の促進 (消) 消費者教育が進む。	(消) (業) 現時点では、浸透していない。認知度が低い。 →危険有害性に基づいたリスク管理につながる行動ができない可能性がある。 (消) 目にバツ印等、現行の絵表示より分かり難い絵表示が多い。 (業) GHS の導入により、危険な成分を加えた等の誤認につながっている。 (業) 現状では、「データが無くて分類ができない場合」、「データがあって区分が付かない場合」、「分類していなくて付かない場合」の区別ができない。これにより、公正な比較ができず、優良誤認につながる。 (業) 問合せの増加 (ハザードの意味、安全性、不安等)。 (業) GHS 分類及び表示のコスト負担が大きい。 (消) (業) 消費者の不安感が増す可能性。 (消) (業) 現行の製品表示は、製品の特性に応じた注意書き等が多いが、GHS に全面的に置	(業) (国) 消費者の教育 (学校教育) 及び普及啓発活動。 (業) (国) GHS 分類結果の信頼性を担保する仕組み及び人材育成が必要。 (業) (国) データがないものと、区分がついていないものを区別できるようにする必要がある。 (業) (国) データがないことは、区分がついているものよりも危険なことがあることを伝える必要がある。 (国) GHS 表示をきちんと実施している企業が報われる制度とすることが必要 (業) (国) 消費者への伝え方の検討が必要。 (国) 国、マスコミ等による周知徹底が必要。 (国) 他の法規との整合性 (消) (業) (国) 消費者への危険有害性の情報伝達という点において、日本が遅れていることに対する消費者団体等の認識が不足している。 (国) ネガティブなハザード情報は任意の制度

危険有害性等の表示・伝達方法	メリット	デメリット	課題等
		き換えると、分かり難くなる恐れがある。 (消) (業) 注意書きの数が多いと、文字が小さくなる、読んでもらえなくなる等で重要な情報が伝わらなくなる。(CLP では予防ステートメントはラベル上に 6 つまで)	では企業は公表しない。 →現行の法律体系の中で GHS をどのように導入するかの検討が必要。
③ GHS のコア 3 項目 (ハザードに基づいた GHS の注意喚起語、絵表示及び危険有害性情報) (注意書き等は現行の表示を利用する)	②のメリットと同じ (消) (業) 製品の特性に応じた使用上の注意、応急措置等の説明書き、注意喚起等を活かすことができる。	②のデメリットと同じ	②の課題等と同じ
④ 一部のエンドポイント*についてはリスク評価に基づいた、その他のエンドポイントについてはハザードに基づいた GHS のコア 3 項目 (注意喚起語、絵表示及び危険有害性情報) (注意書き等は現行の表示を利用する) *慢性的な健康有害性 (発がん性、生殖毒性、反復ばく露による特定標的臓器毒性) のみ	②のメリットと同じ (業) リスクが低いと判断された慢性健康有害性情報は記載されないので、②、③よりは消費者の不安を過剰にあおることがない。	②のデメリットと同じ (業) リスク評価実施のための人材不足。 (消) リスク評価の妥当性を保証する制度等がないと、企業に都合の良いリスク評価になる可能性がある。 (消) もともと慢性的健康有害性のラベルが付かないのか、リスク評価の結果リスクが低いためラベルが付かないのかの区別ができない。	②の課題等と同じ (業) (国) 統一的なリスク評価 (ばく露評価) 方法(例：NITE ガイダンス) のオーソライズ。 (業) (国) リスク評価結果の信頼性を担保する仕組みと人材育成が必要。
⑤ 「リスク評価*済み」又は「GHS 分類済み」の記載とリスク評価・GHS 分類結果へのリン	②④のメリットと同じ (消) 関心のある人は各自で情報にアクセスできる。 (業) 商品への表示がすっきりする	②④のデメリットと同じ (消) リスク評価や GHS 分類の内容を一般消費者が理解するのは困難。 (消) 情報にアクセスできない消費者は有害性	②④の課題等と同じ

危険有害性等の表示・伝達方法	メリット	デメリット	課題等
ク情報 (HP アドレス、QR コード等) (注意書き等は現行の表示を利用する) *慢性的な健康有害性(発がん性、生殖毒性、反復ばく露による特定標的臓器毒性) のみ	(業) 消費者への危険有害性情報提供という目的を果たしつつ、商品本体へは危険有害性の絵表示を表示しなくてすむため、商品購入時のイメージ悪化を軽減することができる。	情報を得ることができない。 (消)「リスク評価」「GHS」の言葉を知らない消費者には、そもそもその情報の重要性が伝わらない (知らないために、能動的行動を取らない可能性がある)。	
⑥ リスクを避けるための使用方法 (使用回数、使用量等の制限等の情報) (現行の使用方法にばく露量に関連する使用方法を追記する)	(消) 危険有害性情報やリスク評価を理解できなくても、消費者がリスクを避けるための行動ができる (リスク管理に繋がる)。	(消) 危険有害性情報を知ることができない。 (消) 消費者教育が進まない。 (消) 許容できるリスクレベルには個人差があるため、余計な混乱や懸念が生じる可能性がある。 (業) 企業側の負担増 (リスク評価の人材確保、問合せ増加等)。	(業) 許容できるリスクレベル (ばく露レベル) の妥当性検討および消費者の理解を得る必要がある。 (業) (国) 統一的なリスク評価 (ばく露評価) 方法(例：NITE ガイダンス) のオーソライズ。 (業) (国) リスク評価結果の信頼性を担保する仕組みと人材育成が必要。
⑦ 米国の全国防火協会 (NFPA) のﾌｧｲｱ･ﾀﾞｲｱﾓﾝﾄﾞ又は米国の塗料塗装業協会 (NPCA) の危険有害性情報システム (HMIS) (注意書き等は現行の表示を利用する)	(消) 複数の情報がコンパクトに表示されている。 (消) 保護具の情報が文章ではない情報として得られる。	(消) 消費者の認知度が低く、ﾌｧｲｱ･ﾀﾞｲｱﾓﾝﾄﾞ又は HMIS だけを見て、意味を理解するのは困難。 (業) 企業側の認知度も低い (業) 企業側の負担増	(業) (国) 消費者の教育 (学校教育) 及び普及啓発活動。 (業) (国) 分類結果の信頼性を担保する仕組み及び人材育成が必要。 (国) 他の法規との整合性
⑧ SDS (GHS 対応 SDS) へのリンク情報 (HP アドレス、QR コード等)	②③⑤のメリットと同じ	②⑤のデメリットと同じ (消)「SDS」の言葉を知らない消費者には、そもそもその情報の重要性が伝わらない(知らないために、能動的行動を取らない可能性がある)。	②の課題と同じ (業) 消費者製品向け SDS の記載内容の基準作り、記載内容の質の保証。 (国) 企業秘密の保護
⑨ GHS ではない危険有害性情報を表す新たな分類基準及	(消) 危険有害性 (ハザード) 情報を知ることができる。 (消) ハザード情報は予防情報になる。	(業) (国) 新たな分類基準、絵表示等を考え法制化する/浸透させるまでには時間がかかる。 (業) 問合せの増加 (ハザードの意味、安全性、	(国) 分類基準、統一絵表示等の考案 (業) (国) 消費者の教育 (学校教育) 及び普及啓発活動。

危険有害性等の表示・伝達方法	メリット	デメリット	課題等
び絵表示等	(消) 商品選択の道しるべになる。商品選択の幅が広がる。 (消) 自分の使っているものについて知ることができる。 (消) ハザードが分かれば適切な応急処置等ができる。 →化学物質で亡くなる人を減らすことができる可能性がある。 (業) 製品上に情報を公開することでの信頼関係の醸成。 (消) (業) GHS の分かり難い絵表示を消費者が理解しやすい絵表示に統一することができる。	不安等)。 (業) GHS 分類及び表示のコスト負担が大きい。 (消) (業) 消費者の不安感が増す可能性。 (業) 国内でしか通用しない。	(業) (国) 分類結果の信頼性を担保する仕組み及び人材育成が必要。 (国) 他の法規との整合性 (消) (業) (国) 消費者への危険有害性の情報伝達という点において、日本が遅れていることに対する消費者団体等の認識が不足している。 (国) ネガティブなハザード情報は任意の制度では企業は公表しない。 →現行の法律体系の中で GHS をどのように導入するかの検討が必要。
⑩ GHS の分類基準に基づく新たな共通絵表示 (一部の業界団体で導入しているものがこれに該当)	⑨と同じメリット	(業) (国) 新たな絵表示を考え法制化する/浸透させるまでには時間がかかる。 (業) 問合せの増加 (ハザードの意味、安全性、不安等)。 (業) GHS 分類及び表示のコスト負担が大きい。 (消) (業) 消費者の不安感が増す可能性。 (業) 国内でしか通用しない。	(国) 統一絵表示等の考案 (業) (国) 消費者の教育 (学校教育) 及び普及啓発活動。 (業) (国) 分類結果の信頼性を担保する仕組み及び人材育成が必要。 (国) 他の法規との整合性 (消) (業) (国) 消費者への危険有害性の情報伝達という点において、日本が遅れていることに対する消費者団体等の認識が不足している。 (国) ネガティブなハザード情報は任意の制度では企業は公表しない。 →現行の法律体系の中で GHS をどのように導入するかの検討が必要。
(消) は消費者、(業) は企業・事業者、(国) は国にとってのメリット/デメリット、課題等。			

5.3.4. まとめと今後の課題

危険有害性 (ハザード) 等の情報を消費者へ提供する方法として、消費者用調剤製品等に GHS あるいは GHS 以外の方法を導入した場合に考えられる、メリット/デメリット、課題等について整理した。10 パターンの危険有害性 (ハザード) 等の表示・伝達方法について整理したが、いずれの方法でもメリット/デメリット、課題等が挙げられた。

現行表示のままで GHS 等を導入しなかった場合 (①) は、“危険有害性よりもそれによるリスクを低減するための使用方法に重点が置かれているため、個々の製品の特性に応じた使用方法、注意書きがなされている”、“企業でコスト負担が発生しない”等のメリットがある。一方、世界的に GHS が導入されているなか、日本での消費者への危険有害性情報の伝達、消費者への教育が進まず、消費者製品による事故が起こる可能性も指摘されている。

消費者用調剤製品等のラベル表示に GHS を導入した場合 (②～⑤、⑩) は、“危険有害性情報を知ることができる”、“商品選択の幅が広がる”、“予防情報を得ることができる”といった消費者側のメリットが多数ある一方で、現時点では GHS が消費者に認知されていないことから、誤認や消費者の不安感の増加等が懸念されるため、消費者の教育・啓発活動が重要な課題として挙げられる。

GHS 以外の方法を導入した場合 (⑥～⑨) についても、GHS を導入した場合とほぼ同様のメリットが消費者側にはあり、GHS 以外の方法も消費者には認知されていないものばかりであり、デメリット、課題についても GHS 導入の場合と同様のものが挙げられる。

GHS でも GHS 以外の方法でも、消費者用調剤製品等に含まれる化学物質に関する危険有害性 (ハザード) 情報をラベル表示等によって消費者へ伝達するためには、以下のような課題が挙げられる。

- ✧ 消費者への危険有害性 (ハザード) 情報の伝達が、日本では殆どなされておらず、世界的に見るとこの点において日本が遅れているということの認識不足。
- ✧ 化学物質の危険有害性 (ハザード) に関する、消費者への教育・啓発活動。
- ✧ 製品に表示した危険有害性 (ハザード) 情報の信頼性を担保する仕組みと人材育成。
- ✧ 消費者に分かりやすいラベルの検討 (いかに簡潔に適切な情報を伝達するか)。
- ✧ 危険有害性 (ハザード) 情報を製品上にきちんと表示している企業が報われる仕組みや制度。
- ✧ コスト負担の軽減策
- ✧ 企業秘密の保護
- ✧ 他の法規との整合性

GHS を導入した場合でも、GHS 以外の方法を導入した場合でもメリット/デメリット、課題等に大きな差は無く、いずれの方法でも現時点では認知度が低く、消費者への教育・啓発活動が必要であること、世界的に GHS が導入されていることを考慮すると、危険有害

性情報等を伝達する手段としては、GHS を選択するのが妥当であると考えられ、上記の課題を解決する具体的な提案を検討していく必要がある。しかし、これらの課題を解決することは短時間で容易にできることではなく、国、企業、事業者及び消費者団体等の間で協力体制を築き、長期的に取り組む必要がある。

以上

当初理由書
カリフォルニア州規則集第 27 編
提案されている第 6 条の廃止および新第 6 条の採用
明瞭かつ妥当な警告に関する規則
2015 年 1 月 16 日

概要

プロポジション 65[1] では、事業に携わる者に、発がん性または生殖毒性があることが知られているリスト収載化学物質を故意および意図的に個人に曝露させるに先立ち、当該個人に対して明瞭かつ妥当な警告を行うことを義務付けている。環境保健有害性評価局（OEHHA）は、プロポジション 65 を実施する主導機関である。OEHHA は、発がん性または生殖毒性があることが州に知られている化学物質の一覧を維持しており、本法[2]の目的を促進するために、規則を交付し修正する権限を有している。OEHHA の前身機関が 1988 年に採用した既存の規則（カリフォルニア州規則集第 27 編第 25601 条*以下*）は、「明瞭かつ妥当な」警告を行うにあたっての一般的な基準を定めている。[3] これらの規則は、セーフハーバー[4]、一般的なメッセージの内容に関する強制力を持たない指針ならびに消費財曝露、職業性曝露および環境曝露について警告を行う際の警告方法についても定めている。第 6 条への採用が提案されている新規則は、OEHHA が「明瞭かつ妥当」とみなす警告方法および内容を使用する機会を企業に与えることでセーフハーバーのコンセプトを保持している、つまり、企業は本法に基づく明瞭かつ妥当なその他の警告方法または内容を使用することができる。

既存の規則では、ある警告において、問題の化学物質にがん、出生異常その他生殖障害を生ずることがカリフォルニア州に知られていることを明瞭に伝えていれば、当該警告は「明瞭」となる。メッセージを伝えるために採用された方法が、曝露に先立ち個人が警告メッセージを入手できるよう合理的に計算されたものであれば、当該警告は「妥当」となる。しかし、既存のセーフハーバー警告には、一般の人々が潜在的曝露に関する有用な情報を入手できるようにするために必要な具体性が欠けている。また、現行の規則は 25 年以上前に採用されたものであり、通信技術は当時と比べ大幅に進歩している。

---

[1] 健康安全法第 25249.5 項*以下*、1986 年安全飲料および有害物質施行法、一般には「プロポジション 65」として知られている。以下、「プロポジション 65」または「本法」という。

[2] 健康安全法第 25249.12 項(a)

[3] 別段の指示がないかぎり、これ以降の言及はすべて、カリフォルニア州規則集第 27 編の条項への言及である。

[4] 「セーフハーバー」という用語は、本法第 25249.6 項により要求される基準（「明瞭かつ妥当」）を満たすと OEHHA が判断した警告方法および内容に関し、同機関が定めた強制力を持たない指針に言及するために一貫して使用される。 したがって、一般の人々に対する重

要な健康関連の情報の提供につき、現在および将来の手法を利用するために、規則を更新する必要がある。

OEHHA が提案している規制措置は、現行の第 6 条を廃止し、第 6 条に新たな規則を採用するためのものである。提案されている第 1 項の新たな規定では、とりわけ、製造業者その他流通業者と小売業者との間の相対的責任に関する、拘束力を有する新たな規則を定めている。また同項には第 6 条に関連する定義も含まれている。提案されている第 2 項の規則では、一般の人々に詳細な情報（個人がリスト収載化学物質に「曝露されうる」と明瞭に述べること、一定の化学物質の名称、および補足情報が記載されている OEHHA の管理するウェブサイトへのリンクを含む）を提供するセーフハーバー警告の方法および内容に関する具体的な指針を定めている。[5] これらの新規則は、「知る権利」という法律の目的を促進し、様々な曝露状況に対するセーフハーバー警告の内容および当該警告を行うにふさわしい方法について具体性を付与するものである。規則に定める内容および方法は本法遵守の目的において「明瞭かつ妥当」と判断されるため、規則を遵守すれば企業の訴訟回避に資することが引き続き約束される。

背景

何年にもわたり、本法[6]の「明瞭かつ妥当な」警告要件に関するいくつかの側面が、執行事件における裁判所の判決および和解の中で争われ、検討され、明確化されてきた。例えば、*Ingredient Communication Council (ICC) v. Lungren* (1992) 2 Cal. App. 4th 1480 において、控訴裁判所は、「明瞭かつ妥当な」警告をする方法として承認できないものを定義した。ICC 事件で裁判所は、消費財会社および食品会社が警告をするために開発した方法を調べた。その警告システムは、一般的な店内表示と新聞広告から成り立っていたが、ポジション 65 の警告を要する製品に関する情報については、フリーダイヤルに電話をするよう顧客に通知するものであった。

---

[5] OEHHA は、カリフォルニア州規則集第 27 編第 25205 条に、自らが開発、維持する情報提供用ウェブサイトの構成を定めた規則を別途（ただし同時に）提案している。なお、当該提案は、リスト収載化学物質への曝露に関する補完情報を一般に人々に提供することで、本規則を補完するものである。ウェブサイトに関する規則は、明瞭かつ妥当な警告を行うための内容または方法については定めておらず、明瞭かつ妥当な警告に代わることを意図したものでもない。また、同ウェブサイトは、健康安全法第 25249.6 項の要件の拡大を意図したものではなく、私的執行の対象となるものでもない。

[6] 健康安全法第 25249.6 項

裁判所は、「*製品に関して適用されうる警告について問合せるよう要請するのは、特定の製品に関して消費者に警告を与えることと同じではない。*」（強調は筆者による）と述べ、当該システムは明瞭かつ妥当なものではないと認定した。裁判所は、消費者が食料品店で購入する予定の各製品についてあらかじめフリーダイヤルに電話をかけることが相対的に難しい

と論じた。また、製品の 3 分の 2 は消費者が店にいる間に衝動的に購入されるため、消費者が購入に先立ち警告にアクセスするのは困難であるとの専門家の発言を引用した。最後に、裁判所は、「フリーダイヤルシステムが有効に機能するには、まず、*製品に固有の警告を与える、より完全な店内の通知システム*が必要である」と説明した。同上 1497 頁（強調は筆者による）

Environmental Law Foundation v. Wykle Research, Inc. (2005) 134 Cal. App. 4th 60, 66 では、裁判所は、第 25601 条に定める様々なセーフハーバー規定について序列的となることを意図されていない、と認定した。換言すれば、どの警告方法も、必ずしも他のものより優れているわけではない。定められたセーフハーバー規定に該当する警告であれば、その警告は適切である。

第 25601 条が 1988 年に採用されて以来、規則の改正を求める要請が数多く寄せられている。製品メーカー、小売業者グループ、消費者代表、執行グループおよび環境グループは、消費者に警告を与える際のふさわしい方法およびふさわしい警告内容に関してさらなる指針を示すよう、規則改正の採択を OEHHA に求めてきた。また、「〔本法〕を実施する規則は、実行可能な範囲で、小売業者ではなく製造業者または包装業者に警告資料を提供する義務を課す…」[7] ことを義務付ける条項を踏まえ、製品メーカーと小売業者との相対的な責任を明確化するよう OEHHA に求めてきた。

さらに、現行のセーフハーバー警告に関する文言では、ある領域または製品が、がん、出生異常その他生殖障害を生ずることがカリフォルニア州に知られている化学物質を「含む」との記載を義務付けているにすぎないため、何年も前から、具体性が欠けているとの懸念の声が上がっていた。現在のところ、一般の人々には、どんな化学物質が含まれているのか、実際に相当量の化学物質に曝露されるのかどうか、もしくはどのように曝露されるのか、化学物質によってどのような被害（胎児発達への悪影響等）が生ずるのか、またはこのような曝露をどのようにすれば削減もしくは排除できるのかについて、簡単に情報を入手する方法がない。規則案の主たる目的は、関係者に OEHHA のウェブサイトでより詳細な補足情報を入手するよう勧める一方で、リスト収載化学物質への曝露について一貫した理解可能な警告を行うことである。規則案は、元の規則が採用された当時には利用不可能であった技術と通信方法を統合することで、また、警告の内容をより明瞭なものにすることで、その目的の一部を果たすものである。

---

[7] 健康安全法第 25249.11 項(f)
2013 年 5 月 7 日、ブラウン知事は、プロポジション 65 の改正を提案した。ブラウン知事の改正案の 1 つに、「*一般の人々に危険な化学物質について警告する方法*」[8] が含まれていた。

（強調は筆者による）具体的には、この改正は、「一般の人々が何に曝露されることになるのか、どのようにしたら自身の身を守ることができるのかに関する、より有用な情報を義務付ける」ものであった。この規則案は、本法の警告要件に従うことを条件に企業の法令遵守を支援しつつ、与える警告の質に関する行政のビジョンを実践することを目的としている。2013 年 7 月 30 日、OEHHA は、公開ワークショップを開催し、プロポジション 65 警告に対して実施される可能性のある改正のコンセプトについて議論した(http://www.oehha.ca.gov/prop65/pdf/073013p65wkshp.pdf)。OEHHA は、現行の規則に加える可能性のある変更についての考え方を示し、一般の人々からの提案を募集した。10 の利害関係者が、同ワークショップに対しコメントを提出した。[9]

2014 年 4 月 14 日、OEHHA は、規則案の草案について事前調整ワークショップを開催した。パブリックコメント募集期間中に 55 件の書面によるコメントが提出された。OEHHA は、その後、改正案について検討するため、様々な利害関係者との会議を重ね、懸念に対処するべく実行可能でかつ本法の目的・意図に一致する範囲で改正案を修正した。

元の規則が 1988 年に採用されて以降多くの問題が浮上しているなかで、OEHHA は、この規則改正の提案にあたり、i) 最終的に小売で販売されることになる製品の製造業者その他流通業者との間の相対的責任を明確化し、セーフハーバー警告の現行の要件に必要な変更を加えること、ii) 新たなテクノロジーを活用し、リスト収載化学物質への曝露に関しカリフォルニア州民により有益な情報を提供すること、iii) 影響を受ける企業の法令遵守を支援し、本法の目的を促進することによりこれらの問題に対処しようとしている。

警告規則案の実質的な各規定については、以下で検討する。

第 1 項: 総則

規則の第 1 項は、すべての警告に適用される必須の総則で構成されている。この総則には、定義および製品の曝露警告を行う様々な商業企業間の責任の配分に関する特定の規則が含まれる。

---

[8] プレスリリース、エドモンド・ジェラルド「ジェリー」・ブラウン・ジュニア州知事室、ブラウン知事がプロポジション 65 の改正を提案（2013 年 5 月 7 日）、http://gov.ca.gov/news.php?id=18026 から入手可。

[9] OEHHA に対するパブリックコメント、プロポジション 65 警告に対処する規則のコンセプトに関する公開ワークショップ（2013 年 7 月 9 日）、http://oehha.ca.gov/prop65/public_meetings/wrkshop070913.html から入手可。

第 25600 条　総則

(a)号は、第 1 項の第 6 条における一般的適用について定め、第 1 項および第 2 項の内容を簡単に説明している。また、規則案が、本法に基づく警告の要否に関する企業の判断については扱わない旨も説明している。この判断は、他の法令の規定で扱われている。規則案は、故意または意図的なリスト収載化学物質への曝露につき、警告が必要であると企業が判断した場合にのみ関係するものである。[10]

(b)号は、新規則の発効日を 2 年間延期する旨を定めている。これにより、企業は、規則の採用から 2 年間、従来のセーフハーバー警告または新たに採用されたセーフハーバー警告のいずれかを使用することができる。この規定は、従来の警告文言を使用した製品を「売り」、既存の表示を交換する時間または新たな技術を実施する時間を与えるための、移行期間を企業に付与するものである。OEHHA は、既存の規則を大幅に変更すれば、企業が新たな規定を利用するためにその設備を更新しなければならないことを認識している。しかし、この影響は短期的なもので、その結果として警告がより効果的なものになる。2 年の移行期間を付与することで、新たなセーフハーバー規定の利用を決断した企業は、設備の一新に要する費用を長期間に分散させることができるため、潜在的な財務上の影響を低減することにもなる。

(c)号は、利害関係者が、製品や環境によるリスト収載化学物質への曝露につき、規則ではまだ十分に定められていないものに対処する追加規則の採用を OEHHA に請願できることを説明している。OEHHA が、ある化学物質の曝露または各曝露シナリオのニュアンスについて警告を要する状況を逐一予想することは不可能である。この規定の目的は、既存の規則の規定で特定の曝露シナリオに対処できない場合、当該シナリオに応じた警告方法または内容を策定できるよう、企業に引き続き OEHHA と協働するよう奨励することにある。また、この規定は、利害関係者に対し、本法を特定の状況または製品に適用すること（そもそも警告を要するのかどうかを含む）について指針を求めるために、既存の規則において利用可能な他の選択肢を活用することも奨励している。[11]

---

[10] 健康安全法第 25249.6 項および第 25249.10 項ならびにカリフォルニア州規則集第 27 編第 5 条、第 7 条および第 8 条

[11] 具体的には、カリフォルニア州政府法典第 11340.6 項以下（規則制定の請願）、カリフォルニア州規則集第 27 編第 25203 条（解釈ガイドライン）および第 25204 条（安全使用判定）。

(d)号により、本法第 25249.6 項により警告を行う者は、当該警告の補足情報を提供することもできる。そのような補足情報は、曝露されうる者に、十分な情報に基づく判断をさせる上で有用となる場合がある。しかし、この規定は、当該補足情報が警告と矛盾し、これを損ないまたはその効果を弱めるものであってはならず、また警告に代わるものでもないことを明確にしている。

最後に、(e)号に定めるとおり、警告は、曝露される各個人に対して個別に行う必要はない。この規定は、既存の規則を引き継ぐもので、基本的に本法第 25249.11 項(f)を再述している。

第 25600.1 項　定義

本規則案は、第 2 条の既存の定義をあらためて採用するもので、「消費財曝露」「環境曝露」「ラベル」「ラベル表示」「表示」等の一定の用語について軽微な修正を加えた他、「食品」「故意に」および「小売業者」という用語の定義を追加している。本改正案に含まれる既存の定義に対する修正は、定義を明確化し、一部の事例では既存の技術に対応させることを目的としている。新たな定義が盛り込まれたのは、明瞭にすることおよび他の法規定との一貫性を維持することを目的としている。

例えば、「食品」の定義が追加されているが、これは、健康安全法第 109935 条に見られる既存の食品の定義を参照したもので、以下のとおり定めている。

「食品」とは以下のいずれかをいう。

(a)食料、飲料、菓子、調味料またはチューインガム用に人間その他の動物が使用するか又は使用することを意図した物

(b) (a)号に指定された物品の構成部分として使用するか又は使用することを意図した物」
規則における「食品」の定義には、カリフォルニア州規則集第 17 編第 10200 条において以下のとおり定義される栄養補助食品も含まれる。

「(a) 「栄養補助食品」とは、

(1) 食事を補完するための製品で、下記の食品成分の一つ又は複数を含む物（たばこを除く）をいう。
(A) ビタミン
(B) ミネラル

(C) ハーブ又はその他の植物
(D) アミノ酸
(E) 総摂取量を増加することにより食事を補完するために人間が使用する食品成分
(F) 上記(A)、(B)、(C)、(D)又は(E)の成分の濃縮物、代謝物、構成物、抽出物又は混合物

(2) 下記の製品をいう。

(A) 栄養補助食品と表示されている製品
(B) 錠剤、カプセル、粉末、ソフトジェル、ジェルカップ、液体で摂取する製品
(C) こうした形態で摂取しない場合は、従来の食品としても食事の単独品目としても使用することを意図していない製品

(3) 下記のとおりである。

(A) 健康安全法第 111550 条(a)又は(b)に準拠して新薬として承認され、連邦食品医薬品化粧品法、合衆国法典第 21 編第 357 条に基づき抗生物質として認証され、及び/又は公衆衛生安全法、合衆国法典第 42 編第 262 条に基づき生物製剤として認定されている物で、当該承認、認証及び認定に先立ち、栄養補助食品又は食品として市販されていた物を含む。ただし、栄養補助食品の表示に定める使用条件に基づき当該栄養補助食品として又はその中で使用された際に、その物がカリフォルニア州健康安全法第 110545 条において不良となる場合はこの限りでない。

(B) 以下の物を含まない。

1. 健康安全法第 111550 条(a)又は(b)に準拠して新薬として承認され、連邦食品医薬品化粧品法、合衆国法典第 21 編第 357 条に基づき抗生物質として認証され、及び/又は公衆衛生安全法、合衆国法典第 42 編第 262 条に基づき生物製剤として認定されている物
2. 新薬、抗生物質又は生物製剤としての試験が認可された物で、その実質的な臨床試験が開始されておらず、当該試験の存在が公表されておらず、また、その承認、認証、認定又は認可に先立ち栄養補助食品として市販されていなかった物。

(b) 栄養補助食品とは、健康安全法第 109935 条及び第 109925 条に定義するところに従い、食品、医薬品又は食品兼医薬品のいずれかをいう。」

規則の「食品」の定義に上記の 2 つの定義を盛り込んだのは、既存の法令を用いて、規則の中で言及されている製品の種類を明確化するためである。

OEHHA は、(h)号の定義を「消費財曝露」から「製品曝露」に変更し、この新しい用語を規則の中で一貫して使用している。この変更は、消費者に直接販売されるか否かにかかわらず、ある製品または製品の構成部分により消費者がリスト収載化学物質に曝露される場合、規則に定める方法および内容を用いて警告を行うことができることを明確化するためのものである。(h)号の「製品曝露」の定義では、食品および栄養補助食品は「製品」という用語の定義で取り扱う旨を明確に述べている。セーフハーバー警告を構成要素部分についても使用できるかというものも含め、定義の範囲に関する疑問は、これまでも時折生じてきた。そのため、OEHHA ではこのような明確化が必要だと考えている。

(b)号の「環境曝露」の定義への変更は、定義に使用される文言を簡素化するものだが、規則の目的または趣旨を変更するものではない。

規則を読む者が現行の「故意に」の定義を見つけやすいよう、(d)号に相互参照が追加された。第 25102 条(n)は以下のとおり定めている。

(n) 「故意に」とは、本法第 25249.8 項(a)によるリスト収載化学物質につき、その排出、放出または曝露が生じるという事実を知っていることのみを指す。排出、放出または曝露が違法であるということを知っている必要はない。ただし、事業に携わる者が、不運または事故により、かつ、悪意、意図または過失によらず、ある行為を行いまたはある行為を行わないために、排出、放出または曝露することになった場合、本法第 25249.5 項または同第 25249.6 項に違反したものとはならない。

相互参照は、既存の定義を変更するものではない。

(e)号の「ラベル」および(f)号の「ラベル表示」の定義はそれぞれ、新たな技術を使用して必要な警告を行うことを、より具体的に認める内容に更新された。

(i)号の新たな定義である「小売業者」は、製品曝露について規則で一貫して用いられる用語を明確化するためのものである。「小売業者」とは、リスト収載化学物質への曝露を生じうる、個別独立の業種である。OEHHA は、食品等の製品の小売業者にのみ適用される具体的な規定を規則案に盛り込んだ。

(j)号の「表示」の定義に対する変更は、ラベルおよびラベル表示の定義に加えられた変更と類似のものである。OEHHA は、表示にグラフィックスその他の内容が含まれうること、電子的に示すことが可能であることを明確化することを意図している。これは、元の規則の採択以降四半世紀の間に開発された技術を反映するためのものである。

第 25600.2 項　製品曝露の警告を行う責任

何年もの間、多くの製造業者と小売業者は、両者間における本法第 25249.11 項(f)に基づく警告を行う責任の比率を明確化するよう OEHHA に要請してきた。

概して、2 つの懸念が生じていた。第一に、多くの利害関係者が、製造業者、販売業者、生産者および包装業者の方が、通常、警告の要否や警告を要する理由について判断するのに有利な立場にあると述べている。したがって、製造業者、販売業者、生産者および包装業者が、警告を要する製品の特定に主たる責任を負うべきである。OEHHA は、この前提に同意している。

第二に、一部の利害関係者は、プロポジション 65 を遵守する義務およびこれに対応する法の執行を防禦する義務について、製品が警告を要する曝露を生じうるものか現実に知らない場合でも、警告を怠ればその責任を問われることになることから、これらの義務が比較的小規模な小売業者に不当に集中していると述べている。事業主が 60 日前の訴訟通知を受領した場合、[12] たとえ小売業者の側で違反の認識がなく違反を意図していなかったとしても、訴訟で多額の支払を負担する可能性を回避するために、当該通知の送達者と速やかに和解することを選択する場合もある。

プロポジション 65 は、主導機関に以下のとおり指示をすることで、この懸念に明示的に対処している。

---

[12] 健康安全法 Section 25249.7(d), カリフォルニア州規則集第 27 編, Section 25903

「食品を含む消費財の小売業者に課される義務を最小化するために、第 25249.6 項を実施する規則は、実行可能な範囲で、小売業者ではなく製造業者または包装業者にラベル等の警告資料を提供する義務を課す…」[13]

本項と整合する形で、第 25600.2 項の文言案は、(1)消費者は発がん性または生殖毒性があることが知られている化学物質に曝されるに先立ち、第 25249.6 項により義務付けられた警告を受け取らなければならない、また(2)食品を含む製品について警告を行う主たる責任は、当該製品の製造業者、生産者、梱包業者、輸入業者または販売業者が負うとの前提に基づいている。よって、規則案では、上記の当事者が主に警告を行う責任を負うことを認めている。小売業者は、別のカテゴリーに置かれ、一定の条件が存在する場合に限り警告を行う責任を負う。

(b)号に基づき、製品の製造業者、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者は、当該製品に警告を添付する、または、小売業者に対し当該製品に関する明瞭な説明が記載され、警告資料が含まれるかその提供を申し出る特定の通知を行うことで、本法を遵守することができる。製造業者、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者は、製品の販売期間中、180 日毎に小売業者からこの通知に関する確認書を入手しなければならない。通知を行った事業体に対する当該確認は、電子メールその他の電子的手段により行うことができる。ハードコピーで提供する必要はない。

製造業者、生産者、包装業者、輸入業者および販売業者は、(b)号(3)に基づき提供するまたは利用可能とする警告資料について、小売業者からこれを掲示する旨の同意を得る必要はない。(c)号および(d)号(4)に関連して以下に述べるように、小売業者は、(b)号(1)乃至(3)に準拠した通知を受領した場合、製品の販売にあたり、当該警告資料を適切に掲示するか、本法に準拠した独自の警告を行わなければならない。

(b)号に基づき製造業者から警告資料を受領した場合、(c)号により、これを掲示し維持する責任は小売業者が負う。製品に添付されたラベルについては、小売業者は、否かる方法であれ警告ラベルを剥がすまたは覆い隠し、警告を行う製品の製造業者、販売業者、生産者また包装業者の努力を妨害してはならないことを意味する。製品の陳列方法により印刷された警告がすぐには見えない場合でも、消費者が手に取ればその警告を見ることができるときには、警告を「覆い隠す」ことにはならない。製品に添付されていない棚用の表示またはタグについては、小売業者は、第 25603 条の要件に従いこれらの資料を掲示しなければならない。

---

[13] 健康安全法第 25249.11 項(f)

製造業者が棚用の表示またはタグを提供したが、小売業者がそれを覆い、はっきりと掲示せず、または故意に剥がした場合、小売業者は、第 25603 条の不遵守となる。小売業者が製造業者の警告資料を紛失または破棄した場合、製造業者その他流通業者に同様の資料を要請すべきものとする。その間も、小売業者は、本法に完全に準拠した警告を行わなければならない。

(d)号は、小売業者が警告を行う責任を負う状況を定めている。(d)号(1)乃至(3)に基づき、小売業者が自らのブランド名で製品を販売する場合、製品にリスト収載化学物質を導入したまたは作成させた（したがってその曝露に直接責任を負う）場合、または小売業者が製造業者、生産者、包装業者、輸入業者もしくは販売業者によって添付された警告ラベルを覆い、変更し、もしくは覆い隠した場合、小売業者も警告を行う責任を負う。(d)号(4)に基づき、小売業者が(b)号定める通知を受領した場合、(b)号(4)または(5)により確認を提供したか否かにかかわらず、小売業者は警告を行う義務を負う。小売業者が販売業者、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者から当該通知を受領した場合、警告を伝えるか法的に適切な独自の警告を行うか、いずれかの責任を負う。

最後に、(d)号(4)に基づき、小売業者が潜在的な曝露（以下で詳細に述べる）について実際に認識しており、以下の 2 つの状況のうちいずれかが存在していた場合、小売業者が警告を行う義務を負う。

(A) 本法第 25249.6 項が適用される製品の製造業者、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者が存在しない場合。この状況は、多くの場合、製造業者、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者の従業員が 10 名未満であるときに生ずる。

(B) 製造業者、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者が米国内に送達受領代理人を有さない外国人である場合。当該外国人は、通常、本法上の警告を行う義務は負うものの、この義務の執行については、執行当事者が例えばハーグ協定に基づく手続等を外国の法域でとる必要があることから、実際的とは言えない。このため、この状況では、小売業者が必要な警告を行わなければならない。

(d)号(5)(A)および(B)は、小売業者が曝露について実際に認識しており、かつ製造業者、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者に警告を行うよう義務付けることが容易でない場合に、小売業者に警告を行うことを義務付けるためのものである。これにより、消費者が本法により要求される警告を受け取ることができるようになる。例えば、警告を要する製品が米国内に送達受領代理人を有さない外国会社によって生産、包装され、従業員数が 10 名未満の輸入業者により販売される場合、警告を行う義務は小売業者が負うことになる。

製造業者、生産者、包装業者、輸入業者および/または販売業者に本法が適用されるのか、これらが米国内に送達受領代理人を有さない外国会社であるのかどうか、小売業者には分からない場合もある。しかし、小売業者が(1)警告を要する製品曝露の可能性を実際に認識しており、かつ(2)(b)号による製造会社、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者からの通知を受領してない場合には、小売業者がその事実関係を調べる義務を負う。

第 5 項(C)は、曝露についての「実際の認識」に、「信頼できる情報源」から得た認識を含むと定義している。例えば、小売業者は、警告を要する曝露について、ニュースメディア、顧客または業界団体を介して認識を得る場合がある。ただし、小売業者がこの認識を得た唯一の情報源が本法第 25249.7 項(d)号(1)により当該小売業者に送達された 60 日前の通知である場合については、第(5)号(C)で次のとおり定めている。

> 「小売業者は、通知受領から 2 営業日が経過するまで、当該通知で主張されている製品曝露について実際に認識しているものとみなしてはならない。」

この規定は、60 日前の通知を受領するまで曝露の可能性について実際の認識を有していない小売業者に焦点を当てたもので、警告を掲示するか、故意および意図的な曝露を回避するために製品を引き上げる期間として、通知の受領から 2 営業日を与えている。実際の認識を得た唯一の情報源が 60 日前の通知であり、2 日の期限内に必要な警告を行うか、製品の販売を中止した小売業者は、本法を遵守したものとみなす。

プロポジション 65 の要件を執行するための訴訟において、警告を行わずに製品が販売された場合、執行当事者は、一般に、製造業者、生産者、包装業者、輸入業者および/または販売業者に対して手続を取る必要がある。小売業者に対する執行手続が適切となるのは、(d)号に定める状況の 1 以上が存在する場合のみである。

(e)号が必要となるのは、(a)号に基づく警告義務を負う製造業者、生産者、包装業者、輸入業者および/または販売業者の身元について、小売業者が重要な情報を有しており、この情報を入手しなければ、訴追者が本法を執行できない場合があるためだ。したがって、(e)号では、小売業者は、書面による要請があった場合、当該事業体の名称および連絡先情報を、司法長官、地区検察官、プロポジション 65 に基づく手続を取る権限を有する市弁護士および本法 25249.7 項(d)号(1)に基づき 60 日前の通知を送達した者に提供しなければならないと定めている。

(f)号では、製品の製造業者、生産者、包装業者、輸入業者または販売業者が、規則によって割り当てられた警告責任につき、これとは異なる割合で当該責任を割り当てる契約を小売

業者と締結できるとしている。例えば、契約により、第(b)号(5)により要求される曝露に関する通知および 180 日毎の確認を行う両当事者の義務について、小売業者が曝露に関し継続的かつ適切な警告を行うこと、および製造業者が製品の構成を変更し異なる警告を要する場合には当該変更につき速やかに小売業者に通知することを条件に、当該義務を免除することができる。あるいは、製造業者は、輸入業者、販売業者その他の供給業者と、必要な警告を行う旨の契約を締結することもできる。(f)号において、「製品の購入者に与えられる警告が、本法第 25249.6 項の要件を満たすものである」ことが、当該契約に関する明示的な条件となる。このように、曝露に先立ち明瞭かつ妥当な警告が行われない限り、いかなる事業体も契約によって自らの警告義務を免除されることはない。

裁判所が承認した和解

2014 年 4 月に OEHHA がコメント募集のために発表した本規則の調整用ドラフトには、規則で新たに採用する要件は、2015 年 1 月 1 日までに裁判所に承認された和解の当事者には適用しない旨の規定が含まれていた。[14] しかし、この「適用免除」規定は、今回の正式な規則案には盛り込まれていない。

OEHHA は、規則案が強制力を持たないセーフハーバーアプローチをとっていること、および和解または判決の当事者である企業が裁判所の決定に従わなければならないという事実（本規則がその事実について述べているかどうかを問わない）を鑑み、適用免除規定の必要性を疑問視する利害関係者のコメントに同意した。また、提案されている第 25600 条(c)に基づき、訴外は、カリフォルニア州政府法典第 11340.6 項以下により、ある製品、化学物資または曝露種別に固有の警告内容または方法（裁判上の和解に含まれる警告方法または内容を含む）を採用するよう OEHHA に請願することができる。

通し番号	製品ID	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル（絵）表示	備考
No.1	JP-001	殺虫剤	ダニ・ノミ駆除	スプレー＆注入噴射	有り	[有効成分]フェノトリン（ピレスロイド系）：0.25w/v%、メトキサジアゾン（オキサジアゾール系）：0.25w/v%、アミドフルメト（トリフルオロメタンスルホンアミド系）：0.2w/v%（原液量200mL） [その他の成分]1号灯油、DME、他1成分	家庭用生活害虫防除剤の自主基準（生活害虫防除剤協議会）に定められた絵表示	第二石油類、危険等級Ⅲ、ケロシン200mL、火気厳禁の表示あり
No.2	JP-002	殺虫剤	ゴキブリ駆除	スプレー	有り	[有効成分]450mL中、イミプロトリン（ピレスロイド系）：0.5g（プラルとして1.0g）、メトキサジアゾン（オキサジアゾール系）：0.41g [その他の成分]無水ケイ酸、オレンジ油、無水エタノール、ミリスチン酸イソプロピル、1号灯油、LPG、DME	家庭用生活害虫防除剤の自主基準（生活害虫防除剤協議会）に定められた絵表示	第一石油類、危険等級Ⅱ、ケロシン105mL、火気厳禁の表示あり
No.3	JP-003	防虫剤	衣類用防虫剤	吊り下げタイプ	有り	エンペントリン（防虫成分）、フェノキシエタノール（防虫成分）、スルファミド系防カビ剤	家庭用生活害虫防除剤の自主基準（生活害虫防除剤協議会）に定められた絵表示及び、基準を満たしていることを示す登録マーク	
No.4	JP-004	塗料	木部用水性塗料	液状	有り	合成樹脂（アクリル・ウレタン）、顔料、防腐剤、防カビ剤、防虫剤、撥水剤、水 （具体的な物質名の記載はなし）	GHS	「“無鉛塗料”鉛・クロム化合物は使用していません。」の表示あり
No.5	JP-005	塗料	水性塗料	液状	有り	植物油、天然樹脂、合成樹脂、顔料、水、アルコール系溶剤 （具体的な物質名の記載はなし）	無し	「安心安全」「食品衛生法の基準に適合」の表示あり 「自然発火の防止（自然発火のおそれ）」の注意書きあり
No.6	JP-006	塗料	水性塗料	液状	有り	合成樹脂（アクリル）、顔料、防カビ剤、水 （具体的な物質名の記載はなし） （HPでは、アクリルシリコン樹脂、HALS（ヒンダードアミン系光安定剤）、紫外線吸収剤含有の記載あり）	無し	「ホルムアルデヒド放散等級　F★★★★」の表示あり
No.7	JP-007	塗料	油性ニス	液状	有り	合成樹脂（ウレタン）、顔料、有機溶剤 （MSDSには具体的な物質名の記載あり）	GHS	別添で注意事項の用紙があり、「有機溶剤中毒の恐れ」等の記載あり 「第二石油類」「火気厳禁」「自然発火のおそれ」の記載あり
No.8	JP-008	塗料	水性ニス	液状	有り	合成樹脂（アクリルウレタン）、顔料、水	無し	＊MSDSが公開されており、MSDSにも具体的な成分名の記載はないが、GHS分類の記載があり、特定標的臓器（反復）の区分2となってい 「ホルムアルデヒド放散等級　F★★★★」の表示あり 「非トルエン・キシレン塗料」の表示あり 「食品衛生法適合」「シックハウス対応」「シックスクール対応」の表示あり

通し番号	製品ID	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル（絵）表示	備考
No.9	JP-009	塗料	油性ニス	液状	有り	天然樹脂、植物油、有機溶剤	DSD/DPDに類似した絵表示	「安心安全」「食品衛生法の基準に適合」「シックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒド、トルエン等を含まない」「米国FDA規格に適合した溶剤」「植物原料」の記載あり 「第二石油類」「危険等級Ⅲ」「自然発火の防止（自然発火のおそれ）」の記載あり
No.10	JP-010	洗浄剤・漂白剤	台所用漂白剤	液体	有り	次亜塩素酸ナトリウム（塩素系）、界面活性剤（アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム）、水酸化ナトリウム（アルカリ剤）	有り	「まぜるな危険 塩素系」 の表示あり
No.11	JP-011	洗浄剤・漂白剤	浴室内のカビ取り剤	スプレー	有り	次亜塩素酸塩、水酸化ナトリウム（0.5%）、界面活性剤（アルキルアミンオキシド）、安定化剤 （HPにはその他の界面活性剤成分も記載あり）	有り	「まぜるな危険 塩素系」 の表示あり
No.12	JP-012	接着剤	木布紙の接着	エマルジョン	有り	酢酸ビニル樹脂（41%）、水（59%） （MSDSにも成分記載あり）	無し	「ホルムアルデヒド、フタル酸系可塑剤を使用していない」の記載あり JISマークの表示あり MSDSにGHS分類結果（区分外）記載あり
No.13	JP-013	接着剤	壁・天井ボード用接着剤	エマルジョン	有り	[GHS対象成分]　酢酸エチル、アセトン （製品には、上記2成分のみ記載。MSDSにはその他の成分も記載あり）	・GHS（安衛法表示対象物質）	・製品には「安衛法表示対象物質によるGHS分類」が記載されている。（より詳細な情報はMSDSを読むように記載あり） ・MSDSには成分とGHS分類結果の記載があり、左記の他に、皮膚刺激や生態毒性でも区分と絵表示が付く 「F★★★★」、「日本接着剤工業会4VOC（トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン）基準適合」の表示あり JISマークの表示あり 「第四類第一石油類」「非水溶性」「危険等級Ⅱ」「火気厳禁」「静電気注意」の記載あり QRコードの記載あり
No.14	JP-014	接着剤	瞬間接着剤	液体	有り	シアノアクリレート（95%以上） （MSDSでは、具体的物質名、CAS番号記載あり）		「この商品は、安衛法によるGHS表示対象外です。より詳細な情報はMSDSをお読みください」の表示あり ・MSDSではGHS分類結果の記載があり、引火性液体、皮膚腐食性・刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、特定標的臓器（単回）で区分が付いている。

通し番号	製品ID	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル（絵）表示	備考
No.15	JP-015	接着剤	瞬間接着剤	液体	有り	シアノアクリレート（95%以上） （MSDSでは、具体的物質名、CAS番号記載あり）	無し	・MSDSではGHS分類結果の記載があり、引火性液体、皮膚腐食性・刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、特定標的臓器（単回）で区分が付いている。 JISマークの表示あり
No.16	JP-016	接着剤	瞬間接着剤	ゼリー状	有り	シアノアクリレート（85%）、その他の成分（15%）、合成樹脂、無機物 （MSDSでは、より詳細な物質名の記載あり）	有り	・MSDSではGHS分類結果の記載があり、引火性液体、皮膚腐食性・刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器（単回）で区分が付いている。
No.17	JP-017	接着剤	接着剤	液状	有り	合成樹脂（38%）、塩化ビニル樹脂、ウレタン樹脂、有機溶剤（62%）、メチルエチルケトン、イソプロパノール （MSDSにはより詳細に物質名記載あり）	無し	・家庭用品品質表示法に基づく表示があり、「毒性：劇物含有（メチルエチルケトン）」の記載あり ・MSDSではGHS分類結果の記載があり、引火性液体、眼刺激性、特定標的臓器（単回）で区分が付い 「火気厳禁」「第一石油類」「危険等級Ⅱ」の記載あり ・日本中毒情報センターの連絡先の記載あり
No.18	JP-018	シャンプー・トリートメント	シャンプー	液体	有り	グリチルリチン酸ジカリウム*、水、ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸アンモニウム（1E.O.）液、ラウレス硫酸Na、ラウリルヒドロキシスルホベタイン液、POEステアリルエーテル、エタノール、グリセリンモノイソデシルエーテル、ジステアリン酸グリコール、PPG、ユーカリエキス、カモミラエキス-1、DL-リンゴ酸、POE（3）ラウリルエーテル、POE（4）ラウリルエーテル、塩化トリメチルアンモニオヒドロキシプロピルヒドロキシエチルセルロース、塩化ジメチルジアリルアンモニウム・アクリルアミド共重合体液、ヤシ油脂肪酸エタノールアミド、ラウリン酸、BG、水酸化カリウム液（A）、水酸化ナトリウム液、安息香酸塩、エデト酸塩、青1、黄4、香料 *は「有効成分」無表示は「その他の成分」	無し	
No.19	JP-019	シャンプー・トリートメント	シャンプー	液体	有り	水、ラウレス硫酸Na、コカミドプロピルベタイン、ジステアリン酸グリコール、ラウリン酸PEG－2、グアーヒドロキシプロピルトリモニウムクロリド、アルギニン、ヒドロキシエチルウレア、塩化Na、乳酸、ツバキ種子油、ポリクオタニウム-11、ツバキ葉エキス、硫酸Na、DPG、ジメチコン、クエン酸、EDTA－2Na、ラウロイルメチルタウリンNa、ココイルメチルタウリンタウリンNa、乳酸アンモニウム、BG、トコフェロール、フェノキシエタノール、安息香酸Na、香料、黄4、黄5	無し	
No.20	JP-020	合成洗剤・石鹸（手洗い用）	食器用洗剤	液体	有り	界面活性剤（38%、高級アルコール系（陰イオン）、アルキルヒドロキシスルホベタイン、ジアルキルスルホコハク酸ナトリウム）、安定化剤、金属封鎖剤、除菌剤	有り	

通し番号	製品ID	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル（絵）表示	備考
No.21	JP-021	合成洗剤・石鹸（手洗い用）	手洗い用洗浄剤	液体（泡）	有り	[有効成分]イソプロピルメチルフェノール [その他の成分]PG、ソルビット液、ラウリン酸、ヤシ油脂肪酸アシルグリシンK液、水酸化K、ミリスチン酸、モノエタノールアミン、ラウリルジメチルアミンオキシド液、香料、塩化ジメチルジアリルアンモニウム・アクリルアミド共重合体液、EDTA、ポリスチレンエマルション、安息香酸塩、赤401	無し	
No.22	JP-022	合成洗剤・石鹸（手洗い用）	洗濯用合成洗剤	液状	有り	界面活性剤（53% ポリオキシエチレン脂肪酸メチルエステル、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩、ポリオキシエチレンアルキルエーテル）、安定化剤、pH調整剤、再汚染防止剤、酵素	無し	
No.23	JP-023	芳香消臭脱臭剤	トイレ用消臭芳香剤	スプレー	有り	植物抽出消臭剤、香料、除菌剤、エタノール	有り	
No.24	JP-024	芳香消臭脱臭剤	室内・トイレ用芳香剤	置き型	有り	香料、ゲル化剤、色素、イソチアゾリン系防腐剤	有り	
No.25	JP-025	歯磨き粉	薬用ハミガキ	ペースト状	有り	[湿潤剤]ソルビット液、PG　[清掃剤]無水ケイ酸A、無水ケイ酸　[発砲剤]ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン液、POE硬化ヒマシ油、POEステアリルエーテル、ラウリル硫酸Na　[薬用成分]PEG4000、ポリリン酸Na、フッ化ナトリウム（フッ素）、デキストラナーゼ（酵素）、ラウロイルサルコシンNa、酢酸トコフェロール　[香味剤]香料（クールミントタイプ）、キシリトール、サッカリンNa　[粘度調整剤]カラギーナン、アルギン酸Na　[安定剤]酸化Ti、DL-アラニン、グリセリン脂肪酸エステル　[粘結剤]キサンタンガム　[清涼剤]メントール　[コーティング剤]ヒドロキシエチルセルロースジメチルジアリルアンモニウムクロリド	無し	
No.26	JP-026	歯磨き粉	薬用ハミガキ	ペースト状	有り	湿潤剤：ソルビット液 清掃剤：CC顆粒a、炭酸Ca、無水ケイ酸、Zn顆粒a 粘結剤：CMC・Na 発泡剤：ラウリル硫酸塩 香味剤：香料（ナチュラルミントタイプ）、サッカリンNa 薬用成分：モノフルオロリン酸ナトリウム、ベンゼトニウム塩化物 清掃助剤：カルボキシメチルセルロースナトリウム 着色剤：青1	無し	
No.27	JP-027	空間除菌製品（置き型、噴霧型）	空間除菌・消臭（置き型）	ゲルタイプ	有り	二酸化塩素液、高吸水性樹脂　等	無し	「本品を鼻先で吸い込まないでください。刺激をかんじることがあります。」の記載あり 「二酸化塩素は食品添加物および浄水（水道水など）処理用として仕様が認められている」 「二酸化塩素は次亜塩素酸ナトリウムに比べ、きわめてトリハロメタンを発生しにくい特徴をもったいます」等の安全性をうたった記述がある

通し番号	製品ID	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル（絵）表示	備考
No.28	JP-028	空間除菌製品（置き型、噴霧型）	ウィルス細菌除菌、消臭、カビ抑制（スプレータイプ）	スプレー	有り	精製水、エタノール、二酸化塩素発生剤（亜塩素酸ナトリウム、硫酸水素ナトリウム）	無し	同封の説明書に二酸化塩素についての酸化作用説明書きがあり、「塩素と同種の薬剤と思われがちですが、二酸化塩素ガスと塩素ガスは異なる物質であり、二酸化塩素は非塩素系薬剤です」との記述がある。 「二酸化塩素の成分臭がする」記載あり
No.29	JP-029	空間除菌製品（置き型、噴霧型）	ウィルス細菌除菌、消臭、カビ抑制（首かけタイプ）	首かけタイプ（カード型）	有り	二酸化塩素発生剤（亜塩素酸ナトリウム、焼成ゼオライト）		「二酸化塩素の成分臭がする」記載あり 「肌や肌着いn直接触れないよう注意」「皮膚の弱い方は誤使用をお控えください」等の記載あり

急性毒性	絵表示＊	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策(使用上の注意)	応急措置	保管	廃棄
GHS (経口：区分3の場合)		危険	飲み込むと有毒	P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。	P264 取扱い後は…をよく洗うこと。 P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。	P301 + P310 飲み込んだ場合：直ちに医師/…に連絡すること。 P321 特別な処置が必要である。(このラベルの…を参照) P330 口をすすぐこと	P405 施錠して保管すること。	P501 内容物/容器を…に廃棄すること。
通し番号：No.16 製品ID：JP-016 製品区分：接着剤	なし	なし	なし	・子供の手の届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する。 ・本パッケージは捨てずに保管し、ご使用前に必ずお読みください。	・常温で使用する。 ・使用中及び使用後は換気をよくする。 ・容器を解体しないこと(液が漏れるおそれがあり危険です。)		・直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所で保管する。	・使い切ってから燃えないゴミとして捨てる。
通し番号：No.25 製品ID：JP-025 製品区分：歯磨き粉	なし	なし	なし		・お口のまわりの傷などに直接つけない。	・発疹などの異常が現れたときは使用を中止する。 ・異常が残るときは、商品を持参し医師に相談する。		
GHS (経口：区分4の場合)		警告	飲み込むと有害	P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。	P264 取扱い後は…をよく洗うこと。 P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。	P301 + P312 飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師/…に連絡すること。 P330 口をすすぐこと。		P501 内容物/容器を…に廃棄すること。
通し番号：No.10 製品ID：JP-010 製品区分：洗浄剤・漂白剤	なし	まぜるな危険	なし	・必ず使用前に使い方と使用上の注意をよくお読みください。 ・子供の手にふれないようにする。	・誤飲を防ぐため、本品および漂白中の食器の置き場所・取扱いに注意する。 ・原液で使わない。 ・熱湯で使わない。 ・必ず換気をよくして使用する。 ・酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有毒な塩素ガスが出て危険。 ・水や他のものを入れたり、他の容器につめかえたりしない。破裂することがある。	・飲み込んだ時は吐かずにすぐに口をすすぎ、コップ1～2杯の牛乳か水を飲む等の処置をし、医師に相談する。 ・使用中に、目がしみたり、せき込んだり、気分が悪くなった時は使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。※いずれも受診時は商品を持参する。	・直射日光を避け、高温の所に置かない。	
GHS (吸入：区分1の場合)		危険	吸入すると生命に危険	P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。	P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 P284 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。	P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 P310 直ちに医師/…に連絡すること。 P320 特別な治療が緊急に必要である (このラベルの…を参照)	P403 + P233 換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。 P405 施錠して保管すること。	P501 内容物/容器を…に廃棄すること。
通し番号：No.27 製品ID：JP-027 製品区分：空間除菌製品(置き型、噴霧型)	なし	なし	なし	・本品は食べられません。 ・小児の手の届かないところで保管および使用してください。 ・用途以外に使用しないでください。	・本品を鼻先で直接吸い込まないでください。刺激を感じることがあります。 ・成分臭がするときは換気をしてください(特に使用開始から数日間は成分が多く出る場合がありますので注意ください)。 ・本品は金属を腐食させる可能性があるため、貴金属や精密機器などのそばでの使用はお控えください。 ・多少の漂白作用があるため、色物の繊維等のそばでの使用はお控えください。 ・寝室では成分臭を感じないことを確認してから使用してください。 ・密閉状態の狭い空間内(車内及び冷蔵庫等)で使用しないでください。 ・動物・植物のそばでは使用しないでください。 ・万一内容物がこぼれた場合はすぐに拭き取ってください。	・万一不快な症状がみられる場合は使用を中止してください。	・高温および直射日光を避け、暗所の涼しいところに密栓して保管してください。	
GHS (吸入：区分4の場合)		警告	吸入すると有害	P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。	P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。	P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 P312 気分が悪い時は医師/…に連絡すること。		

急性毒性	絵表示＊	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策(使用上の注意)	応急措置	保管	廃棄
通し番号:No.3 製品ID:JP-003 製品区分:防虫剤	なし	なし	なし	・パッケージに記載されている使用量を守って使用する。 ・幼児の手の届くところに置かない。 ・誤食等の対応のため、使用中はこのパッケージを保管する。	・密閉性のある収納容器で使用する。 ・衣類の入れ替えをする時は、部屋の換気をする。	・本品は食べられない。万一食べた時には医師に相談する。	・温度が低く、直射日光の当たらない場所に密封したまま保存すること。	・使用後は、地域のゴミ捨て規則に従って捨てる。
通し番号:No.17 製品ID:JP-017 製品区分:接着剤	なし	警告	・目や呼吸器を刺激する。	・パッケージは捨てずに保管し、お使いになる前に必ずお読みください。 ・子供の手が届かないところに置き、いたずらをしないように注意すること。 ・接着用以外に使用しないこと。	・目との接触及び長時間の皮フとの接触はさけてください。 ・換気の良好な場所でのみ使用してください。 ・目に入った場合、皮フ接触した場合、飲み込んだ場合は適切な処置を行うこと。	・飲み込んだ場合は、むりに吐かせずに、ただちに医師の診断をうけてください。	・直射日光はさけ、涼しい場所に保管してください。	

＊ 急性毒性に関するもの

皮膚腐食性及び刺激性	絵表示＊	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策(使用上の注意)	応急措置	保管	廃棄
GHS (区分2の場合)		警告	皮膚刺激	P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。	P264 取扱い後は…をよく洗うこと。 P280 保護手袋を着用すること。	P302 + P352 皮膚についた場合：多量の水/…で洗うこと。 P321 特別な処置が必要である(このラベルの…を参照）。 P332 + P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。 P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用す場合には洗濯をすること。		
通し番号：No.1 製品ID：JP-001 製品区分：殺虫剤	なし	なし	なし	・使用上の注意をよく読んでお使いください。 ・定められた使用方法、使用量を守ること。	注意－人体に使用しないこと 【してはいけないこと】 ・人体に向かって噴射しないこと。また、噴射気体を吸入しないこと。 ・使用後は部屋を十分換気してから入室すること。 ・7分以上連続噴射しないこと。 【その他の注意】 ・噴射中は室内を開放し、噴射する人以外の入室を避けること。 ・皮膚、目など人体にかからないようにすること。 ・飲食物、食器、子供のおもちゃ、観賞魚、小鳥などのペット類、飼料、観賞植物にかからないようにすること。 ・アレルギーやかぶれなどを起こしやすい体質の人は、薬剤に触れないようにすること。 ・変色のおそれがあるので、畳・カーペット以外の家具や建具に薬剤がかからないようにすること。 ・繰り返し使用する場合は、1週間以上の間隔をあけて使用すること。 ・畳やカーペットの表面処理後は、乳幼児が薬液をなめないよう注意するとともに、処理後薬液がかわくまでの間は、乳幼児がはわないように注意すること。 ・換気すること。	【相談すること】 ・万一身体に異常が起きた場合は、直ちに本品がフェノトリン（ピレスロイド系）、メトキサジアゾン（オキサジアゾール系）及びアミドフルメト（トリフルオロメタンスルホンアミド系）を配合する殺虫剤であることを医師に告げて、診療を受けること。 ・薬剤が皮膚についた場合は、直ちに石けんと水でよく洗い流すこと。	・直射日光（車の中等）や火気を避け、子供の手の届かない涼しいところに保管すること。 ・缶のさびを防ぐために、水周りや湿気の多い場所に置かないこと。	・本品は使い切ってから捨ててください。 ・捨てるときは、風通しが良く火気のない屋外で風下に向かって人にかからないよう噴射ボタンを押し、噴射音が消えるまでガスを抜いて、燃えないゴミとして捨ててください。
通し番号：No.2 製品ID：JP-002 製品区分：殺虫剤	なし	なし	なし	・定められた使用方法・使用量を厳守してください。	注意－人体に使用しないこと 【してはいけないこと】 ・人体に向かって噴射しないでください。また、噴射気体を吸入しないでください。 ・アレルギー症状やかぶれなどを起こしやすい体質の人は、薬剤に触れたり、吸い込んだりしないようにしてください。 ・40秒以上連続噴射しないでください。 ・冷蔵庫の裏などの隙間は噴射ガスが溜まりやすいため、使用量（隙間には1～2秒）を守り過剰に噴射しないよう注意してください。可燃性ガスが燃焼するおそれがあります。 【その他の注意】 ・皮膚、飲食物、食器、子供のおもちゃ、観賞魚、小鳥などのペット類、飼料、観賞植物にかからないようにしてください。 ・噴射中に、薬剤が皮膚や眼にかからないように注意してください。 ・噴射中は噴射する人以外の入室を避け、噴射後は室内を十分に換気してから入室してください。 ・変色の恐れがあるので、家具、建具などに直接噴射しないでください。 ・換気してください。	・薬剤が皮膚についたときは、石けんを用いてよく洗ってください。 【相談すること】 ・万一身体に異常が起きた場合は、直ちに本品がピレスロイド系の殺虫剤とオキサジアゾール系の殺虫剤の混合剤であることを医師に告げて、診療を受けてください。 ・今までに薬や化粧品等によるアレルギー症状（例えば発疹・発赤、かゆみ、かぶれ等）を起こしたことのある人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください。	・直射日光や火気を避け、子供の手の届かない涼しいところに保管してください。 ・缶のさびを防ぐために、水周りや湿気の多い場所に置かないでください。	・本品は使い切ってから捨ててください。 ・捨てるときは、風通しが良く火気のない屋外で噴射レバーを引き、噴射音が消えるまでガスを抜いて、燃えないゴミとして捨ててください。その際、噴射レバーを引いたまま、黒色のスプレーキャップ側面の孔につまようじ等を差込むと、噴射レバーがロックされ最後までガスを抜くことができます。
通し番号：No.17 製品ID：JP-017 製品区分：接着剤	なし	警告	・皮膚を刺激することがある。	・パッケージは捨てずに保管し、お使いになる前に必ずお読みください。 ・子供の手が届かないところに置き、いたずらをしないように注意すること。 ・接着用以外に使用しないこと。	・目との接触及び長時間の皮フとの接触はさけてください。 ・換気の良好な場所でのみ使用してください。 ・目に入った場合、皮フ接触した場合、飲み込んだ場合は適切な処置を行うこと。	・皮フに接触した場合は、石けんと水で洗ってください。	・直射日光はさけ、涼しい場所に保管してください。	
通し番号：No.19 製品ID：JP-019 製品区分：シャンプー・トリートメント	なし	なし	なし	・乳幼児の手の届かないところにおいてくださ	・頭皮に傷・はれもの・湿しんなど、異常があるときは使わないでください。	・使用中や使用後に、しげきなどの異常があらわれたときは、使用を中止してください。		

皮膚腐食性及び刺激性	絵表示＊	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策(使用上の注意)	応急措置	保管	廃棄
通し番号:No.25 製品ID:JP-025 製品区分:歯磨き粉	なし	なし	なし		・お口のまわりの傷などに直接つけない。	・発疹などの異常が現れたときは使用を中止する。 ・異常が残るときは、商品を持参し医師に相談する。		
通し番号:No.27 製品ID:JP-027 製品区分:空間除菌製品(置き型、噴霧型)	なし	なし	なし	・本品は食べられません。 ・小児の手の届かないところで保管および使用してください。 ・用途以外に使用しないでください。	・本品を鼻先で直接吸い込まないでください。刺激を感じることがあります。 ・成分臭がするときは換気をしてください(特に使用開始から数日間は成分が多く出る場合がありますので注意ください)。 ・本品は金属を腐食させる可能性があるため、貴金属や精密機器などのそばでの使用はお控えください。 ・多少の漂白作用があるため、色物の繊維等のそばでの使用はお控えください。 ・寝室では成分臭を感じないことを確認してから使用してください。 ・密閉状態の狭い空間内(車内及び冷蔵庫等)で使用しないでください。 ・動物・植物のそばでは使用しないでください。 ・万一内容物がこぼれた場合はすぐに拭き取ってください。	・皮膚についた場合は、すぐに大量の水と石けんで洗い流し、異常があれば医師に相談してください。 ・万一不快な症状がみられる場合は使用を中止してください。	・高温および直射日光を避け、暗所の涼しいところに密栓して保管してください。	

＊ 皮膚腐食性及び刺激性に関するもの

眼に対する重篤な損傷性及び眼刺激性	絵表示*	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策（使用上の注意）	応急措置	保管	廃棄
GHS （区分2の場合）		**警告**	**強い眼刺激**	**P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。**	**P264 取扱い後は…をよく洗うこと。 P280 保護眼鏡/保護面を着用すること。**	**P305 + P351 + P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 P337 + P313 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。**		
通し番号：No.2 製品ID：JP-002 製品区分：殺虫剤	なし	なし	なし	・定められた使用方法・使用量を厳守してください。	注意－人体に使用しないこと 【してはいけないこと】 ・人体に向かって噴射しないでください。また、噴射気体を吸入しないでください。 ・アレルギー症状やかぶれなどを起こしやすい体質の人は、薬剤に触れたり、吸い込んだりしないようにしてください。 ・40秒以上連続噴射しないでください。 ・冷蔵庫の裏などの隙間は噴射ガスが溜まりやすいため、使用量（隙間には1～2秒）を守り過剰に噴射しないよう注意してください。可燃性ガスが燃焼するおそれがあります。 【その他の注意】 ・皮膚、飲食物、食器、子供のおもちゃ、観賞魚、小鳥などのペット類、飼料、観賞植物にかからないようにしてください。 ・噴射中に、薬剤が皮膚や眼にかからないように注意してください。 ・噴射中は噴射する人以外の入室を避け、噴射後は室内を十分に換気してから入室してください。 ・変色の恐れがあるので、家具、建具などに直接噴射しないでください。 ・換気してください。	【相談すること】 ・万一身体に異常が起きた場合は、直ちに本品がピレスロイド系の殺虫剤とオキサジアゾール系の殺虫剤の混合剤であることを医師に告げて、診療を受けてください。 ・今までに薬や化粧品等によるアレルギー症状（例えば発疹・発赤、かゆみ、かぶれ等）を起こしたことのある人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください。	・直射日光や火気を避け、子供の手の届かない涼しいところに保管してください。 ・缶のさびを防ぐために、水周りや湿気の多い場所に置かないでください。	・本品は使い切ってから捨ててください。 ・捨てるときは、風通しが良く火気のない屋外で噴射レバーを引き、噴射音が消えるまでガスを抜いて、燃えないゴミとして捨ててください。その際、噴射レバーを引いたまま、黒色のスプレーキャップ側面の孔につまようじ等を差込むと、噴射レバーがロックされ最後までガスを抜くことができます。
通し番号：No.3 製品ID：JP-003 製品区分：防虫剤	なし	なし	なし	・パッケージに記載されている使用量を守って使用する。 ・幼児の手の届くところに置かない。 ・誤食等の対応のため、使用中はこのパッケージを保管する。	・密閉性のある収納容器で使用する。 ・衣類の入れ替えをする時は、部屋の換気をする。	・本品は食べられない。万一食べた時には医師に相談する。	・温度が低く、直射日光の当たらない場所に密封したまま保存すること。	・使用後は、地域のゴミ捨て規則に従って捨てる。
通し番号：No.15 製品ID：JP-015 製品区分：接着剤	なし	なし	なし	・子供の手の届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する。	・使用中および使用後は、換気をよくする。	・目に入れないよう充分注意する。目に入ったときはすぐに洗眼し、医師の診察を受ける。無理にはがしたり、目をこすらない。	・直射日光を避け、湿気の少ない場所に保管する。	・すてるときは、容器を密封して燃えないゴミとして処理する。
通し番号：No.16 製品ID：JP-016 製品区分：接着剤	“目に注意”の絵表示あり	なし	なし	・子供の手の届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する。 ・本パッケージは捨てずに保管し、ご使用前に必ずお読みください。	・常温で使用する。 ・使用中及び使用後は換気をよくする。 ・容器を解体しないこと（液が漏れるおそれがあり危険です。）	・この接着剤は目やコンタクトレンズを瞬時に接着するので目に入れないよう十分注意すること。誤って目に入った場合は、無理に剥がそうとせず多量の水で洗眼し、医師の診断を受けること。	・直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所で保管する。	・使い切ってから燃えないゴミとして捨てる。
通し番号：No.17 製品ID：JP-017 製品区分：接着剤	なし	警告	・目や呼吸器を刺激する。	・パッケージは捨てずに保管し、お使いになる前に必ずお読みください。 ・子供の手が届かないところに置き、いたずらをしないように注意すること。 ・接着用以外に使用しないこと。	・目との接触及び長時間の皮フとの接触はさけてください。 ・換気の良好な場所でのみ使用してください。 ・目に入った場合、皮フ接触した場合、飲み込んだ場合は適切な処置を行うこと。	・目に入った場合は多量の水で洗い、本容器又は製品ラベルを医師に見せ、診断をうけてください。	・直射日光はさけ、涼しい場所に保管してください。	
通し番号：No.19 製品ID：JP-019 製品区分：シャンプー・トリートメント	なし	なし	なし	・乳幼児の手の届かないところにおいてくださ	・頭皮に傷・はれもの・湿しんなど、異常があるときは使わないでください。	・目に入らないよう注意し、入ったときはすぐに洗い流してください。 ・使用中や使用後に、しげきなどの異常があらわれたときは、使用を中止してください。		
通し番号：No.25 製品ID：JP-025 製品区分：歯磨き粉	なし	なし	なし		・お口のまわりの傷などに直接つけない。	・目に入ったときは、こすらずすぐに水で充分洗い流す。 ・異常が残るときは、商品を持参し医師に相談する。		

眼に対する重篤な損傷性及び眼刺激性	絵表示*	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策（使用上の注意）	応急措置	保管	廃棄
通し番号：No.27 製品ID：JP-027 製品区分：空間除菌製品（置き型、噴霧型）	なし	なし	なし	・本品は食べられません。 ・小児の手の届かないところで保管および使用してください。 ・用途以外に使用しないでください。	・本品を鼻先で直接吸い込まないでください。刺激を感じることがあります。 ・成分臭がするときは換気をしてください（特に使用開始から数日間は成分が多く出る場合がありますので注意ください）。 ・本品は金属を腐食させる可能性があるため、貴金属や精密機器などのそばでの使用はお控えください。 ・多少の漂白作用があるため、色物の繊維等のそばでの使用はお控えください。 ・寝室では成分臭を感じないことを確認してから使用してください。 ・密閉状態の狭い空間内（車内及び冷蔵庫等）で使用しないでください。 ・動物・植物のそばでは使用しないでください。 ・万一内容物がこぼれた場合はすぐに拭き取ってください。	・万一目に入った場合は、すぐに大量の水で洗い流し、速やかに医師に相談してください。 ・万一不快な症状がみられる場合は使用を中止してください。	・高温および直射日光を避け、暗所の涼しいところに密栓して保管してください。	

* 眼に対する重篤な損傷性及び刺激性に関するもの

皮膚感作性	絵表示＊	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策(使用上の注意)	応急措置	保管	廃棄
GHS (区分1の場合)		**警告**	**アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ**	**P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。**	**P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 P280 保護手袋を着用すること。**	**P302 + P352 皮膚についた場合：多量の水/…で洗うこと。 P333 + P313 皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。 P321 特別な処置が必要である(このラベルの…を参照）。 P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用す場合には洗濯をすること。**		**P501 内容物/容器を…に廃棄すること。**
通し番号：No.3 製品ID：JP-003 製品区分：防虫剤	なし	なし	なし	・パッケージに記載されている使用量を守って使用する。 ・幼児の手の届くところに置かない。 ・誤食等の対応のため、使用中はこのパッケージを保管する。	・密閉性のある収納容器で使用する。 ・衣類の入れ替えをする時は、部屋の換気をする。		・温度が低く、直射日光の当たらない場所に密封したまま保存すること。	・使用後は、地域のゴミ捨て規則に従って捨てる。
通し番号：No.15 製品ID：JP-015 製品区分：接着剤	なし	なし	なし	・子供の手の届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する。	・使用中および使用後は、換気をよくする。	・皮フの接着に注意する。皮フを接着したときは、お湯の中で時間をかけてもみほぐしながらはがすか、専用リムーバーを使う。	・直射日光を避け、湿気の少ない場所に保管する。	・すてるときは、容器を密封して燃えないゴミとして処理する。
通し番号：No.16 製品ID：JP-016 製品区分：接着剤	“皮フ接着注意”の絵表示あり	なし	なし	・子供の手の届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する。 ・本パッケージは捨てずに保管し、ご使用前に必ずお読みください。	・常温で使用する。 ・使用中及び使用後は換気をよくする。 ・容器を解体しないこと（液が漏れるおそれがあり危険です。）	・この接着剤は皮フを数秒で接着するため、皮フにつかないよう十分注意すること。誤って指を接着した場合は、お湯の中でゆっくりともみほぐしながら剥がすか、瞬間接着剤はがしを使用すること。	・直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所で保管する。	・使い切ってから燃えないゴミとして捨てる。

＊ 皮膚感作性に関するもの

発がん性	絵表示 *	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策(使用上の注意)	応急措置	保管	廃棄
GHS (区分2の場合)		**警告**	**発がんのおそれの疑い**	**P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。**	**P201 使用前に取扱説明書を入手すること。 P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。**	**P308 + P313 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当を受けること。**	**P405 施錠して保管すること。**	**P501 内容物/容器を…に廃棄すること。**
通し番号：No.1 製品ID：JP-001 製品区分：殺虫剤	なし	なし	なし	・使用上の注意をよく読んでお使いください。 ・定められた使用方法、使用量を守ること。	注意－人体に使用しないこと 【してはいけないこと】 ・人体に向かって噴射しないこと。また、噴射気体を吸入しないこと。 ・使用後は部屋を十分換気してから入室すること。 ・7分以上連続噴射しないこと。 【その他の注意】 ・噴射中は室内を開放し、噴射する人以外の入室を避けること。 ・皮膚、目など人体にかからないようにすること。 ・飲食物、食器、子供のおもちゃ、観賞魚、小鳥などのペット類、飼料、観賞植物にかからないようにすること。 ・アレルギーやかぶれなどを起こしやすい体質の人は、薬剤に触れないようにすること。 ・変色のおそれがあるので、畳・カーペット以外の家具や建具に薬剤がかからないようにすること。 ・繰り返し使用する場合は、1週間以上の間隔をあけて使用すること。 ・畳やカーペットの表面処理後は、乳幼児が薬液をなめないよう注意するとともに、処理後薬液がかわくまでの間は、乳幼児がはわないように注意すること。 ・換気すること。	【相談すること】 ・万一身体に異常が起きた場合は、直ちに本品がフェノトリン(ピレスロイド系)、メトキサジアゾン(オキサジアゾール系)及びアミドフルメト(トリフルオロメタンスルホンアミド系)を配合する殺虫剤であることを医師に告げて、診療を受けること。	・直射日光(車の中等)や火気を避け、子供の手の届かない涼しいところに保管すること。 ・缶のさびを防ぐために、水周りや湿気の多い場所に置かないこと。	・本品は使い切ってから捨ててください。 ・捨てるときは、風通しが良く火気のない屋外で風下に向かって人にかからないよう噴射ボタンを押し、噴射音が消えるまでガスを抜いて、燃えないゴミとして捨ててください。
通し番号：No.2 製品ID：JP-002 製品区分：殺虫剤	なし	なし	なし	・定められた使用方法・使用量を厳守してください。	注意－人体に使用しないこと 【してはいけないこと】 ・人体に向かって噴射しないでください。また、噴射気体を吸入しないでください。 ・アレルギー症状やかぶれなどを起こしやすい体質の人は、薬剤に触れたり、吸い込んだりしないようにしてください。 ・40秒以上連続噴射しないでください。 ・冷蔵庫の裏などの隙間は噴射ガスが溜まりやすいため、使用量(隙間には1～2秒)を守り過剰に噴射しないよう注意してください。可燃性ガスが燃焼するおそれがあります。 【その他の注意】 ・皮膚、飲食物、食器、子供のおもちゃ、観賞魚、小鳥などのペット類、飼料、観賞植物にかからないようにしてください。 ・噴射中に、薬剤が皮膚や眼にかからないように注意してください。 ・噴射中は噴射する人以外の入室を避け、噴射後は室内を十分に換気してから入室してください。 ・変色の恐れがあるので、家具、建具などに直接噴射しないでください。 ・換気してください。	【相談すること】 ・万一身体に異常が起きた場合は、直ちに本品がピレスロイド系の殺虫剤とオキサジアゾール系の殺虫剤の混合剤であることを医師に告げて、診療を受けてください。 ・今までに薬や化粧品等によるアレルギー症状(例えば発疹・発赤、かゆみ、かぶれ等)を起こしたことのある人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください。	・直射日光や火気を避け、子供の手の届かない涼しいところに保管してください。 ・缶のさびを防ぐために、水周りや湿気の多い場所に置かないでください。	・本品は使い切ってから捨ててください。 ・捨てるときは、風通しが良く火気のない屋外で噴射レバーを引き、噴射音が消えるまでガスを抜いて、燃えないゴミとして捨ててください。その際、噴射レバーを引いたまま、黒色のスプレーキャップ側面の孔につまようじ等を差込むと、噴射レバーがロックされ最後までガスを抜くことができます。
通し番号：No.16 製品ID：JP-016 製品区分：接着剤	なし	なし	なし	・子供の手の届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する。 ・本パッケージは捨てずに保管し、ご使用前に必ずお読みください。	・常温で使用する。 ・使用中及び使用後は換気をよくする。 ・容器を解体しないこと(液が漏れるおそれがあり危険です。)		・直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所で保管する。	・使い切ってから燃えないゴミとして捨てる。
通し番号：No.25 製品ID：JP-025 製品区分：歯磨き粉	なし	なし	なし		・お口のまわりの傷などに直接つけない。	・発疹などの異常が現れたときは使用を中止する。 ・異常が残るときは、商品を持参し医師に相談する。		

* 発がん性に関するもの

水生環境有害性（急性）	絵表示＊	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き （下線はGHSの内容と同様と考えられるもの）				
				一般	安全対策（使用上の注意）	応急措置	保管	廃棄
GHS（区分1の場合）		**警告**	**水生生物に非常に強い毒性**	**P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。**	**P273 環境への放出を避けること。**	**P391 漏出物を回収すること。**		**P501 内容物/容器を…に廃棄すること。**
通し番号：No.10 製品ID：JP-010 製品区分：洗浄剤・漂白剤	なし	なし	なし	・必ず使用前に使い方と使用上の注意をよくお読みください。 ・子供の手にふれないようにする。			・直射日光を避け、高温の所に置かない。	
通し番号：No.27 製品ID：JP-027 製品区分：空間除菌製品（置き型、噴霧型）	なし	なし	なし	・小児の手の届かないところで保管および使用してください。	・動物・植物のそばでは使用しないでください。 ・万一内容物がこぼれた場合はすぐに拭き取ってください。		・高温および直射日光を避け、暗所の涼しいところに密栓して保管してください。	
GHS（区分2の場合）	**なし**	**なし**	**水生生物に毒性**	**P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。**	**P273 環境への放出を避けること。**		**P501 内容物/容器を…に廃棄すること。**	
通し番号：No.16 製品ID：JP-016 製品区分：接着剤	なし	なし	なし	・子供の手の届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する。 ・本パッケージは捨てずに保管し、ご使用前に必ずお読みください。	・容器を解体しないこと（液が漏れるおそれがあり危険です。）		・直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所で保管する。	・使い切ってから燃えないゴミとして捨てる。
GHS（区分3の場合）	**なし**	**なし**	**水生生物に有害**	**P101 医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 子供の手の届かないところに置くこと。 P103 使用前にラベルをよく読むこと。**	**P273 環境への放出を避けること。**		**P501 内容物/容器を…に廃棄すること。**	
通し番号：No.17 製品ID：JP-017 製品区分：接着剤	なし	なし	なし	・パッケージは捨てずに保管し、お使いになる前に必ずお読みください。 ・子供の手が届かないところに置き、いたずらをしないように注意すること。			・直射日光はさけ、涼しい場所に保管してください。	
通し番号：No.25 製品ID：JP-025 製品区分：歯磨き粉	なし	なし	なし					

＊ 水生環境有害性に関するもの

通し番号	製品ID	国名	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル（絵）表示	備考
No.30	FR-001	フランス（パリ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	虫除け（蚊）	塗布（roller）	有り		GHS	妊婦：4ヶ月から 乳児：30ヶ月以上　の絵表示あり
No.31	FR-002	フランス（パリ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	虫除け（蚊）	スプレー	有り	N-Acetyl-N-butyl-beta-alanine, ethyl ester(52304-36-6): 20%，Geraniol(106-24-1)：0.0025%	GHS	
No.32	FR-003	フランス（パリ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	虫除け（蚊）	カートリッジ	有り		GHS	
No.33	FR-004	フランス（パリ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	シラミ除け	ローション	有り		DSD/DPD	
No.34	FR-005	フランス（パリ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	シラミ除け（アタマジラミ）	スプレー	有り（Active Substane）		GHS	36ヶ月以上の絵表示あり
No.35	FR-006	フランス（パリ）	化粧品	ハンドローション＆ハンドクリーム	ローション＆クリーム	有り		DSD/DPD	
No.36	FR-007	フランス（パリ）	化粧品	栄養クリーム（乾燥肌用）	クリーム	有り		無し	
No.37	FR-008	フランス（パリ）	化粧品	マニキュア除光液	リキッド	有り		DSD/DPD	ACETONE FREEの表示あり
No.38	FR-009	フランス（パリ）	医薬品	手消毒剤	ジェル	有り（有効成分）	Ethanol：850 mg/g	DSD/DPD	
No.39	FR-010	フランス（パリ）	医薬品	医療機器の消毒剤	リキッド	有り		GHS	
No.40	FR-011	フランス（パリ）	パーソナルケア製品	シャワークリーム	クリーム	有り	Aqua, Sodium laureth sulfate, Cocamidopropyl betaine, GLYCERIN, Sodium chloride, Glycol distearate, PEG-40 hydrogenated castor oil, LAURETH-4, Coconut acid, Polyquaternium-7, Potassium sorbate, PEG-60 almond glycerides, Buthrospermum parkii butter, Sodium benzoate, Formic acid, Methylisothiazolinone, Tocopherol	無し	
No.41	FR-012	フランス（パリ）	接着剤	接着剤（発砲スチロール、クラフト箔）	ペースト状	無し		DSD/DPD	
No.42	FR-013	フランス（パリ）	その他	絵画用ニス	リキッド	有り		GHS	
No.43	IT-001	イタリア（ローマ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	衣服用芳香防虫剤	吊り下げタイプ	有り		GHS	危険有害性情報（Hコード）、注意書き（Pコード）も記載
No.44	IT-002	イタリア（ローマ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	電気式殺虫剤（蚊）の詰替え剤	リキッド	有り		GHS	
No.45	IT-003	イタリア（ローマ）	洗浄剤・漂白剤	カビ取り剤	スプレー	有り	Sodium hypochlorite, Sodium hydroxide	GHS	

通し番号	製品ID	国名	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル（絵）表示	備考
No.46	IT-004	イタリア（ローマ）	洗浄剤・漂白剤	カビ取り・カビ防止剤	ペースト状	有り	2-octyl-2H-isothiazol-3-one	GHS	
No.47	IT-005	イタリア（ローマ）	染料	衣服用の染料（青色）		有り		GHSとDSD/DPD併記	
No.48	IT-006	イタリア（ローマ）	接着剤	瞬間接着剤	ゲル状	有り	Ethyl cyanoacrylate, Cyanoacrylate	GHS	
No.49	IT-007	イタリア（ローマ）	接着剤	靴底用瞬間接着剤	ゲル状	有り		DSD/DPD	
No.50	IT-008	イタリア（ローマ）	文具	修正液	リキッド（ペンタイプ）	有り	Terpene resin(936322-31-5)	DSD/DPD	
No.51	IT-009	イタリア（ローマ）	文具	チューブ状キラキラ糊	ゲル状（ペンタイプ）	無し		DSD/DPD	
No.52	US-001	アメリカ（シカゴ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	噴霧型殺虫剤（蟻、ゴキブリ、蜘蛛等の駆除）	噴霧型	有り（Active Ingredient）	Cypermethrin：1.716%，Other ingredients：98.284% （MSDSにはその他の成分についても記載あり。）	“CAUTION” “HIGHLY FLAMMABLE”の表示あり（FHSA）	MSDSがWeb上で公開されている。
No.53	US-002	アメリカ（シカゴ）	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	ネズミ（MOUSE）駆除剤	置き型	有り（Active Ingredient）	Bromethalin(63333-35-7)：0.01%，Other ingredients (Contains Denatonium Benzoate)：99.99%	“CAUTION” の表示あり（FHSA） “KID Resistant Station”の表示あり	MSDSがWeb上で公開されている。
No.54	US-003	アメリカ（シカゴ）	洗浄剤・漂白剤	キッチンの配水管の詰まり除去	結晶状	有り	Sodium hydroxide （MSDSにはその他の成分についても記載あり。）	“POISON”の表示あり（FHSA）	・Phosphate-freeの表示あり ・MSDSがWeb上で公開されている。
No.55	US-004	アメリカ（シカゴ）	接着剤	接着剤	刷毛で塗るタイプ	有り	Cyanoacrylate Glue （MSDSでは成分が特定されている）	“WARNING”の表示あり（FHSA）	・日本製 ・MSDSがWeb上で公開されている。
No.56	US-005	アメリカ（シカゴ）	雑貨	靴底補修剤	ゲル状	有り	Toluene，Petroleum distillate （MSDSにはその他の成分についても記載あり。）	“CAUTION” “FLAMMABLE” “VAPOR HARMFUL”の表示あり（FHSA） （MSDSにはGHSの表示あり）	MSDSがWeb上で公開されている。
No.57	US-006	アメリカ（シカゴ）	パーソナルケア製品	日焼け止めクリーム	クリーム状	有り	[Active ingredients] Avobenzone：2.0%，Homosalate：10.0%，Octisalate：5.0%，Octocrylene：4.0%，Oxybenzone：5.0% [Inactive ingredients] Water,Neopentyl Glycol, Diheptanoate, Styrene/Acrylates Copolymer, Propylene Glycol, Acrylates/ C12-22 Alkyl Methacrylate Copolymer, Benzyl Alcohol, Polyglyceryl-3 Methylglycose Distearate, Acrylates/C10-30 Alkyl Acrylate Crosspolymer, Triethanolamine, Disodium EDTA, Tocopherol, Oleth-3, Chlorphenesin, Fragrance.	“Warnings”の表示あり（FHSA）	SKIN CANCER FOUNDATION（皮膚がん財団）の認証マークあり
No.58	DE-001	ドイツ	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	衣類用虫除け（蚊）	スプレー	有り	Permethrin 20g/L, N,N-dimethyloctanamide, Without propellant	GHS	3歳以上の絵表示あり

通し番号	製品ID	国名	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル(絵)表示	備考
No.59	DE-002	ドイツ	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	ハエ駆除	ステッカー(蝶の形状、窓に貼る)	有り	Active ingredient: Azamethiphos 2.0 mg/g	GHS	QRコードあり
No.60	DE-003	ドイツ	洗浄剤・漂白剤	入れ歯洗浄剤	錠剤	有り	Sodium bicarbonate, Citric acid, Sodium carbonate, Sodium carbonate peroxide, Potassium caroate, Sodium sulfate, PEG-90, PEG-150, Aroma, Sulfamic acid, TAED, Sodium cocoyl isethionate, Ceteareth 80, CI 73015	GHS	
No.61	DE-004	ドイツ	洗浄剤・漂白剤	コーヒーメーカー用の除石灰剤	粉末	有り	sulfamic acid, citric acid	DSD/DPD	
No.62	DE-005	ドイツ	芳香消臭脱臭剤	プラグ式芳香剤	液体	有り	1-(1,2,3,4,5,6,7,8-Octahydro-2,3,8,8-tetramethyl-2-naphthyl) ethan-1-one, Geraniol, Linalool, Citronellol, Nerol, Hexyl Cinnamal, Cyclamen Aldehyde, Alpha-Isomethyl Ionone, α-Methyl-α-ionone	DSD/DPD	
No.63	DE-006	ドイツ	芳香消臭脱臭剤	バス・トイレ用芳香剤	スプレー	有り	＞30% aliphatic hydrocarbons (Butan, Propan), perfumes(外側のパッケージには記載なし。本体にのみ記載)	DSD/DPD	使用方法に関するラベル(欧州工業会)あり。
No.64	DE-007	ドイツ	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	衣類用防虫剤	ステッカー(液体封入)	無し	ー	GHS	
No.65	DE-008	ドイツ	殺虫剤・防虫剤・忌避剤	衣類用防虫剤	シート状	有り	empenthrin	GHS	
No.66	DE-009	ドイツ	合成洗剤・石鹸(手洗い用)	旅行用の衣類洗剤	ペースト状	有り	15-30% anionic surfactants, 5-15% nonionic surfactants, 2-Bromo-2-Nitropropane-1,3-Diol, fragrances, butylphenyl Methylpropional, Citronellol, hexyl Cinnamal (ホームページにはより具体的な物質名あり)	感嘆符マーク	
No.67	DE-010	ドイツ	合成洗剤・石鹸(手洗い用)	携帯用の衣類汚れ落とし(染み抜き)	ペン型	有り	Under 5% phosphonates, bleach oxygen-based anionic and nonionic surfactants, methyl iso thiazolinone, Benz iso thiazolinone	GHS	
No.68	CA-001	カナダ	洗浄剤・漂白剤	漂白剤(床、タイル、トイレ、衣類等に使用できる)	錠剤	有り	Sodium dichloroisocyanurate dihydrate, Adipic acid (MSDSにはCAS番号、含有率の記載もあり)	有り	MSDSがWeb上で公開されている。
No.69	CA-002	カナダ	医薬品	消毒用アルコール	スプレー	有り	[MEDICINAL INGREDIENT] Ethyl Alcohol 70% v/v [NON-MEDICINAL INGREDIENTS] Aqua (Water), Denatonium Benzoate	有り	
No.70	CA-003	カナダ	合成洗剤・石鹸(手洗い用)	食器用リンス(食器用すすぎ補助剤)	液体	無し	ー	無し	・“MAY IRRITATE EYES”の記載あり。 ・ホームページの製品サイトで成分情報を公開している。 ・MSDS(英語、フランス語、スペイン語)をWebから入手できる(Eメール又はFAX)。

通し番号	製品ID	国名	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル(絵)表示	備考
No.71	CA-004	カナダ	洗浄剤・漂白剤	レンジ台上面用洗浄剤	液体	有り	citric acid	無し	・“CAUTION　IRRITANT”、“MAY IRRITATE EYES AND SKIN”の記載あり。
No.72	CA-005	カナダ	芳香消臭脱臭剤	芳香剤	置き型(自動スプレー)	有り	ethanol, fragrance (MSDS及びWeb上にはその他の成分についても記載あり。)	有り	・MSDSがWeb上で公開されている。 “DANGER FLAMMABLE CONTENTS UNDER PRESSURE" の記載有り
No.73	CA-006	カナダ	医薬品	いぼ除去剤	氷結剤	有り	dimethyl ether, propane	有り	"EXTREME DANGER VERY FLAMMABLE CONTENTS UNDER PRESSURE"の記載有り
No.74	CA-007	カナダ	その他	食品の保冷/保温剤(再利用可能)	ゲル状	無し	ー	無し	“Non toxic”の記載あり。 ・Environmentally Safeのラベルあり
No.75	CA-008	カナダ	パーソナルケア製品	保湿ローション	クリーム状	有り	Aqua, Glycerin, Caprylic Triglyceride, Glyceryl Stearate, Butyrospermum PARKII (Shea) Butter, Theobroma Cacao (Coc oa) Seed Butter , Sodium Olivoyl Glutamate, Cetearyl Alcohol, Panthenol (Vitamin B5), Tocopherol(Vitamin E), Cetyl Alcohol, Xanthan Gum, Sodium Stearoyl Glutamate, Citric Acid, Glyceryl Caprylate, Glyceryl Undecylenate	無し	・MSDSがWeb上で公開されている。 ・使用していない成分(パラベン、プロピレングリコール、シリコン、フタル酸等)の記載あり。
No.76	CA-009	カナダ	パーソナルケア製品	保湿ローション	クリーム状	有り	Aqua, Glycerin, Caprylic Triglyceride, Glyceryl Stearate, Butyrospermum PARKII (Shea) Butter, Theobroma Cacao (Coc oa) Seed Butter , Sodium Olivoyl Glutamate, Cetearyl Alcohol, Panthenol (Vitamin B5), Tocopherol(Vitamin E), Cetyl Alcohol, Xanthan Gum, Sodium Stearoyl Glutamate, Citric Acid, Glyceryl Caprylate, Glyceryl Undecylenate	無し	・MSDSがWeb上で公開されている。 ・使用していない成分(パラベン、プロピレングリコール、シリコン、フタル酸等)の記載あり。
No.77	CA-010	カナダ	接着剤	接着剤	ゲル状	有り	ETHYL CYANOACRYLATE	無し	“Caution Bond skin instantly, Irritant”の記載あり
No.78	CA-011	カナダ	接着剤	コンタクトセメント	クリーム状	有り	Toluene, Gasoline	有り	“Danger Poison Irritant flammable-inflammable”の記載有り
No.79	CA-012	カナダ	文具	カラーペン	ペン	無し	ー	無し	“non-toxic”の記載あり APマーク*、Conforms to ASTM D4236** の記載あり。
No.80	CA-013	カナダ	文具	絵の具	チューブ状	無し	ー	無し	“non-toxic”の記載あり
No.81	FI-001	フィンランド	合成洗剤・石鹸(手洗い用)	食器洗浄機用洗剤	タブレット	有り	15～30%の酸素系漂白剤 water-soluble Polyvinyl alcohol (ホームページでは詳細な成分が公開されている)	DSD/DPD	
No.82	FI-002	フィンランド	洗浄剤・漂白剤	衣類用漂白剤	粉末	有り	<5% nonionic surfactants, >30% reductive bleach (sodium), optical brighteners, perfumes, Limonene, Linanool	DSD/DPD	

通し番号	製品ID	国名	製品区分	製品用途	製品タイプ	成分表示の有無	表示成分	ラベル(絵)表示	備考
No.83	FI-003	フィンランド	化粧品	マニキュア除光液	液体	有り	Acetone, Brassica campestris Seed Oil, AMP Isostearoyl Hydrolyzed Wheat Protein, Alcohol Denat.	GHS	GHSの絵表示が付いているが、青色。
No.84	FI-004	フィンランド	医薬品	手消毒剤	ジェル	有り	alcohol denat., isopropyl alcohol, aqua, glycerin, acrylates/C10-30 alkyl acrylate, crosspolymer, tetrahydroxypropyl ethylenediamine	DSD/DPD	
No.85	FI-005	フィンランド	洗浄剤・漂白剤	トイレ洗浄剤	スティック	有り	anionic surfactants, amphoteric surfactants, aromatic hydrocarbons, Perfume	GHS	
No.86	FI-006	フィンランド	その他	車の鍵穴解氷剤	液体	有り	2-propanol, etahdiol	GHS	

* APマーク:アメリカの団体でACMI(Art and Creative Material Institute)が発行しているマーク。評価の基準は、会員以外には明らかにされていない。急性毒性、慢性毒性、皮膚刺激、発ガン性、アレルギー、内分泌かく乱物質等あらゆる面にわたって安全性が審査される。現在、デューク大学メディカルセンターにおいて、専門の毒物学者が実際の審査にあたっていて、このマークの信頼性は、非常に高い。下記のConforms to ASTM D4236の表示も併記される。
なお、APマークは、成分の安全性を示すが、機能的な品質を保証するものではない

** Conforms to ASTM D4236
ASTMは、American Society for Testing and Materialsの略。
ASTM D4236「美術・工芸材料の慢性的健康危害に関するラベル表示の標準的実施」において、商品に適切なラベル表示をすることが義務付けられている。(義務付けは、アメリカ国内のみ)つまり、商品の使用によって、健康に悪影響を及ぼす可能性があるときは、注意書きを表示しなければならない。Conforms to ASTM D4236とは、そのような危険がある場合には、注意書きがしてあり、“特に、注意書きがなければ安全”ということを表す。
安価な輸入品の中には、十分な裏付けもなしに、この表示をしているものもあると思われる。